

# プール学院大学 自己評価報告書

[日本高等教育評価機構]

2007 (平成 19) 年 7 月  
プール学院大学

## 目 次

. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、大学の個性・特色.....	<b>P.1</b>
1. プール学院大学の建学精神.....	P.1
2. プール学院大学が目指す大学像.....	P.2
. プール学院大学の沿革と現況.....	<b>P.4</b>
1. 本学の沿革.....	P.4
2. 本学の現況.....	P.5
. 「基準」ごとの自己評価 .....	<b>P.7</b>
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的.....	P.7
基準 2. 教育研究組織.....	P.12
基準 3. 教育課程.....	P.21
基準 4. 学生.....	P.38
基準 5. 教員.....	P.65
基準 6. 職員.....	P.71
基準 7. 管理運営.....	P.76
基準 8. 財務.....	P.83
基準 9. 教育研究環境.....	P.87
基準 10. 社会連携.....	P.92
基準 11. 社会的責務.....	P.97
. 特記事項 .....	<b>P.101</b>
1. キリスト教精神に基づく教育 .....	P.101
2. 異文化間協働の学び .....	P.106

## ．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、大学の個性・特色

### 1．プール学院大学の建学精神

#### (1) 本学国際文化学部、大学院国際文化学研究科の理念と目的

大学の教育理念は、1950（昭和25）年の学校法人化に際してつくられた「学校法人プール学院寄附行為」に述べられた建学の精神に基づいている。寄附行為は、その「まえがき」において1879（明治12）年の創設以来幾多の変遷を経て今日に至ったプール学院の歴史に触れ、学院がその間、特に1880年代から30有余年在職したトリストラム校長の偉大な感化の下に、終始一貫日本聖公会の教育施設としてキリスト教の精神を根底とする霊的人格教育を行ってきたとし、これが将来においても永久に守られるべきであると述べている。そしてこの理念に基づき「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神による教育事業を行い、人類の福祉に貢献することを目的とする」とし（第3条）、その目的の達成のため「プール学院大学大学院国際文化学研究科、プール学院大学国際文化学部国際文化学科、同学部子ども教育学科、プール学院大学短期大学部秘書科、同短期大学部幼児教育保育学科、プール学院高等学校全日制課程普通科、プール学院中学校」を設置すると定めている（第4条）。

#### (2) 国際文化学部の理念と目的

1996（平成8）年に設置された国際文化学部は、短期大学において行ってきた英語・英文学の教育・研究を更に高いレベルで、かつ、より広い国際文化の視点において進める目的で、本学院の建学の精神と教育理念をより高度に実現させることを目指して設置された。

プール学院大学の学則は、理念と目的を次のように述べている。

「プール学院大学は、キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳を理念とし、社会の要請に応え、学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする」（「プール学院大学学則」第1条）。

この建学の精神とは、キリスト教主義に基づき世界人類の福祉に貢献することを目的に、広い教養を与えて人格を陶冶し個人の徳性を高め、また、高度の学術の研究を通じて社会に有益な人材を養うところにある。本学に、国際文化学、すなわち異なった文化とそれらの文化間の関係に関わる諸学の発展と、それらに基づく一般的教養、専門的教養を身につけた人材の育成とを目的とした国際文化学部を設置したことは、愛による人の交わりと人類への奉仕というキリスト教精神による本学院の伝統に合致し、それを更に発展させるものである。

#### (3) 大学院国際文化学研究科の理念と目的

「プール学院大学大学院は、キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳を理念とし、社会の要請に応え、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人

間文化の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする」(「プール学院大学大学院学則」第1条)。

国際文化学研究科は2000(平成12)年に創設された修士課程大学院である。国際文化学部の基礎の上に置かれた研究科であるから、国際文化学部の「異文化間の相互理解と共生」という理念を継承していることは言うまでもない。しかし、研究科の専攻の名称が「異文化間協働」であることから明らかなように、「相互理解と共生」を目的とするだけでなく、これを一歩進めて世界平和の実現のために異文化間で「協力して働く」、行動力を伴った知的人物の育成を目的としている。学問を行う大学が象牙の塔として批判されて久しいが、「異文化間協働」は学問を否定するのではなく、習得した学問を現実世界で活かすための力を重視しているのである。つまり、国際文化学部の理念に実践性と奉仕の精神が加わっている。本学の建学の理念がキリスト教の「愛と奉仕の精神」に根ざす以上、その精神を実現して社会への貢献を図ることはきわめて当然である。

具体的には、本学をはじめとする国際文化学部やその関連領域の卒業生に、より高度な研究教育の機会を与え、この領域での大学院修了資格を持つ専門家への社会の需要に応え、国際文化学関連領域で活動している人々に生涯学習の機会を与えることを通じて、本学の研究・教育をいっそう充実させ、ひいては国際文化学の発展に寄与することを目指すものである。

## 2. プール学院大学が目指す大学像

### (1) キリスト教精神に基づく教育・研究

本学が目指す大学は、キリスト教の精神が、教育・研究・管理の各分野で理念としても実際にも行われている大学である。

キリスト教精神は本学の教育や研究・管理のさまざまな点に見受けられ、そのいくつかは、基準の各項目の「事実の説明(現状)」「自己評価」の部分で具体的に述べられるほか、「特記事項1」でまとめて述べるが、ここでは一例を示しておく。

建学の精神・目的を、実際の教育・研究・管理に活かすには、日常の運営の中で常に確認し努力することが必要となる。本学では教授会、運営委員会など主要な全学的会議にはチャプレンが出席して、祈りをもって始まり終わること、授業がある日は毎日午前15分のチャペルタイムをもつことなど、キリスト教精神の確認の場をもっている。祈りは、その時々々のテーマに即した内容を持ち、チャペルタイム時の話題もその時々々の内外の話題や学生の現状にかかわるものである。これらの問題の解決にあたり、人智を超えた存在への謙虚な依拠を意識するためである。また、授業に際しては、さまざまな文化的背景を持つ多様な学生を、「愛情をもって厳しく育てる」ことを目指そうとしているが、これも本学の特色とすることができよう。

### (2) 国際文化学の教育・研究

本学は、「国際文化学」の教育・研究をすすめることを目指している。国際文化学は、英語で、Intercultural Studiesと表現され、その場合の「文化」を本学では、単に民族や国民が有する文化としてとらえるのではなく、世代、性、地域、階層、宗教、職業、教育等によって人々がそれぞれ身につけている異なる生活様式や価値観をも文化とし、

それらの関係性を扱おうとするのである。したがって、国際文化は、文学、歴史学、社会学、文化人類学、教育学、心理学、言語学、宗教学などさまざまな学問分野から学ぶことが必要になる。

更に、教室で教員を中心として知識や考え方を学ぶだけでなく、実際に社会の中で観察したり、調査したり、奉仕活動をする中で学ぶことも重要であると考えている（「体験知」）。それは単に学習・教育に効果的な方法であるというだけでなく、次項で述べるところの「理解から実践へ」と学習をより高次に進めるためであり、いわゆる「協働」のあり方や技法を学ぶことでもある。このため本学では、国内ばかりでなく海外をも活動範囲とする多くの実践科目や海外留学・海外研修のプログラムを用意している。

教育方法としてのそうした実践科目は、該当する基準項目において詳述されているが、「協働」の実践は空間的には、大学のキャンパス内だけでなく、キャンパス周辺の地域へ、更に海外にまで広がり、内容的にも、教育課程や教育方法としてだけでなく、学生への学習支援としての、また近隣の地域社会や海外の協働活動連携先への貢献としての側面をも有している。本学の教育・研究の特色の一つである「協働」については「特記事項 2. 異文化間協働の学び」で体系的に述べる。

### (3) 理解から実践へ、「異文化間協働」を目指して

国際化・情報化が進展した現代社会では、さまざまな課題に対して、多様な立場や価値観を理解するだけでなく、それらを認めながら共存・共生する途を探り、協力して働く「協働」が課題となる。本学では、ここでいう「異なった文化の持ち主の間での協働」を、英語で、Intercultural Service と訳しており、それが本学の建学の精神であるキリスト教の精神に基づいていることは既述のとおりである。

この特色は、既に国際文化学部国際文化学科の理念の中に萌芽的に、そして暗示的に示されていたのであるが、2000（平成 12）年に発足した大学院では、はっきり目的として明示された。更に 2007（平成 19）年に国際文化学部の中に「子ども教育学科」が創設され、そこでは、「教育」を児童・教師・保護者というさまざまな文化をもった人々の「協働の技法」によって、文化を伝承・発展させることとしてとらえ、「協働の精神」と「協働の技法」を身につけることを目指している。更に 2008（平成 20）年度に創設が予定されている「英語学科(仮称)」でも、国際ビジネス界や英語教育界及び現実の社会で求められている高度な英語コミュニケーション能力の上に、「協働の精神」と「協働の技法」を身につけた人材を育てることを目指している。「英語学科(仮称)」の新設は短大時代の英語・英文学の教育・研究が、国際文化学科英語文化専攻として国際文化学の視点と方法で高度化されることを経たのち、更に「協働」の能力を高める方向で発展したものである。これとともに国際文化学科も、学部全体の再編成にともない、より高度な言語・情報コミュニケーション能力を持ち、現実社会で働き活動できる精神と技法、すなわち「協働の精神」と「協働の技法」を身につけた人材の育成を可能とするカリキュラムに改変する予定である。

本学が開設されて 12 年目にして、実際の教育における試行錯誤と改善の試みの中で、建学の精神と理念や目的が、国際文化学の教育・研究の内容理解や教育方法と一体化し、本学の教育・研究の個性・特色として明確に姿を現してきたといえるのである。

## ． プール学院大学の沿革と現況

### 1． 本学の沿革

プール学院は本年で創立 128 周年に当たる。本学の建学の精神はその長い学院の歴史と伝統のなかに生まれ育まれてきた。プール学院の発端は 1879（明治 12）年に、キリスト教に基づく女子教育のため英国聖公会宣教協会（Church Mission Society）によって設立された「永生学校」に遡る。1890（明治 23）年にウィリアム・アーサー・プール初代監督（主教）を記念して校名をプール学院とし、キリスト教精神に基づき、当時は軽視されていた女子教育の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の教育改革では、短期大学制度が制定された 1950（昭和 25）年にいち早くエレノア・メアリー・フォス師を初代学長として短期大学（英文科）を発足させ、女性の高等教育機会の拡大に貢献してきた。その後、1974（昭和 49）年には社会人への聴講制度を発足させ、1982（昭和 57）年には泉北ニュータウンに移転・拡充を行った。1984（昭和 59）年には秘書科を設置し、1990（平成 2）年には専攻科（英文専攻）課程を設置するなど、時代にふさわしい女性のための教養的、専門的、職業的教育を提供することに努めてきた。1986（昭和 61）年には 18 歳人口の急増に対応して臨時定員増を認められ、学生数は 1,000 人を数えるにいたった。

1996（平成 8）年には、教育・研究を更に高度のレベルに発展させる意図をもって、短期大学英文科を改組転換して大学を設置し、国際文化学部を開き、同秘書科を短期大学部（秘書科）と改組した。国際文化学部が完成年度を迎えた 1999（平成 11）年度は短期大学部秘書科の臨時定員増の期限が切れる年度で、その対応として臨時定員 90 人のうち 50 人を国際文化学部、40 人を短期大学部の恒常定員に加えるよう準備を進めた。1999（平成 11）年 11 月に文部省の認可を受け、2000（平成 12）年 4 月から国際文化学部、短期大学部ともども新学則の下で新教育課程が始まった。1999（平成 11）年 12 月にはプール学院大学大学院の設置認可が下り、2000（平成 12）年 4 月に国際文化学部教育の基礎の上に立つ大学院国際文化学研究科が発足した。

2000（平成 12）5 月、学院理事会は、21 世紀社会に生きる学院像を目指して、「プロジェクト 21」を策定し、学院 130 周年に向けた 10 か年計画の事業の推進に着手した。

プール学院大学は、2002（平成 14）年 3 月、大学院国際文化学研究科（修士課程異文化間協働専攻）の第 1 回修了者を送り出し、1996（平成 8）年度から始まった短期大学部秘書科、国際文化学部国際文化学科に加えて、2000（平成 12）年度に発足した国際文化学研究科が完成年度の節目を迎えた。

2002（平成 14）年度に学長の交代があり、中期計画に基づいた改革に取り組むプロジェクトを立ち上げ、2003（平成 15）年度にかけての 2 年間にわたって、カリキュラム、入学選考、運営組織についての改革に取り組む一応の完成をみた。新カリキュラムは 2004（平成 16）年度入学生から適用され、国際文化学部は英語文化専攻、異文化間協働専攻、情報文化専攻という 3 専攻を持つことになった。この改革により、本学が行なう教育の内容がより具体的に示されるようになった。

3 専攻の設置・発足は、本学が目指す国際文化の教育を、専門的実務能力の向上という面においていっそう発展させるための措置であったが、本学を取り巻く社会の変化

は更なる教育内容と教育方法の改革を要請していた。日本経済の不況・低成長と人口構成の変化及び国際化・情報化の進展にともなう多様な価値観と背景を持つ人々の学びの需要に応えるには、大学発足時とは比較にならぬほどきめ細かい指導や、社会での仕事や活動を意識した実践的性格の強い効果的な教育方法と、それを可能にする組織と制度が必要であった。そこで 2005（平成 17）年度から全学をあげて本学の国際文化学教育の点検を行い、新学科開設をも視野に入れた新しい教育と組織の構想が提出され具体化されていった。

2005（平成 17）年度末に構想が提起され、2006（平成 18）年度には新学長の下で、本学の国際理解と英語教育の実績と経験を生かしながら、教育方法にいっそう実践性を取り入れ、本学の教育・研究の特色である「協働」の精神と技法の学びを、「教育」という場で実践することを目指す「子ども教育学科」の計画が具体化された。子ども教育学科は、国際文化学科から入学定員 240 人中 80 人の定員を移し、配置換えされた 6 人の専任教員に、7 人（2007 年 4 月には 4 人）の新任教員を加えて発足する運びとなった。2006（平成 18）年 9 月に届出が受理され、2007（平成 19）年 3 月には教職課程の認可も受けて、同年 4 月に定員どおり 80 人の新 1 年生を迎えてスタートした。

今後更に 2008（平成 20）年 4 月をもって、国際文化学科から「英語学科(仮称)」を分離・新設することが予定されている。これは 2004（平成 16）年度から始まった国際文化学科の新カリキュラムの下での英語文化専攻を発展させたもので、国際ビジネス、英語教育及び高度な英語コミュニケーション能力を必要とする仕事や活動という、現実社会の具体的な働き場所を意識して、きめ細かいカリキュラムと教育方法により、具体的な場で求められる実践能力を持つ人材の養成を目指すものである。

以上に見られるように、初期の女学校から戦後の短期大学の設置とその拡充、1996（平成 8）年の大学国際文化学部の設置とその発展は、本学が一貫した建学の精神と理念の下で、その時々々の社会の要請に応える形で、すみやかな改組・改革を行ってきたことを示している。本学は、その持てる資源（人員とそのネットワーク、経験とノウハウ）を生かし、けっして無理することなく、しかし着実に革新を遂げてきたのである。

## 2. 本学の現況

- (1) 大学名 プール学院大学
- (2) 所在地 〒590-0114 大阪府堺市南区槇塚台 4 丁 5 番 1 号
- (3) 学部の構成

国際文化学部 1 学部よりなる。国際文化学部の中には、国際文化学科と子ども教育学科の 2 学科がある。国際文化学科は、英語文化専攻・異文化間協働専攻・情報文化専攻の 3 専攻よりなる。

また、大学院は国際文化学研究科 1 研究科よりなり、異文化間協働専攻 1 専攻である（表 F-2、表 F-3）。

- (4) 学士課程、大学院課程の学生数、教員数、職員数

学生数・教員数・職員数詳細は、表 F-4、表 F-5、表 F-6、表 6-1 に示すとおりであるが、ここに概況を示しておく。

プール学院大学現況表(人)

学部・大学院	国際文化学部		国際文化学研究科	計	
学科・研究科	国際文化学科	子ども教育学科	異文化間協働専攻		
1年次	127 (17)	80	9 (6)	216 (23)	
2年次	145 (39)	/	7 (5)	152 (44)	
3年次	205 (79)		/		205 (79)
4年次	261 (86)				261 (86)
計	738 (221)	80	16 (11)	834 (232)	
専任教員	22	10	14 (学部兼任)	32 (実人数)	

( )は在籍学生数のうちの留学生数

## ．「基準」ごとの自己評価

### 基準 1．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

#### 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に明示されていること。

##### 1-1の視点

#### 1-1- 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

##### (1) 1-1の事実の説明(現状)

本学国際文化学部及び大学院国際文化学研究科の理念・目的は、キリスト教精神に基づいてつくられた本学院の建学の理念に発して、それは教育基本法や学校教育法の目指すところと整合し、それ自身で本学部の個性・特徴となっている。プール学院及び本学部と大学院の設立の趣旨や理念については、学校法人の寄附行為、大学学則、学生に配布される『履修の手引き』、大学ホームページ、広報資料等に明記され、また、入学式、卒業式など各種行事で繰り返し述べられている。特に定期・不定期に刊行される広報資料（学院報、学校案内、キリスト教センター通信、図書館報等）では、単に事業や行事の通知にとどまらず、理念・目的についての広報となるよう心がけ、実際にその文章の端々に建学の精神や大学の理念が噛み砕いた表現で述べられている。「 ．建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」で述べた、教授会や主要会議前の祈りや平日午前のチャペルタイム実施も、教職員及び学生に本学の建学の精神と理念を意識させる機能を果たしている。

##### (2) 1-1の自己評価

本学の建学の精神や基本理念は、日常の運営の中で形式にとらわれることなく確認されていると思われる。特に大学名でもある「プール(Poole)」という名称が、本学院設立時の監督(主教)の人物名であるという説明は、本学の建学の精神がキリスト教精神に基づく教育であることを思い起こさせるきっかけとなっている。しかし、教職員はともかく、理念が学生によって十分に理解・認識されているとは言い切れず、教職員にしても、理念を個々の授業や学生との対応に実現できているとは限らない。

##### (3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

大学並びに大学院の基本理念は、学則に「キリスト教精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳」と明確に規定されている。すべての営みはこのキリスト教精神に基づき「民主的教養、国際的理解、人類の福祉と文化の発展へ貢献できる人材の養成」のために行われ、理念は毎日のチャペルタイムで周知徹底がはかられている。したがって、基本理念の学内的周知の方策は十分に取られている。後は、職場教育やFD(Faculty Development)を通じ、教職員に理念の再認識を促し自覚に俟つことである。教職員は建学の理念をより正しく理解し、日々の業務の中で自らが実践するとともに、カリキュラムや指導システムの中に具体化し、学生に伝えていく努力をしなければならない。

学外的改善はいろいろ考えられる。本学院は創立128年の歴史と伝統を持つが、大学自体の創設は1996(平成8)年、研究科が2000(平成12)年と新しく、128年の伝統

を持つ女子中学校・高校や、設置から 57 年の短期大学、さらに短期大学部秘書科が 1984 (昭和 59)年の設置であることと比較すると、知名度が高いとは言えず、また、規模も 1 学部 1 学科のみと小さいことでもあり、広報活動には改善の必要がある。しかし、より重要なことは教育の充実である。幸い来年 4 月には新たに「英語学科(仮称)」が設置され、国際文化学部は 3 学科体制になり、大学全体の教育研究活動の領域が広がる。学生定員は従来どおりであるが、教員は 7 人増えるので、これまで以上のきめ細かい少人数教育が可能になる。教育に満足した学生たち一人一人が正しい情報を伝えることこそ、大学にとって何よりの広報である。

もちろん、その一方で、公開講座や学生によるボランティア活動、サービス・ラーニング、オープンキャンパス、地域貢献事業、大学入試説明会などを通じて大学の真の姿を地域住民へ伝える努力も不可欠である。それを将来、広く関西圏全体に広げていきたい。教員たちは研究成果を教育に活用するだけでなく、積極的に地域社会に向けて発信し、成果を社会に還元していかなければならない。これらの地道で継続的な努力の先には、必ずや建学理念の学外での有意義な浸透があるはずである。

## 1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### 1-2 の視点

- 1-2-1 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1-2-2 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1-2-3 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

### (1) 1-2 の事実の説明(現状)

大学及び大学院の使命・目的は、学則に次のように明記され、学生に配布される『履修の手引き』や『STUDENT HANDBOOK』の中にもはっきりと述べられている。

「(目的) 第 1 条 プール学院大学(以下「本学」という)は、キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳を理念とし、社会の要請に応え学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。」(「プール学院大学学則」)

「(目的) 第 1 条 プール学院大学大学院は、キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳を理念とし、社会の要請に応え、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。」(「プール学院大学大学院学則」)

上記の目的は、カリキュラムの中で自己の文化や異文化を学び、互いを尊重すること、協働する精神や技法を学ぶことによって具体化されている。詳細な説明は「基準 3. 教育課程」の項で行う。

学生指導にあたっては、本学が多くの外国人留学生や帰国生・社会人・障害を持つ人など多様な背景を持つ人々を迎え入れ、キャンパス内に多様な文化背景を持つ人々

の場を作ろうとしていること、更にそれを発展させ互いの文化を理解し尊重し、助け合いながら共に学び共に活動する（協働する）ことを、最重要と考えている。また人権にかかわる問題が起きたときは速やかに解決する仕組みをも整えている。

学外に対しては、本学のホームページを利用して大学の紹介を行っている。また、入試広報の一環として、高校生や高校の教員・保護者らに「大学案内」を配布し、説明会やオープンキャンパスにおいて本学の教育の概要と特色を説明している。このほか、「基準 10 . 社会連携」でも述べるように、公開講座や地域の学校等で学生が行う交流、サービス・ラーニング活動、地域住民との協力、大学祭等を通じて、本学の教育・研究の成果を紹介している。直接に「大学の使命・目的」を述べるものではないが、そうした活動を通じて本学の特色が明らかになり、使命・目的も知られていくであろうと思われる。

## (2) 1 - 2 の自己評価

大学や大学院の使命・目的は「大学学則」「大学院学則」に明記され、学生に配布される『履修の手引き』『STUDENT HANDBOOK』や実際の教育・学生指導を通して、学生・教職員に周知されてはいるが、すべての教職員や学生がそうした使命・目的を具体的かつ十分に認識し理解しているかと言えば、深く考えている者がいる一方で、残念ながらお十分でない面もある。しかしながら、本学では 2002（平成 14）年度以来、大学改革や FD を通じて、社会の変化の中での本学の位置づけと社会から本学が求められているものについて考慮し、全学の教職員がカリキュラムや組織の改革の具体化にかかわってきた。この過程で多くの教職員が、大学の理念・使命・目的を認識するようになったと思われる。

大学院について言えば、設立後日が浅いこともあって、大学院担当全教員が出席する大学院研究科委員会で、カリキュラムの運用が絶えず議論されてきた。こうした議論を通じて、国際文化学部の専任教員の半数近くを占める大学院担当教員は、本学大学院の理念・目的について、それが時代に合致し教育基本法や学校教育法に適合している改変の必要性がないばかりか、異文化間協働の理念は国際化・グローバル化する時代の要請を先取りしているとの認識を共有するに至っている。単なる国際理解や国際交流でなく、異文化間での「協働」という行動力を重視した斬新な発想は、研究科設立後 7 年を経た今日においても些かも先進性を失っていない。したがって、本研究科が今なすべきは、理念の再検討ではなく、掲げた理念・目的のさらなる実現化に邁進することであり、構成員一同は今後もそれに向けての努力を続けなければならない。

一方、すべての国際文化学部学生が、『履修の手引き』や『STUDENT HANDBOOK』を熟読し、大学の使命・目的を理解しているかは疑わしい。多くの学生は、履修科目や進級卒業単位数の項及びその時々に必要な箇所は読むが、理念・目的まで読むには至らないのが現状であろう。ただ、就職活動において、本学での学びについて尋ねられた時や、卒業を間近に控えた 4 年次生が 4 年間の学びについて見渡す余裕ができたときに、国際文化学部での教育・学習とは何だったのかと考え、あわせて本学の使命・目的についても考えるようである。

学外への公表・周知については、前項の「建学の精神・大学の理念」の場合と同様、なお不十分であると言わざるを得ない。

(3) 1 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

前項に記した通り、大学の使命・目的は明確に定められており、公表・周知という点でも学内的にはかなり行き渡っているが、学外的にはまだ改善の余地がある。

本学の規模の大学では、広報予算にも限りがあり、必然的に大規模大学とは異なった広報戦略が求められる。具体的にはホームページを始めとする恒常的な広報活動の促進とともに、地道な教育活動、社会貢献、地域協力などを行いながら、それを広報活動に繋げる方策の検討である。

本学の立地する周辺地域は義務教育の段階で既に多くの外国人子弟を抱え、言語を始めとする異文化を持つ子どもたちを、日本の学校教育に導入することが大きな課題となっている。本学はこの課題にこたえる人材を育成している。学生たちに海外研修への参加を奨励し、留学に各種の助成も行っているため、かなりの学生たちは多文化共生への意識に目覚め、異文化間協働の重要性を認識している。また国際文化学部の性格上、意識的に留学生を入学させてきた経緯もある。それらの学生や留学生をボランティアやサービス・ラーニング、フィールドワークという授業科目の枠内で、周辺地域の幼稚園・小学校・中学校に送り込み、外国人子弟と日本人生徒との意思疎通・融和、日本社会への抵抗感の除去などの活動に従事させ、地域社会から広く感謝されている。こうした地道な地域活動を通して、少なくとも周辺地域には異文化間協働が本学の目指す使命と目的であることが浸透しつつある。この活動を更に推し進め、新設された子ども教育学科や準備中の「英語学科(仮称)」の協力も得て内容の一層の充実を図れば、広報による抽象的な言葉ではなく、社会貢献という生きた形で本学の使命・目的が周知されることになる。

**[ 基準 1 の自己評価 ]**

大学並びに大学院の「キリスト教精神」の理念も、それに基づいた「民主的教養、国際的理解、人類の福祉と文化の発展に貢献できる人材の養成」という使命・目的も、学則に明記され教職員の間には十分に行き渡っている。学生に対しても毎日のチャペルタイム等を通して周知の努力がなされている。

キリスト教の伝統を持った大学は多いが、本学のようにチャペルタイムの時間に一切の授業を行わず、1・2年次生に週1度の出席を義務付けているところは少ない。チャペルタイムは、国際化・機能化・情報化する現代社会に生きていく若者に『聖書』を通して大学の教育理念を伝える機会ともなり、このような制度は他校に誇れるものである。ただ、この誇れる在り方を学外に広く伝えるという点では、残念ながら遅れていると言わざるを得ない。広報が不足しており、予算配分のあり方にも問題がある。

**[ 基準 1 の改善・向上方策(将来計画) ]**

大学並びに大学院の優れた理念と使命・目的並びにその教育への具体化の努力を、いっそう広く一般社会に知って貰う必要がある。

本学はこれまで建学の理念と大学の使命・目的に則って地域社会との接点を求め、教育界への協力・貢献を精力的に行ってきた。このことは既に述べたとおりである。これらの活動を更に精力的に拡充させていくことこそが、本学の理念、使命・目的の更なる

社会的認知につながると確信している。

## 基準 2 . 教育研究組織

2 - 1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

### 2 - 1 の視点

2 - 1 - 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2 - 1 - 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

### (1) 2 - 1 の事実の説明（現状）

本学国際文化学部は、「国際文化学科」と「子ども教育学科」の2学科より成る。国際文化学部は、「民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献できる人材を育成すること」（「プール学院大学学則」第1条）を目的とし、「キリスト教の精神に基づき、リベラル・アーツの教育を通して、自らを知り、他者を尊重する、謙虚な人格を培い、個人と全体のバランスをとって共に働き、社会に貢献する人間形成をめざし」ている（『国際文化学科・履修の手引き』及び『子ども教育学科・履修の手引き』各2007年度版、各p.1）。

国際文化学部の中で11年間にわたって唯一の学科であった「国際文化学科」は、その目的を、『国際文化学科・履修の手引き』の中でいっそう具体的に説明している。すなわち、人々は、民族、国籍、世代、性、地域、階層、職業、教育等によって、さまざまに異なる生活様式や価値観からなる「文化」を身につけている。こうした「文化」に、さまざまな学問によってアプローチし、その学習によって自らを知り、他者を尊重する謙虚な人格を養い、「協働の精神と技法」を学ぶことを、「国際文化学」を学ぶ目的とするのである（同上書 p.1）。そして「協働の技法」として、人びとや社会のありようを理解する高い感性、人間としての共感能力、人間関係能力、組織運営能力、コミュニケーション能力、情報処理能力を獲得することが望まれるのである（同上）。

こうした多方面の能力を、最初から全面的に獲得しようとするのは容易ではないし、またかえって非効率である。そこで実際の教育課程では、基礎（導入、教養、基本的コミュニケーション能力）科目、専門基礎科目、専門科目といった学科目からなるカリキュラムが編成され、1年次生から4年次生にかけての履修の指針が示されているほか、将来の活動（協働）を視野に入れて、専攻分野を選択し、その分野の科目群を重点的に履修するよう指導が行われてきた。2003（平成15）年度以前は、これは「コース」と呼ばれ、「欧米文化コース」「アジア文化コース」「異文化間関係コース」「異文化間協働コース」の4コースが示されていた。コース制は科目をグループ分けし、コース内科目を集中的に学習させる指針としての性格が強かった。

2004（平成16）年度のカリキュラムからは、将来の活動に資するよう、より専門的な能力養成に重点をおいた「専攻」制となり、英語コミュニケーション能力の育成

を目指す「英語文化専攻」、さまざまな文化を理解した上で、実践の中で協働する能力を育てようとする「異文化間協働専攻」、情報リテラシーを身につけた上に実社会で情報コミュニケーターを目指す「情報文化専攻」の3専攻が置かれた。3専攻はともに、社会から求められている人材の育成を目標とする点、また国際文化学及び協働の精神と技法を学ぶという点でも共通性を持っているが、卒業後の活動と関連させて学習の目標を立て、よりいっそう特化した専門能力を身につける点では以前のコース制とは違いを有している。

3専攻の専攻別教育は1年次生の後期から開始される。「英語文化専攻」では英語関係科目、「異文化間協働専攻」では異文化間の理解や協働に関する科目、特に実践科目、「情報文化専攻」では情報に関する科目が多く配当されている。1年次生前期の基礎演習では、大学への導入教育に加えて各専攻の特色が紹介され、学生が自分の関心と能力に応じ適切に選択できるように配慮されている。

本学科には、表 F-6 のように教員が配置され、学生の入学定員は2000(平成12)年度以来240人、編入学定員は40人である。3専攻制実施にあたっては、専攻ごとの定員は特に定めなかったが、学生の希望は「情報文化専攻」に予想を超えて集中した。このため、初年度は「情報文化専攻」のクラスを増やしたりして対応した。2005(平成17)年度からは、所属教員数に応じた専攻定員の目安を学科会で申し合わせるようになった。志望を優先するか、専攻制教育の徹底のために専攻人数を制限するかは、常に直面する問題であるが、改革初年度の2004(平成16)年度生については前者を、2005(平成17)年度生以降については後者の方法を実施している。2007(平成19)年度から「子ども教育学科」ができ、「国際文化学科」から6人の教員が新学科に配置換えになり、また新学科の入学定員を80人としたため、「国際文化学科」の入学定員は160人となった。

2007(平成19)年4月に発足した「子ども教育学科」は、国際文化学部の目標を踏襲しつつ、「国際文化学科」の11年にわたる経験と成果のうえに、新たに、子どもの教育に専門的に携わる職業人の育成を目指して作られた学科である(『子ども教育学科・履修の手引き』2007年度版、p.2)。「子ども教育学科」は特に、「子どもの尊厳への深い理解を持ち、子どもの存在を総合的に捉え、その教育を人びとの協働の営みとして考え行動できる人間の育成をめざし」(同手引2007年度版、p.2)ている。

「子ども教育学科」の教育課程は、国際文化学部のカリキュラムとして共通の編成理念を持っているだけでなく、「国際文化学科」と共通する多くの科目の履修が可能である。「子ども教育学科」4専門分野のうちの3分野、すなわち「子ども英語」「多文化共生」「国際社会」は、本学「国際文化学科」の経験と成果が活かされた分野である。本学科は子どもやその教育に専門的に携わる専門的職業人の育成を目指していて、小学校・幼稚園の教諭資格を取得するための科目を備え、そのための教員を配置している。2007(平成19)年4月には国際文化学科から6人の教員が移り、新たに4人の教員が着任した。更に3人の教員が2008(平成20)年度に着任の予定である。初年度は定員どおり80人の新入生を迎えることができた。

大学院国際文化学研究科は2000(平成12)年4月に、「異文化間協働に関する高度な研究能力を培うとともに、異文化間協働に関わる諸活動や諸職業に求められる専門・実践能力を養うことを目的として」(「プール学院大学大学院学則」第1条)設立された。本大学院は、国際文化学部が目的としている、さまざまな文化理解と協働の精神・技法の学びを異文化間での協働実践と融合させ、より高次元での実現を目指しているものである。このため、異文化間協働に関する理論と実践を必修科目として複数の教員のオムニバス授業によって行うほか、「サービス・ラーニング」「フィールドワーク」という実践科目を置いている。とりわけ「サービス・ラーニング」を必修として実践能力を高める目的に直結させている。専門分野として、国際協働、異文化間関係、地域文化(欧米文化・アジア文化)の三つを置き、それぞれに種々の科目を配している。こうした授業と論文指導を行うために、表F-6のように教員が配置されている。学生の入学定員は12人である。

## (2) 2-1の自己評価

本学国際文化学部の「国際文化学科」及び「子ども教育学科」、また大学院国際文化学研究科の組織・構成は、それぞれの学科・研究科の目的を達成するために適切なものといえる。

それぞれの学科の目的は、国際文化学部の目標と整合的であり、また学科それぞれは独自の個性と特色を持ちつつ、なお共通性をも有している。この共通性は、根源的には、本学の建学の精神に由来するものであり、この点は大学院国際文化学研究科も同様である。また、「国際文化学科」及び「子ども教育学科」は履修カリキュラムや学科目において多くの共通性を持っているが、それは両学科の考える「文化」や「協働」についてのとらえ方の共通性に基づいていて、本学の発足以来の教育経験と絶えざる議論の中から成長してきたものである。大学院もこの発展上の産物といえるであろう。

「子ども教育学科」は発足したばかりであり、その評価は今後を待たねばならないが、教員側の教育・研究体制、入学者状況からみても上々のスタートを切ったといえよう。

「国際文化学科」については、入学者数の減少・定員の不充足が大きな問題である。更に、3専攻制にも意義があった一方で、なお問題が残っているとわざるを得ない。それは、それぞれの専攻の特色、あるいは目指すものの相互関係あるいは整合性の問題である。改革初年度生には志望を重視したため、3年・4年次の専門演習選択でも専攻制を徹底できていない。専攻人数を制限し専攻制への徹底化を図った2005(平成17)年度生が4年間を修了する時点で、専攻制の評価が可能となるであろう。しかし、専攻に分かれても、英語文化専攻の場合を除いて、現行制度は科目履修の縛りを緩やかにしているため、学生は専攻の趣旨とは無関係に科目の履修選択をすることが可能である。しかも3・4年次生の必修科目で専門性にもっとも関係が深い「専門演習」の選択についても専攻による縛りを強制していない。その結果、専攻制の効果が現れにくい側面がある。志望を優先した初年度生への対策の影響が、次年度生以降の「専門演習」選択にまで残ることになった。

大学院については、大学院の授業を担当する教員全員が学部学生の教育をも担っていることから、学部教育の理念を踏まえ発展させる機関としての大学院であることの理解は徹底している。

(3) 2 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

上に述べたような、現行の「国際文化学科」の 3 専攻制の問題点を改善するために、本学では現在、「国際文化学科」から「英語学科（仮称）」を取り出し、「子ども教育学科」とあわせて 3 学科構成にするべく準備中である。

「英語学科（仮称）」は、現行の 3 専攻の一つである「英語文化専攻」をそのまま独立させようとするものでは決していない。定員 160 人の国際文化学科を二つに分け、「英語学科（仮称）」では、英語を使って社会で活躍できる能力を養成するという目標を、いっそう具体的・明示的にカリキュラムの中に取り入れようとしている。一方、「国際文化学科」では、日本語や外国語コミュニケーション能力のレベルアップ、情報スキルの獲得、さまざまな文化の理解、文化理論の習得、更に実践の中での体得を目指したカリキュラムへの改革が進行中である。計画では、この改革は 2007(平成 19)年度中に形を整えて文部科学省に届け出、2008(平成 20)年 4 月から開始されることになり、新しい国際文化学部のもとには 3 学科が揃う。すなわち、子どもとその教育に関わる仕事ができる人材を育成する「子ども教育学科」、高度な英語能力を駆使して国際ビジネス、中等英語教育、広く英語コミュニケーションを必要とする職業で活躍できる人材を養成する「英語学科（仮称）」、コミュニケーション能力と情報リテラシー及びさまざまな文化理解を実践の中で鍛え、広狭さまざまな異文化の間で働ける人物を送り出す「国際文化学科」が、それである。

**2 - 2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。**

2 - 2 の視点

2 - 2 - 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2 - 2 - 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2 - 2 の事実の説明（現状）

国際文化学部はその教育目標を、「キリスト教の精神に基づき、リベラル・アーツの教育を通して、自らを知り、他者を尊重する、謙虚な人格を培い、個人と全体のバランスをとって共に働き、社会に貢献する人間形成をめざし」(『国際文化学科・履修の手引き』及び『子ども教育学科・履修の手引き』各 2007 年度版、各 p.1) と述べるように、教養教育を通じた人間形成は本学の目的、教育内容であり、本学の組織はその目的のために作られているとあってよい。したがって、設立当初は専門科目のほとんども広い意味での「教養科目」であった。のちに、「協働」といった実践性が重視されるようになり、そのためのコミュニケーション能力の養成科目や実践科目が増強され、更に社会で活動し働くために必要な専門的能力の養成が課題となると、より実務性・専門性の強い専門科目・専門基礎科目が増えていった。この

ような変遷の過程の中で、狭義の「教養科目」はカリキュラムの中の一部となっている。ここでは狭義の「教養科目」とそれをも含む本学の教養教育について述べる。

「国際文化学科」と「子ども教育学科」の教養科目は共通であるので、ここでは「国際文化学科」の教養科目を例に説明する。ただし、その具体的な説明は「基準3. 教育課程」で行うことにし、ここではその特徴について述べる。

第一の特徴としてあげられる点は、開講されている教養科目の分野が、文化芸術、倫理社会、現代社会、生涯教育の4分野に及び、自然科学分野が、やや少ないくらいがあるものの、全体で29科目が開講されていることである。学生はその中から各分野で最低1科目、全体で6科目以上を、1年次生から4年次生までの間に履修することが求められている。第二に、科目の中には、「ジェンダー論」「人権論」「ボランティア活動論」といった本学に特徴的な科目や、「堺の文化」「なにわの自然科学」の地域社会と密接に関連した科目がある点があげられる。

第三の特徴は、こうした科目の中には、その専門性ゆえに外部非常勤講師に委ねているものもあるが、全体の半数以上の科目は本学の専任教員が担当している。

こうした狭義の「教養科目」のまわりに、本学に特徴的な、人間形成を目指す広義の「教養科目」「基礎科目」「行事」が存在する。以下にその特徴を項目別に記す。

第一に、オリエンテーション科目としての「キリスト教概論」は、本学の建学と教育の中心精神をなすキリスト教についての科目であり、「国際文化学基礎演習」「(専攻別)基礎演習」は、少人数で入学後の導入・学習への励まし、資料収集やプレゼンテーションの技法教授などの基礎教育を通して、ともに人間形成教育の不可欠の科目となっている。第二に、キリスト教センターは、本学におけるすべての活動の精神的支柱であるが、特にセンターが年2回主催するアセンブリーは、キリスト教精神を国内外で実践し活動している外部の講師を招き、本学の教養教育・全人教育を具体的に示す行事となっている。更に重要なのは、学期中毎日、チャペルタイムを持ち、『聖書』を通して全人教育を行う機会としていることである。

第三に、不定期に行われる講演も同様の効果がある。たとえば、2006(平成18)年度(6月10日)には、国際文化学部開設10周年記念公開講演会(短期大学部幼児教育保育学科開設記念も兼ねて)が行われ、武田建氏がエレノア・チャペルで「コーチングと子育ての心理学」と題する講演をしたが、大学内外の人々を集めて盛会であった。第四に、「専門基礎科目」「専門科目」と分類される科目群の中にも、リベラル・アーツ的性格の強い科目が多数存在する。リベラル・アーツ教育を根本とするが、「体験知」を重視する特色を持ち、「海外研修」「オフキャンパス講座」「フィールドワーク」「サービス・ラーニング」「インターンシップ」からなる「実践科目」も、広義の「教養教育」「人間形成教育」を理念とする。

更に一点付け加えるべきことは、チューター制である。これは、短期大学開学3年目(1952年)から導入された長い歴史をもつ制度で、大学にも開学当初から引き継がれている。入学後の学習姿勢の形成に大きな影響を持つ「基礎演習」の実施に当たっては、その担当者がチューターも兼ね、学生たちの態度を注意深く見ながら、「チューター会議」で相談しクラス運営を進めている。上述した人間形成において大き

な影響を持っているさまざまな「行事」の多くは、キリスト教活動委員会・キリスト教センターが中心となっていて行っているが、それについては「特記事項1．キリスト教精神に基づく教育」で述べる。

(2) 2 - 2 の自己評価

教養教育が本学教育の中核であることは以上に述べたとおりであり、本学はそのために必要なカリキュラム、それを実施する組織、責任を持って運営する体制を用意しており、それぞれの組織は与えられた任務を十全に果たしていると評価できる。

(3) 2 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

上記の評価から、教養教育の実施のための組織・責任体制・運営等については、現行の体制を維持し、いっそう発展させることが必要である。上記体制に安住することなく、たえず点検・反省を怠らないことが肝要である。

**2 - 3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。**

2 - 3 の視点

- 2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2 - 3 - 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2 - 3 の事実の説明（現状）

国際文化学部の意思決定機関は教授会で、学長が議長を務め同学部教員全員の参加のもと（短期大学部との共通議題に関しては短期大学部教員も参加）原則として月に1回第4水曜日に開催される。その議題は、定例委員会の長及び大学事務局長からなる運営委員会で第3火曜日に検討される。別に各学科長が原則第2水曜日に招集する学科会議があり、学科内の諸懸案事項に関する活発な意見の交換と調整がなされる。このほかに、専門事項を管掌する定例・非定例委員会があり、そこで議論・検討された事項が運営委員会を経て教授会に提出される。定例・非定例委員会で議論・検討される事項は、必要に応じて学科会議に提起される場合もある。

月1回開かれる学科会議は決議機関ではなく、学科内の問題あるいは定例・非定例の各種委員会で検討された事項について、学科教員全体の意思に諮られる場である。構成は専任教員のみで、全員が出勤する水曜日に開催される。

学科会議で特徴的に取り上げられる議論には3種類ある。第一に、やがて学部教授会で取り上げられ議論され決議されるべき事項であり、カリキュラムの改変等を含む学則や諸規程の改訂、行事の実施案等がある。第二に、学科が主体となっていくべき行事（例えば、新1年次生に対するオリエンテーションデイズ、入試広報としてのオープンキャンパス、入学予定者の登校日、卒業論文・卒業研究の内容と指導、1年次生配当の「基礎演習」科目の運営等）についてであり、「子ども教育学科」が発足してからは、学科ごとの議論と決定の重要性が増している。例えば、

「子ども教育学科」では、学科運営にかかわるすべての事項が話題となり、また学生の状況について情報提供・共有を行うことも重要な機能となっている。したがって、2007(平成19)年度からは、まず、「国際文化学科」「子ども教育学科」が合同で学科会議を持ち両学科にかかわる事項を議論した後、それぞれの学科に分かれてその学科のみにかかわる事項を議論している。「子ども教育学科」は設立後間もないため、考慮すべきこと決めるべきことが多く、また「国際文化学科」も翌年度に予定されている新学科の準備のための議論が少なくない。

そして第三に、特に決定を求められているわけではないが、日ごろの授業の状況や学生動向の観察、あるいは学生との対話・ふれあいの中から教員たちが考えている事項である。授業の進め方と学生の反応、成果と問題点、休み時間その他の学生の動向やマナー等の話題の中から、カリキュラムの問題点、授業の問題点、学生への支援等が議論される。議論の一部は実質的にFD(Faculty Development)であるが、本学では特に制度化されてはいないものの、学生の教育にかかわる議論が盛んである。こうした議論を踏まえて、教務・学生事項を担当する「教務委員会」「ランゲージセンター委員会」「異文化間協働委員会」「学生委員会」が、教育・学生指導について具体的な提案をし、それが学科会での討論を経て、教授会に提出される場合も多い。このように、学科会は教育研究上の意思決定機関ではないが、本学での存在意義は非常に大きい。

「教務委員会」は、教務部長の下、各学科及び各専攻からバランスよく専任教員を選んで配置し、教務にかかわる事項の審議・提案・実施にあたる組織である。学則で定められたカリキュラムと規程に基づき、授業担当者の決定、時間割の決定、学生と教員への通知、授業実施に当たってのすべての準備、学生へのオリエンテーション、履修登録事務、学生の質問に答えるほか、教員の要望に応え、期末試験の調整をし、成績入力データの管理、進級・卒業判定資料の作成と通知、等の業務にかかわる決定と実施を教務課とともにやっている。教務にかかわる事項で問題が生じて対策を講じる場合や改革を行う場合は、教務委員会で十分審議したのち教授会に提案する。

「ランゲージセンター委員会」は、本学の英語教育をはじめ第二外国語の語学教育を統括する機関である。教務委員会とともに、学年のはじめにはすべての語学関係の非常勤教員に対して、本学の語学教育の姿勢を伝え協力を要請する。また、英語圏への海外研修や長期の留学、学生の選抜などを管轄している。更に大学と地域との結びつきを深める語学関連のセミナーを企画・主催している。「異文化間協働センター」はアジア圏への海外研修・留学のほか外国人留学生にかかわる事項を取り扱っている。両組織とも1人の専門職員と、教員・職員からなる委員会を持っており、特定分野についての「教務的事項」を取り扱う。機能は教務委員会と同様である。

大学院国際文化学研究科の意思決定は、担当する専任教員から構成され、学長が議長を務める大学院研究科委員会で行われる。研究科委員会は、原則として月に1回第4水曜日に開催され、研究科の学生の教育・学生生活・研究・入試その他の事項について審議する。教員は、教務、学生生活、研究指導、入試を分担し、関係する事

務担当部署と協力しながら、研究科委員会に担当事項について提案・報告し、決定事項の実施にあたる。開設以来、研究科委員会は研究科の目的・使命を達成するために、たえずカリキュラムや教育方法について活発な議論を行ってきた。

## (2) 2 - 3 の自己評価

学部教授会、学科会、定例・非定例の委員会からなる本学の組織は、それぞれ明確な任務と役割を与えられ、互いに連携しながら教育方針の決定等について有効な教育研究上の意思決定を行っている。

しかしながら、近年、主として、カリキュラム改革にともなう教務事項の繁雑、多様な学生の入学とその教育にともなう問題の生起、更に入試事項の増加によって、教授会の議題が非常に増えている。必然的に、教務・学生・入試等の委員会の仕事は増え、会議は例外なく長時間に及ぶ。一方で地域社会や他の教育機関、海外の団体との関係が増え、その交渉に時間とエネルギーを要し、他方で学生一人一人への丁寧な教育と指導が求められている。このいずれの仕事もおろそかにはできない。教員は自己の担当科目の授業と研究、それに担任（チュートリアル・グループ）学生のケア以外に、複数の委員会に所属し、その仕事と学科会・教授会の準備・議論に忙殺されることになる。

もう一つの問題は、取り上げるべき事項があまりに多く、それらが互いに関係しあっているため、各委員会で専門的に分担して議論を尽くし方策を提案しても、最後は教授会で議論せざるを得ず、また長時間の議論にならざるを得ないという点である。本学の教員は、すべての問題を本学で教育に携わる自己の問題として、正面から誠実に考えようとする意欲と責任感を持っている。そのために、ますます個々の教職員の仕事が増えることは否めない。

## (3) 2 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

教授会・各委員会・学科会それぞれの組織・役割・関係・分担等については、あるものは成文化された規程に基づいて行われてきたが、またいくつかについては慣例として行われ、取り扱い事項が多岐にわたり複雑化するにつれ、混乱さえ見られるようになった。そこで、2006(平成 18)年度から委員会や会議を運営する規程を改訂し整備している。その中で、教授会・各委員会・学科会それぞれの役割・関係・分担等については整序されていくはずであるが、新学科の発足とともに議論し解決すべき事項も増えるので、繁雑さと各教員の多忙は今後とも続くと思われる。

そこで、各委員会をできるだけスリム化し不要不急の組織は改廃して教員の負担を減らす一方、会議の進め方についてもできるだけ能率を良くするよう各委員長・学科長に依頼しているところである。他方で、新学科が承認されれば、それにとまって新しい教育の課題が明らかになってくる。これらのために方策を立て、上に述べた点に配慮しながら積極的に措置することも必要であり、2009(平成 21)年を目指して改革を進める計画である。

### 【基準2の自己評価】

以上述べてきたように、本学国際文化学部の研究組織は、本学の使命・目的を達成すべく設置され、そして本学を取り巻く社会の要請に応え、入学してくる学生の状況にあわせて教育課程と教育方法を改善する中で出来上がったものである。大学院国際文化学研究科の開設はその過程上の大きな改善であり、2004（平成16）年の3専攻の設置も同様であった。更にこれに続く「子ども教育学科」の開設も大きな改善である。こうした改革及び新学科の開設が、本学の使命・目的を新しい時代の中で達成するための改善方策であったことは疑いない。そして、教養教育は常に本学教育の重要な柱であり、本学は組織を挙げてそれに取り組んできたといえる。

こうした意味で、本学の組織は、学部・学科及び教授会・学科会・諸委員会を含めて、現在までのところおおむね、その使命・目的を果たすのに適した組織であったといえよう。しかし、現実社会の変化の急速さからみれば、現在の組織にはなお問題があるともいえる。とりわけ、社会が求めているような人材を送り出しているか、入学してくる学生にもっとも適合したカリキュラムと教育方法で教育がなされているか、そして、その教育を支える研究は十分であるのか、といった問題である。我々はたえず自己を点検してきたが、今またこうした問題が焦眉の問題となっていることを自覚している。3専攻制の発展的解消、「英語学科（仮称）」の設置と国際文化学科のカリキュラム改革は、そうした問題を改善するための一つの方策である。

大学院国際文化学研究科は、この7年間に教育目標に合わせてカリキュラムの手直しをしてきた。実践科目の実施方法の指導をはじめとして教育方法の改革も進めた。異文化間協働専攻という実践的な大学院として、3分野からそれぞれ「協働」という1点に向かって収斂していくカリキュラムの構築とその運営を引き続き心がけていくことが求められる。また、社会の要請に応え、高次の専門的・実践的能力を持つ人材を実際に送り出すために、引き続きカリキュラムを検討し教育方法を模索していかなければならない。

### 【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

2007（平成19）年5月現在、「英語学科（仮称）」の設置と「国際文化学科」のカリキュラム改革が具体的に検討、実施に向けて動いている。「英語学科（仮称）」は2008（平成20）年4月の開設・発足を目指し、すでにカリキュラムの検討を終え、必要な教員の採用を準備し、新学科組織を具体化しつつある。今後必要なのは、改革によって作られた新学科（既に開設された「子ども教育学科」を含め）をいかに運営していくか、実際の教育・研究をいかに構想どおり行っていくかということであろう。それには、教職員一人一人の努力とともに、不断の点検と絶えざる改善が求められる。

大学院についても、2007（平成19）年5月の大学院研究科委員会で改革の話題が出された。今後、学部改革の進展とその効果をみながら大学院のかなり抜本的な改革が議論されることになろう。

### 基準 3 . 教育課程

#### 3 - 1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

##### 3 - 1 の視点

- 3 - 1 - 1 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3 - 1 - 2 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3 - 1 - 3 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

##### (1) 3 - 1 の事実の説明 (現状)

すでに「基準 2 . 教育研究組織」でも述べたように、本学国際文化学部は、「民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献できる人材を育成すること」(「プール学院大学学則」第 1 条)を目的とし、「キリスト教の精神に基づき、リベラル・アーツの教育を通して、自らを知り、他者を尊重する、謙虚な人格を培い、個人と全体のバランスをとって共に働き、社会に貢献する人間形成をめざし」ている(『国際文化学科・履修の手引き』及び『子ども教育学科・履修の手引き』各 2007 年度版、各 p.1)。この目標は本学開設時に定められたものであるが、グローバル化がますます進む現在、上記のような人材への社会の需要はいささかも変わっていないと思われる。

「国際文化学科」は、その目的を次のように設定している(『国際文化学科・履修の手引き』p.1 から要約)。

「国際文化学」は英語では Intercultural Studies と表現される。一般に、'Inter-'とは「間」を意味する接頭辞であるが、ここでの'Inter-'は、異なるものの間にあるという位置を表すだけでなく、それらの「間」に生じる「働き」も視野に入れる。また、文化を民族文化や国民文化だけでなく、世代や性、地域や階層、職業や教育、生活様式や価値観なども含めてとらえ、それらの関係性を扱う。そのため、国際文化学はさまざまな文化理論を使って、文学、歴史学、社会学、文化人類学、教育学、心理学、言語学、宗教学など広い学問分野からのアプローチが可能であり、かつ必要である。また、こうした国際文化学は「協働の技法を学ぶ」ことも目的にしている。国際化と情報化が進行する現代社会では、直面するさまざまな課題に対して多様な立場や価値観を認めながら、現実的に対応していく協働の技法が求められる。具体的には、人びとや社会のありようを理解する高い感性、人間としての共感能力、人びとを繋ぐ対人関係能力、協働を進めるための組織運営能力、コミュニケーション能力、情報処理能力などの養成である。そして、キリスト教の精神に基づきリベラル・アーツの教育を通して自らを知り、他者を尊重し、謙虚な人格を培い、個人と全体のバランスをとって共に働き、社会に貢献する人間形成をめざすことである。

この目的は、入学してくる学生の状況や社会のニーズに応える形で、2004(平成 16)年度から 3 専攻制が実施され、卒業後の実践能力の育成を重視するものに具体化され

た。3 専攻のそれぞれはその目標を次のように設定している。（『国際文化学科・履修の手引き』 pp.2-5）

**A．英語文化専攻の目標** 本学が理念としている「協働」を海外で実践するためには、いうまでもなく共通語による高度なコミュニケーション能力が求められる。本専攻は英語を通して国内外の社会で活躍できる人材の育成を目標としている。そのために以下の達成目標を設定する。

- a) 高度な英語運用能力の獲得：学習効果を高めるために習熟度別少人数クラスで、目的別英語科目を体系的に学習する。英語学力を測る一つの方法として TOEIC（Test of English for International Communication）を採用し、それに対応したオンラインシステム（e-learning）を用いている。目標値は英語文化専攻学生は 700 点以上、IEP（Intensive English Program）学生は 800 点以上である。
- b) 幅広い視野と豊かな教養の養成：異文化に対する理解と共感、グローバルな視点を育てるためには、世界の諸地域の文化、社会、言語について深い知識を身につける必要がある。専門基礎科目、専門科目の英語文化関連の授業を通して、国際社会を包括的に見渡すと同時に自らの足下を見据える二つの視点を養う。
- c) 職業に直結した英語運用能力の形成：学生が希望する職業に合わせた英語科目を履修し、関連分野の基礎知識を養う。航空、旅行、ホテル、外資系商社、銀行、国際協力事業、英語教育などの分野への就職を目指す学生が主として受講の対象となる。また、英語教員免許、実用英語技能検定、国連英検、観光英語検定、旅行業英語検定、通訳案内業試験など、英語関連の試験の合格をねらい将来の道を広げる。
- d) 体験による実践的英語力の養成：「体験知」を重視した実践的教育という本学の特色を生かすため、英語を使って国内・国外のさまざまな場で協働できるための体験型プログラム、提携機関での海外研修、インターンシップなどに参加させるとともに、充実した留学制度を活用させる。

**B．異文化間協働専攻の目標** 生活様式や慣習、価値観、世代、性別、職業、宗教、さらには民族や国籍などを異にする多様な人々が暮らす社会では、相互の理解を促進して協働を進める人材とともに、そうした個々人をつなぐ存在や仕掛けが重要である。人と人をつなぎ相互の理解を促進できる人材が、一国内にとどまらず広く国際的な活動の場面においても必要とされている。異文化間協働専攻はこうした人材の育成を目指しており、そのために以下の達成目標を設定する。

- a) 実践力の育成：国内及び海外でのフィールドワークやサービス・ラーニング、インターンシップなどの実践科目を必修とする。実践科目を履修することで授業の学びとキャンパス外での活動や経験を有機的に結びつけ、異文化間の出来事に対応できる柔軟な感性と実践的な知識、行動力を身につけさせる。
- b) 国際交流や国際協力・支援についての専門知識の獲得：国際機関や国家レベルの支援政策、国際 NGO や国内地域での社会活動、草の根の活動など、さまざまなレベルでの国際協力や交流についての専門知識を身につける。また、国際的な経済活動についても専門的に学ぶ。
- c) 日本語教師の養成：海外や国内の日本語教育の場で活躍できるように、日本語

教育実践者として必要な知識や技能を学ぶ。実践科目の履修と結びつけることで実際に日本語教育の経験ができ、日本語教育についての総合的な理解ができるようになる。

d) 地域文化の理解：内外の異文化環境で効果的に行動できる人間になるためには、地域の背景をなす文化についての学習が欠かせない。日本、韓国、中国、ヨーロッパの歴史や文化などについて専門的に学び理解を深める。

**C. 情報文化専攻の目標** 地球規模のネットワークを通じて流れる情報の活用は、自己責任の原則で行われている。どのような情報がどのように行き交うのかを知り、その情報を利用するにはどんな問題があるのかを見極めることが重要である。また、情報機器を適切に操作できる技能の習得とともに、人や社会や文化に対する鋭敏な感性が求められる。情報文化専攻では、こうした情報化の進展に対応し情報ネットワークを主体的に活用することで、事業の効率化や情報化に貢献できる人材を育成する。

a) 高度なコンピュータスキルの習得：基礎から応用にわたる幅広い演習を通じて、コンピュータや情報機器の仕組みを理解し、それらを適切に操作・活用できる技術を習得する。

b) 情報リテラシーの習得：「人間」「社会」「文化」「ビジネス」「システム」という5つの観点から提供される専門基礎科目と専門科目を通じて、情報を読み解き、情報の持つ価値をとらえ、的確な判断と意思決定を行う思考力を養う。

c) 国際的な規範意識の醸成：情報通信ネットワークを通してのコミュニケーションは、国際的に共通なルールの下に行われているグローバルな活動である。それに加わるために、そのルールや規範を理解し遵守すると同時に、さまざまな人や社会や文化に対する感性を養い、情報を活用する際に考慮すべき倫理的な問題にも適切な判断と対応ができる能力を養成する。

d) 情報コミュニケーターの養成：現代社会に求められる情報技術を日常の生活や仕事の中にわかりやすく提供できる能力を養う。利用者としての情報教育に主眼を置き、情報技術に関する本質的な理解と利用者としての高度なりテラシーを持たせることで、情報技術とそれを必要とする人や職場や組織をつなぐ“橋渡し役”の養成を目指す。

「子ども教育学科」は、子どもの教育を目的とし、子どもやその教育に専門的に携わる職業人の育成を目指して作られた学科である（『子ども教育学科・履修の手引き』2007年版、p.2）。その教育理念は、「子どもの尊厳への深い理解を持ち、子どもの存在を総合的にとらえ、その教育を人びとの協働の営みとして考え行動できる人間の育成」（『子ども教育学科・履修の手引き』2007年版、p.2）である。

国際文化学科は、以上の目標を達成するために次のように教育課程を編成し、目標にあった教育方法が可能ないように配慮している（『国際文化学科・履修の手引き』pp.13-79）。

A. 1年次から4年次へと、学生は導入教育、基礎教養教育、言語・情報リテラシ

ー教育から専門基礎教育へ、さらに専門教育へと体系的かつ順次に学んでいくように科目が配当されている。

B. 1 年次にあっては、本学での学びに必要なオリエンテーション科目が必修として配当されている。キリスト教精神で教育するという本学の建学の精神を理解するための「キリスト教概論」、本学での居場所を見つけ本学を理解し、あわせて国際文化学への導入と発表・討論・レポート作成の技法を学ぶ「基礎演習」がそれである。

C. 3・4 年次には、各専攻の専任の教員が担当する「専門演習」が必修である。学生は 2 年間にわたって同一の教員のもとで学び、4 年次には「卒業研究」を行なう。「演習」担当教員はチューターでもあり、卒業後の進路等の相談にもなる。

D. 上記「演習」科目及び外国語科目はすべて 20 人前後を上限とする少人数クラスである。特に、必修の英語科目では習熟度別クラス編成を取り、教育効果が上がるように配慮している。

E. 1 年次後期から、学生は選択に従って 3 専攻のいずれかを選び、専攻ごとの科目配当を参考にしながら、履修科目を選択していく。英語文化専攻では、さまざまな英語科目が選択必修科目（専門語学として 20 単位）として配当され、異文化間協働専攻では、フィールドワーク、サービス・ラーニング、オフ・キャンパス講座、インターンシップという実践科目のうち最低 2 科目 4 単位が必修とされ、情報文化専攻では「情報処理演習」「情報構成演習」「マルチメディア演習」「ロジカルコミュニケーション演習」のうち 2 科目（4 単位）以上が必修とされている。

子ども教育学科もその目標を達成するために、次のような教育課程の編成を行っている（『子ども教育学科・履修の手引き』pp.4-5）

A. 学生は 1 年次から 4 年次まで、「基礎教育科目」「教養科目」「専門基礎科目」「専門科目」という順序で、系統的に学んでいく。

B. 特に 1 年次には、大学教育への導入と大学での学習に必要な基本的知識や技能を習得するための「基礎教育科目」群の科目を学ぶ。キリスト教精神を通して人間を理解するための「キリスト教人間学」、子ども教育学の基礎を学ぶ「子ども教育学基礎演習」、日本語のスキルを磨く「日本語表現」、英語の基礎力を身につける「総合英語」「英語会話」、情報処理技術を身につける「情報演習」、身体能力を高め体力向上に資する「体育実技」があり、いずれも必修である。

C. 「教養科目」は、市民としてまた職業人としての幅広い教養を身につけるための科目であり、4 年間を通して履修できる。

D. 子どもやその教育に専門的に携わることができるように、専門基礎科目には「子ども関連科目」と「教育関連科目」が、専門科目には「教育の内容に関わる科目」「教育の指導法に関わる科目」が配当されている。そして、本学の特徴として、「子ども英語」「多文化共生」「国際社会」「子どもスポーツ」に関連する「特性科目」が用意されている。

E. 学生は、1 年次には「子ども教育学基礎演習」、2 年次には「総合演習」「子ども教育学演習」、3・4 年次には「子ども教育学専門演習」と、教員から絶えず少人数で親身かつ丁寧な教育を受ける仕組みになっている。

上記の教育課程の編成方針に対応して、少人数クラス編成、習熟度別クラス編成、実践を通じた教育、といった教育方法が用いられている。また、授業においても、ビデオ・DVD やパソコンパワーポイントを用いた授業や、プリント・ワークシートを用いて学生自身が自ら作業を行う授業、また学生による調査・発表形式を取り入れた授業が行われている。特に、本学の特色をなす少人数クラス編成・習熟度別クラス編成・実践科目については、次項で説明する。

本学国際文化学部教育・研究を発展させたものが大学院国際文化学研究科である。理念としての協働・共生に収斂させるため国際文化学という学問を基礎として本研究科の存在がある。そして、国際文化学部が目的としている、さまざまな文化理解と協働の精神・技法の学びを、異文化間の協働実践と融合させ、より高次元で実現させようとしている

大学院では、1年次の必修科目として、「異文化間協働概論」と「異文化間協働実践」を課している。「異文化間協働概論」では国際文化学の奥行きと広がりについて、5人の教員のオムニバス授業を通じて考え、あわせて論文作成に必要な問題設定や先行研究からの学び方、資料の探し方等について学ぶ。「異文化間協働実践」は本学大学院の特色ある必修科目である「実践科目」(「サービス・ラーニング」「フィールドワーク」)を行うために、社会調査法や分析の仕方、「サービス・ラーニング」実践計画の作成を学ぶ。他の科目は、「国際協働」「異文化間関係」「地域文化研究」の3分野に分かれ、学生は主たる専攻分野を中心に選択する。1年次の後期からはフィールドワークやサービス・ラーニングに出かける学生が多く、2年次には補完的にフィールドワーク等を行いながら「修士論文」を完成させることになる(『国際文化学研究科・履修の手引き』pp.2-4、9-10)。

こうした教育課程編成は、単に必修科目と選択科目の関係ではない。本学大学院が「異文化間協働専攻」という名称を持っているのは、これらの学びや研究を「異文化間協働」に収斂させるためである。

## (2) 3-1の自己評価

以上のように、国際文化学科の3専攻及び子ども教育学科は、その教育目的・目標を、建学の精神・大学の基本理念及び社会的需要に基づいて設定している。そして、この目的・目標達成のために、教育課程が編成され、適切な教育方法が用意されている。

大学院国際文化学研究科も、建学の精神・大学の基本理念及び社会的需要に基づいてその教育目的・目標を設定している。そして、この目的・目標を目指して、教育課程が編成され、「異文化間協働概論」「異文化間協働実践」「実践科目」(「サービス・ラーニング」「フィールドワーク」)といった独特な科目が、適切な教育方法とともに用意されている。

## (3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

理念的には、国際文化学部及び大学院国際文化学研究科とも、教育課程の編成方針

は教育目的・目標に適っているので、今のところ改善する必要はないと思われる。

ただ、社会の需要や入学してくる学生の状況に基づいて教育課程を実効あるものにするためには、たえず社会の要請や学生の動向に気を配らねばならない。そしてそれは、教育課程の編成レベルの改善にはとどまらず、新しい教育研究組織の設立という形で、かなり根本的な教育課程の変更が必要な場合もある。本学国際文化学科においては、英語を用いてビジネス界・教育界・広く英語コミュニケーション能力を活かす分野等で働く専門的人材を養成するという社会的期待や学生ニーズの増加を受け、これに応える形で、2008(平成20)年4月から「英語学科(仮称)」を設置する予定である。そこでは、現在の英語文化専攻をいっそう専門化し効率的にしたカリキュラムが考案され実行される。これにともなって、国際文化学科も、より実践性の強い専門能力の育成を強化したカリキュラムと、少人数で丁寧な教育を行う学科に変わる。

大学院については、発足から7年がたち、「異文化間協働専攻」というユニークな目標を実現すべく、現実に入学してくる学生の実情と社会の要請にあわせながら何度か教科目の改変を行ってきた。今、国際文化学部の改組とともに、学部全体を貫く理念である「協働」を、大学院レベルでいっそう実現させるために、内容の改善が必要となった。

子ども教育学科は今年度発足したばかりであり、さしあたっては、その目的・目標を達成すべく、編成されたカリキュラムを実施し、その実践の中からもたえず改善を行っていかねばならないと思われる。

### 3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

#### 3-2の視点

- 3-2- 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2- 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2- 年間学事予定、授業時間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2- 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- 3-2- 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 3-2- 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていること。
- 3-2 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

#### (1) 3-2の事実の説明(現状)

2004(平成16)年度からスタートした国際文化学部国際文化学科のカリキュラムは、基礎教養科目、Basic Literacy、専門基礎科目、専門語学科目、実践科目、専門科目、自由選択科目、教職科目の8区分からなる。ただし、教職科目は卒業要件単位には含

まれない科目である。各科目区分の説明は以下のとおりである（『国際文化学科・履修の手引き』 pp.5-6）。

**A．基礎教養科目** 個人として、また市民としての豊かな教養を身につけることを目的とする科目で、オリエンテーション、文化芸術、倫理社会、現代社会、生涯学習の5つの分野に分かれている。このうち、オリエンテーションとしての「キリスト教概論」「国際文化学基礎演習」「(専攻別)基礎演習」は必修で、学生一人一人が本学の意図する教育目標を明確に理解し、4年間の勉学に対する展望を持ち、自身の目指す将来像を描く準備をするためのものである。オリエンテーション以外の分野は選択科目であるが、各分野をバランスよく履修するために、各分野について2単位を最低限履修すべき単位として定めてある。

**B．Basic Literacy** 国際化・情報化社会の一員として必要なコミュニケーション能力の習得を目的としている。国際理解や異文化間協働に必要な「英語(留学生は「日本語」)」の運用能力を高め、また、第二外国語としてフランス語、ドイツ語、イタリア語、韓国語、中国語の中から一つを選んでその基礎を学ぶ。さらにコンピュータスキルの習得を目指す。

**C．専門基礎科目** 専門的な学習の基礎を身につけることで専門教育への移行をスムーズにする。英語文化、異文化間協働、情報文化の3分野の諸科目について幅広く履修する。

**D．専門語学科目** 外国語科目によるコミュニケーション能力をさらに高めることを目的にする。英語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・韓国語・中国語・日本語の7か国語の中から各自が自由に選び、その語学の実践的な運用能力を高める。

**E．実践科目** “Learning by Doing”(体験により学ぶ)ことを目標として、「フィールドワーク」「サービス・ラーニング」「オフ・キャンパス講座」「インターンシップ」など、体験を重視した科目を配置している。ここでは、行動すること体験することを通じて、「協働」の理念とその技法を修得する。

**F．専門科目** 英語文化専攻、異文化間協働専攻、情報文化専攻の各専攻についての専門的な知識や実践力を身につけることを目的とする。3年次で「専門演習1」、4年次で「専門演習2」を履修することにより専門分野の深化をはかり、4年間の集大成として「卒業研究」を行う。

**G．自由選択科目** それぞれの科目区分の履修要件単位を超えて履修した科目が、自由選択科目として認定される。

**H．教職に関する科目** 英語の教員免許取得を希望する学生が履修する科目である。この科目の単位を卒業に必要な単位に含めることはできない。

子ども教育学科のカリキュラムも、同様の体系を持っているが、子ども教育学を専門とする学科であるため、内容は異なっていて名称にも少し違いがある。すなわち基礎教育科目、教養科目、専門基礎科目、専門科目の4区分から成る（『子ども教育学科・履修の手引き』 pp.4-5）。

**A．基礎教育科目** 大学教育への導入と大学での学習に必要な基本的知識や技能を習得するための科目で、すべて1年次生から配当され必修となっている。キリスト

教精神を通した人間理解のための「キリスト教人間学」、子ども教育学の基礎を学ぶ「子ども教育学基礎演習」、日本語・英語のスキルを磨く「日本語表現」「総合英語」「英語会話」、情報処理技術を身につける「情報演習」、体育向上に資する「体育実技」がある。

**B. 教養科目** 国際文化学科と同じ。

**C. 専門基礎科目** 子ども教育学の専門科目に進むための基礎となる科目で、子ども関連科目と教育関連科目からなる。

**D. 専門科目** 教科教育に関わる科目、教育の指導法に関わる科目、特性を伸ばす科目、キャリア科目、3・4年次の必修科目である「子ども教育学専門演習1」「同2」「卒業研究」がある。特に本学の特色である特性を伸ばす科目には、「子ども英語科目」「多文化共生科目」「国際社会科目」「子どもスポーツ科目」がある。

大学院国際文化学研究科では、まず1年次生に必修として、「異文化間協働概論」と「異文化間協働実践」の2科目を課している。そして研究科の教員全体でこれらの科目にかかわることによって、異文化間協働への取り組みを明確化することを目指している。「異文化間協働概論」は、「国際文化学」という学際的学問分野の見取り図を示し、各院生の選ぶ研究テーマとこの学問分野とのつながりについて考えさせる目的を持つ必修科目である。国際文化学は広範な学問分野を包括しているため、研究方法においても多様であり、論文作成法においても多種である。そこで、「国際協働の分野の研究」「異文化間関係分野の研究」「地域文化(英・米)の分野の研究」「地域文化(欧)の分野の研究」「地域文化(アジア)の分野の研究」の5分野におけるアプローチの具体例の講義がなされる。

「異文化間協働実践」は、2002(平成14)年度開講時から2004(平成16)年度まで、一人の教員が担当しており、「異文化間協働」の精神の教授とその実践学習となるフィールドワークの実施計画指導を講義の内容としてきた。その精神と実態を受け継ぎ、さらに「実践」の部分を強化するために担当教員を増員し、「社会調査の方法」「フィールドワークの手法」「サービス・ラーニングの実践」に関して、それぞれを専門とする教員から教授する形をとった。

こうした導入・基礎科目を受講すると同時に、各学生は指導教員の指導の下、主専攻分野に属する科目を中心にさまざまな専門科目を学ぶ。そして、本学の特徴ある科目である「実践科目」「サービス・ラーニング」「フィールドワーク」は、「サービス・ラーニング」2単位を必修とし、さらに2~6単位の履修を課している。

「異文化間協働」理念を具体化する場として重視されてきたフィールドワークは、大学院発足当初、「フィールドワーク」と称し、「国際協働の体験(Intercultural Service Learning)」、「国際協働の体験の学習にともなう専門知識・技術の習得」と「修士論文のためのフィールドデータの収集」という異なった3種類の内容を含んでいた。それを「実践科目」と名称変更し、その履修単位が8単位であったものを4~8単位に変更し幅を持たせることにした。「サービス・ラーニング」2単位は従来どおり必修である上に、学問分野がより実践的である学生には従来どおり8単位まで実践科目の履修を奨励することに変わりはない。それは、修士論文に求められている、「広い視野に

立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に  
必要な高度の能力を示すに足るもの」(学位規程第 13 条)という目標基準を考えると  
き、国際文化学が内包する学問範囲の広さから、「修士課程」段階では「フィールドワ  
ーク」に替えて、文献研究などの必要性が求められる学問分野があることを考慮した  
ためである。こうした科目を学び実践した成果を、2 年生時には「修士論文」によっ  
て完成することになる(『国際文化学研究科・履修の手引き』pp.2-12)。

大学・大学院とも、年間の学事は前期と後期それぞれ 15 週の中で行われる。年間の  
予定は『履修の手引き』中に、「学年暦」「行事予定表」として公示されている。そ  
して期末試験期間を含めて、各期 15 週の授業期間が確保されている。教員は、やむ  
を得ない場合を除き、休講は避け、どうしても休講しなければならない場合は補講を  
することになっている。このために学事予定の中に 1 週間の補講期間が設けられてい  
る。

なお、本学は国際文化学科に秋季入学を認めている。ほとんどの科目は半年 2 単位  
であり、秋季入学者も支障なく履修できるようになっている。ただ、「専門演習」や「卒  
業研究」は 4 月からの履修しかなく、秋季入学者は入学して 1 年半ののち「専門演習」  
を履修することになる。

学生には、進級・卒業の要件を示した表を含む『履修の手引き』が配布され、新学  
期のオリエンテーション期間中に丁寧に説明される。特に 1 年次生に対しては、「基  
礎演習」の時間に履修の仕方や進級・卒業の要件が繰り返し説明される。学生は説明  
に従って科目履修を決め登録する。慣れてくると学生は自分で『履修の手引き』を参  
考に履修を決める。教務課は登録期間中はもちろん、常に学生の質問に丁寧に答えて  
いる。なお国際文化学科では、年次ごとの計画的な単位取得を促すために、3 年次生  
に担当されている「専門演習 1」を履修するには 2 年次終了時点で 40 単位以上の取得  
を、4 年次生に担当されている「専門演習 2」を履修するには 3 年次終了時点で 80 単  
位以上の取得を義務づけている(「プール学院大学国際文化学部履修規程」第 21 条)。  
そのため、3 年次終了時点で取得単位が 80 単位に満たない場合は留年が確定するこ  
とになる。また、1~2 年次前期までは、1 学期に履修できる科目の上限は 24 単位とし  
ている(「プール学院大学国際文化学部履修規程」第 6 条)。入学間もない学生が無理  
をして多くの科目を履修し、挫折するのを避けるためである。2 年次生後期からはこ  
うした制約はないが、あまりに無理な履修は教務課から履修データがチューターに送  
られ、チューターが適切に指導することになっている。なお、実践科目や教職科目に  
はこうした制限はない。

学習結果は、学則第 32 条及び試験規程第 3 条に基づき、100 点満点で評価し、そ  
れを A、B、C、F の成績とし、A、B、C を合格とする。成績評価の方法は科目ごと  
にシラバスもしくは授業の中で明示される。

各教員はそれぞれ授業の中で学生の反応を見てたえず授業のやり方を工夫している。  
特に、英語や日本語等の科目では担当者が担当者会を頻繁に持ち、教科書の選定、学  
生の習熟度別クラス分け、そのためのプレイズメントテストの実施、授業での問題点

の解決法とその共有、次年度に向けての改善策の策定、を行ってきた。そして、2001（平成13）年度からは各期末に全学一斉に、統一した15の質問項目に対する5段階評価と自由記述欄を持つ「学生による授業評価」が行われてきた。実施に当たっては、学生による自由で率直な意見表明ができるよう万全の注意が払われている。この結果は、各教員にそれぞれの担当科目と全科目の平均値が届けられ、また全科目の評価結果は学期初めの1か月間、図書室で学生の自由な閲覧に供されている。各教員は、この「学生による授業評価」を参考に次期の授業を改善する。

現実には多様な学生が入学してくるようになって、授業の困難さが増大している。各学期末に学生の取得した単位数や成績分布は教務委員会で検討され、委員会から問題提起や対応策の提案がなされる。教授会では、卒業・進級・留年・退学をめぐって審議が行われるが、その際も授業方法との関連が慎重に検討される。そして、具体的な改善方法や対策が議論されるのは学科会である。教員がそれぞれ具体的な授業の中での問題について述べ、対策を紹介しあい、改善策が話し合われる。特に近年では、私語対策やレポートの剽窃問題についてまとまった議論が行われた。2002（平成14）年後期にはFD（Faculty Development）委員会が、授業改善のための問題提起を行い、特に私語対策については講習会を行ったが、2004（平成16）年度からは現行の3専攻制に基づくカリキュラムの運用面の問題として、学科会が授業改善の議論の場となっている。

本学のカリキュラムにおいて教育内容・方法上の工夫が見られる例として、A．導入教育、B．習熟度別語学教育、C．実践科目、D．海外留学・海外研修をあげることができる。

**A．導入教育** 本学が開設以来、重視してきた科目である。以前のカリキュラムにあっては「自己の実現」という名称で、その名のとおり、高校の教育から大学教育へのギャップを取り除き、大学内において自己の居場所を見つけ、大学での学びの姿勢を確立するための科目として設定されていた。1クラス20人前後の少人数で、チューターとの親密な人間関係を築くことが期待された。2004（平成16）年の新カリキュラムのもとで、この科目は名称を「基礎演習」と変え、前記目的に加え、発表やレポート作成のための資料・文献の調べ方やプレゼンテーションの技法を身につけさせること、3専攻の学びへの姿勢を確立すべく3専攻のオリエンテーションを行うことがその内容とされた。担当教員はそれぞれ担当するクラスのチューターとしてクラス作りをし、学生の相談にのると同時に1年次生全員の教育にもかかわる。そのため、担当教員たちは月に1回以上のチューター会を持ち、学期中のプログラム、内容の共通性をはかるべき部分、共同行事、個々のクラスでの問題点と対策・改善策について絶えず話し合っている。実際の授業に当たっては、これまでの授業の経験が生かされ、教材や授業方法のノウハウの継承・利用が図られている。また、各期にオリエンテーションデイズといわれる特別プログラム（年度によって異なるが、学外での研修や宿泊学習が行われたり、学部の専任教員全員がプログラムにかかわったりする）を実施し、2年次生以上の先輩学生や学外講師が参加することも珍しくない。子ども教育学科でも、このような導入教育が重視されている。

同時にそれは、本学科が目指す専門的職業人育成の出発点であり、基礎教育の役割も担っている。1年次に配当されている「子ども教育基礎演習」がそれである。

**B．習熟度別語学教育** 習熟度別クラスは、必修である日本人学生の英語と留学生の日本語について行われている。どちらも、入学してくる学生の習熟度が多様になり、教育効果を高めるため行われている。新入生は、入学前後にそれぞれ、英語と日本語（留学生のみ）のプレースメントテストを受ける。この結果をもとに1クラス10人前後の習熟度別クラスが編成される。英語に関しては、特に習熟度レベルの高い学生をIEPクラスとし、週の英語授業数が一般学生より多く、かつできるだけ英語で授業を行うことを特徴とする。IEPクラスの学生の選考は入学選考時に行うほか、入学後のプレースメントテストや前期の成績をもとに後期からもIEPクラスに編入するなど、弾力的に行っている。

**C．実践科目** 国際文化学科の実践科目には、「フィールドワーク」「サービス・ラーニング」「オフ・キャンパス講座」「インターンシップ」がある。子ども教育学科では、そのカリキュラムの特色として「授業の中で、また授業以外の機会を通して、さまざまな現場体験や実習を組み入れている」（『子ども教育学科・履修の手引き』p.3）ので、特に「サービス・ラーニング」という科目は設定していない。なお、キャリア形成科目としては、「インターンシップ」がおかれている。

本学が体験による学びを重視していることは繰り返し述べてきたが、それがカリキュラムの中で具体化されたものがこの実践科目である。このうち、「サービス・ラーニング」と「オフ・キャンパス講座」については、それが単に学習であるというだけにとどまらず、その働きかけを通じて地域社会との協働の実践例にもなっているところから、「特記事項2．異文化間協働の学び」で詳述している。

「フィールドワーク」は、1996（平成8）年の国際文化学科の発足時から重要な科目とされていた。国際文化学科のほとんどの専任教員が担当し、『履修の手引き』の中で各教員が指導できるフィールドワークの例を示している。学生は自己の問題・関心に基づいて、適当な教員の下で計画を立て実施し、経過と結果を報告書にまとめて評価を受けるのである。なお、2000（平成12）年度に大学院が発足し、「フィールドワーク」が必修とされたことから得られた経験をもとに、学部の「フィールドワーク」も実施と評価手続きを標準化している。

「サービス・ラーニング」は異文化間協働専攻が中心になって、実施を担当する教員のチームを組織し、派遣先の開拓や実施方法や評価方法のルールを定めている。実施の具体的な詳細は「特記事項2．」で述べているとおりである。

「インターンシップ」は、インターンシップ先企業の紹介を「キャリア・サポート・センター」が行い、必要な事前指導をする。学生はその実施状況とそこから学んだものを「インターンシップ実施報告書」にまとめ、チューターが評価する、という仕組みをとっていた。しかしこれでは、指導と評価が連動しないので、2007（平成19）年度より、「サービス・ラーニング」と同様に、担当教員チームが面接・指導を行う体制を作りつつある。なお、2006（平成18）年度の実績については、「基準4．学生 4-4」で述べることにする。

「オフ・キャンパス講座」については次項で述べる。

**D. 海外留学・海外研修** 本学の海外留学・海外研修の特色は、歴史の新しい小規模大学としては多様な留学先があること、海外研修の内容が「オフ・キャンパス講座」や「サービス・ラーニング」的な実践性を持っていること、そしてこうした経験が一回きりの体験に終わらず、本人の学習に大きな効果をもたらすことはもちろん、後輩や周りの地域社会に対する活動につながる仕組みが作られていることである。こうした特色については「特記事項 2 .」で詳述することにし、ここでは本学の海外留学・海外研修の仕組みとその実績を紹介する。

本学には、「異文化間協働センター」と「ランゲージセンター」が付設されている。その性格については「基準 2 . 教育研究組織 2 - 3」でも少し述べた。ここでは、その役割と活動をより具体的に説明する。

異文化間協働センターは本学の教育理念の特色の一つである「体験知」を具体的に身につけるための教育環境整備、教育活動の企画・実施を担当する。具体的には、キャンパス自体を「異文化間体験」の可能な場とするため、留学生と日本人学生が交流できる環境として整えることを目指し、また「異文化間協働」実践のきっかけを与えるため、本学学生の海外派遣、ユニークな海外研修開発等を行っている。

一方、ランゲージセンターは、現在は主として、プール学院大学の英語教育に関する全てのプログラムと活動に対して責任を担っている。これには高校生や一般対象の英語セミナーや高大連携授業などのプログラムの企画とその実施、また本学の学生の英語圏への研修・留学と英語教育を含む。第二の責任は、異文化間協働センターと重複する部分があるが、海外研修・留学プログラムに関することである。なお英語教育に対する責任は通常英語担当者とともに遂行される。

異文化間協働センターとランゲージセンターは、毎年新学期に全在籍学生に対して「地球がキャンパス！」というパンフレットを配布する。これは当該年度に大学が行う交換留学と海外研修プログラムの紹介である。このパンフレットには、また、個人の海外留学の手続きや海外学習助成金の制度も詳しく説明されている。

オリエンテーションウィーク期間中には海外研修・留学プログラムのガイダンスが行われ、留学や海外研修を行った学生が体験談を披露する。1 年次生の「基礎演習」でも本学の特色として、留学や海外研修は頻繁に紹介される。

異文化間協働センターがこれまでに行った大学間交流は、カトマンズ大学（ネパール）、韓国聖公会大学校、ラ・サール大学（フィリピン）、レニソン・カレッジ（カナダ）、レディ・ドーク・カレッジ（インド）とであり、それぞれパートナー提携を交わしてきた。これに基づき、2006（平成 18）年度も、本学と韓国聖公会大学校との間で、それぞれ 1 人の学生が 1 年間の交換留学をし、また、レニソン・カレッジとの間でも、それぞれ 4 人の学生が 1 か月の交換留学をした。今年度は新たな交流協定締結校として韓国新羅大学校と協議が行われ、2007（平成 19）年度 2 学期からの交換を目指し、協定を結ぶべく手続きを進めている。

海外グループ研修として、2006（平成 18）年度には、以下の研修を実施した。

研修名	実施日	参加者数
韓国研修	2006年8月7日～8月27日	10人（学部4、短大5、その他1）
ネパール研修	2006年8月27日～9月17日	8人（学部5、その他3）
フィリピン研修（夏）	2006年8月31日～9月17日	9人（学部4、短大5）
インド研修	2006年9月1日～9月16日	7人（学部6、大学院1）
ミャンマー研修	中止	
フィリピン研修（春）	2007年2月17日～3月1日	9人（学部5、短大4）
タイ、ベトナム研修	2007年2月26日～3月12日	14人（学部14）

ランゲージセンターが担当した海外研修・留学プログラムはグループと個人に分類される。まず、イギリス、アメリカへの海外研修は3週間～4週間のグループ研修である。2006（平成18）年度のイギリス研修（ロンドン）については、8月27日～9月17日、学生6人が研修に参加した。アメリカ研修は2006（平成18）年度は、その前年と同様の研修先であるカリフォルニア大学サンタクルーズ校（UCSC）からポートランド州立大学（PSU）に変更した。2007（平成19）年2月26日～3月25日、7人の学生がPSUのプログラムに参加した。PSUでのプログラムは成功し無事終了した。引率教員と参加学生の研修内容に対する評価は非常に高かった。

また、このほか交流協定校の語学プログラムに学生を派遣する交換プログラムがある。これは、レニソン・カレッジの学生4人を5月中旬から4週間受け入れ、8月に本学の学生4人がレニソン・カレッジへ派遣され、4週間の語学プログラムに参加する、というものである。2006（平成18）年度には、希望者10人から4人を決定（大学3人、短大1人）し、8月1日から8月28日まで派遣した。

最後に、個人のプログラムは半年間以上の留学を指す。2006（平成18）年度には11人が個人で留学していた。内訳はアメリカ1人、カナダ4人、オーストラリア3人、イギリス1人、イタリア1人、韓国1人である。

上記A～Dに詳述した特色は、国際文化学科のみでなく、新設の子ども教育学科も共有している。さらに、同様の特色を大学院国際文化学研究科の教育にも見出すことができる。必修科目である「異文化間協働概論」と「異文化間協働実践」は導入教育の例である。そしてまた、「サービス・ラーニング」と「フィールドワーク」は実践科目そのものである。大学院学生はその「サービス・ラーニング」と「フィールドワーク」の舞台として海外を選ぶことが珍しくないから、これは個人的に海外プログラムを実施しているといっても良い。大学院学生が国内外で「サービス・ラーニング」と「フィールドワーク」を行う場合、地域によって限度額が異なる助成金が支給される。

なお、本学では通信教育は行っていない。

## (2) 3-2の自己評価

本学の教育目的に適合するように教育課程が編成され、授業科目・授業内容とも適

切と考えられる。また、年間の予定も無理が無く、授業時間数 15 週と必要な基準を満たしている。卒業・進級に必要な科目が各年次に配当され、進級・卒業の要件は適切なものである。

学生に対する履修指導は、学期初めに行われるほか、教務課の窓口では常時、質問に答える体制ができています。各学生について、履修登録上の問題点や各学期の最初の 1 か月の必修科目の欠席状態のまとめが教務課を通じてチューターに送られ、チューターは学生に注意して自覚を促し、学習上の困難があれば相談のり、学習支援室やカウンセリングルームを紹介する。特に 1 年次生については、必修科目の「基礎演習」で繰り返し履修指導を行っている。

授業の実施と成績評価は担当教員に任されているが、各教員はシラバスであらかじめ授業内容、進行予定、成績評価の基準を明示し、それにそった授業を行っている。シラバスと違った授業を行うときは受講学生に十分な説明を行わねばならない。学期末に行われる「学生による授業評価」では、シラバスどおりの授業がなされたかを問う項目があり、2006（平成 18）年度の全学の評価で、「（シラバスに沿った授業がなされたと）強く思う」と「ややそう思う」の合計は、前・後期とも 68%であった。授業進行上で教員と学生との間に誤解に基づくトラブルが生じたときは、教務課及び教務委員が事情を調べ適切な措置をとる。また学科会では、教育上のあらゆる問題が取り上げられ、時間をかけて議論される。そして、必要に応じて教授会でも問題提起をする。

近年、多様な学生が入学するようになり、いくらカリキュラムが適切でよくできていても、実際の教育の成果にはいくつか問題が生じている。このことは授業を担当する教員自身が日々、感じているところであり、また苦心しているところである。一つの問題は、授業のレベル・進度・やり方などに問題がある場合であり、もう一つは学生自身の意欲と学習態度、学習習慣の問題である。本学では 2001（平成 13）年度から「学生による授業評価」を毎学期、統一した質問項目で行い、その結果を学内で公表してきた。それを見ると、科目登録者数に比べて回答者数が少なく、しかもその比較的熱心な回答者でさえ自らの学習態度の評価は、教員の教授態度や授業に対する評価に比べてかなり低い（例えば、2006 年度後期で、「1. この授業に対するあなたの受講姿勢について」の 2 項目の平均ポイントが 3.91 なのに対して、「2. この授業について」の 9 項目の平均ポイントは 4.08 である。なお、いずれも 5.0 満点である）。授業に対する総合評価が、前期で 4.04、後期で 4.11 とやや肯定的であり、教員や授業に対する評価が良好であるのと比べると、学生自身が努力していない姿が浮かび上がる。6 年にわたって行われた「学生による授業評価」も教員ごとに差があり、またその結果から、授業に対する学生の反応を一部窺うことはできるものの、やり方も内容も学生の質も人数もいろいろと異なる授業を、統一の調査票で調査する意義とコストの問題、学生の回答に対する信頼性の問題、更に授業改善に必要な具体的意見が得られないこと等が問題になり、「学生にわかる授業をする」「授業を改善するために学生の声を聞く」という本来の目的を達成するためにはどのような方法がよいのか、「学生による授業評価」を根本的に見直すことになった。

このように、学生の意見を汲み上げる方法については考慮中であるが、上記のよう

な「努力が足りない学生」あるいは「授業に遅刻してくる学生」「登録はするが出席しない学生」さらに「一生懸命努力はしているが成果が上がらない学生」に対処する方法については、学科会はじめ、教務委員会、学習支援委員会等で考慮し議論し、対策を提案しつつある。ただ、退学者を減らす方策と同様、今のところ、個々の教員の地道で丁寧な努力と情報の共有による補い合い以外に良策を考え出せていない。

本学の特色である、独自の教育方法は、それなりに効果をあげていると考えられる。しかし、その成果は数字で示せるような性質のものではなく、むしろ体験した学生一人一人の変化として残っていくものである。もしも、導入教育や習熟度別クラス、実践科目や海外研修が無ければどうであったかを予測するのは難しいが、参加者の声は一つの参考になると考えられるが、実践科目や海外研修の今までの参加者はすべて肯定的に評価している。それに加えて 2006（平成 18）年度の海外留学・研修についていえば、海外研修・留学プログラムは学生の英語力向上と成長という点において、良い効果を示している。6 か月以上の留学を経験した学生はほぼ全員、TOEIC の点数が伸びている。また、海外研修に参加した学生は再び個人で海外に行く傾向が強いという成果が指摘できる。

大学院国際文化学研究科の教育課程や授業科目そして教育方法の成果は、特徴的に、実践科目における実践の成果と研究の集大成である「修士論文」の内容に示されていると考えられる。これまでに 5 期の修了生を送り出したが、その修士論文には、在学中に行った「サービス・ラーニング」や「フィールドワーク」の成果を取り入れたものが多い。実践の内容にもレベルにもなお、さらなる展開や深化が期待される点はある。しかし、初めて本格的な調査をし、異文化の世界で「サービス・ラーニング」という「協働」をした感動は、学生の「フィールドワーク」「サービス・ラーニング」実践記録である年度毎の『ふみあと』に明らかに表れている。

子ども教育学科は発足したばかりであり、「子ども教育」という本学にとっては新しい世界で、これまでの経験とノウハウを最大限に活かして指導に当たっている。特に、第 1 期生である学生の意欲と教員たちの姿勢が生み出す活気が際立っている。

### (3) 3 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

前項に述べた問題の解決には万能の処方箋はなく、本学の建学の精神に立ち返り、学生一人一人を、愛情を持って丁寧に、しかし厳しく教え導くしかないと思われる。一人一人の教員が、授業でも授業外でも、最善を尽くし、学生に正面から対することがまず根本である。

ただ、学生を教え導き、学習成果をあげさせる方策も考えられる。ここでは、学科会でも議論され、今後実行されうる方策をあげる。

まず、一人一人の学生に、大学生活というものを認識させ、プール学院大学について、その提供している学びの可能性について知らしめることが大切である。これには、導入教育が重要であり、すでに行っている導入教育をさらに徹底することである。この点で、国際文化学科 2 年次生にも「基礎演習」を延長することが構想されている。すなわち、チューターによる導入科目を 1 年次の科目にしか配当しなかったため、2 年次においてはチューターが個々の学生と向き合う時間が明らかに制限された。3 年

次以降の「専門演習」においては、卒業研究を担当する教員がチューターの役割を担う。さまざまな局面で、2年次が大学生活のターニングポイントになっていることも明らかになってきているため、チューターが担当する科目を2年次にも配当する必要がある。なお、子ども教育学科では発足時から、2年次生にも「専門基礎科目」として、「総合演習」と「子ども教育学演習」が必修科目として配当されている。

また、現在、英語教育については、英語文化専攻の特化プログラムであるIEPを中心に、習熟度別クラス編成を実施し、満足すべき教育効果をあげている。一方で、入学者の学力が非常に多様な広がりを見せている現状において、習熟度別を採用していない他の科目では、授業について行けない学生の存在も顕著になってきた。そのため、現在英語でのみ実施している習熟度別クラスの拡大を検討する必要がある。

学生が科目履修において登録だけをして出席しないという問題に対しては、チューターによる丁寧な指導も大切であるが、いまや多様な学生を前にして、出席しない学生のさまざまな理由に応じた柔軟な指導が必要とされている。場合によっては、専門的カウンセラーの指導が有効な場合もあるし、また、学習支援室のいろいろな支援プログラムが有効だと考えられる。更に、履修登録において、卒業要件単位の取得のみを目指すのではないことをより明確にするとともに、学生の主体的な取り組みを促す目的で、GPA(Grade Point Average)制度の導入を検討することも考えられる。この制度は学生が自分の学習効果を自分自身で把握することができるだけでなく、無駄な履修や学期途中での履修放棄なども抑制できる可能性がある。

本学が実施している「実践科目」や「海外留学・海外研修」は、学生本人の意欲を高め、学習に主体的に取り組ませるのにきわめて有効である。今後、いろいろなイベント、広報活動を工夫し、参加者のいっそうの増加につなげなければならない。

そして最後に、教員自身がその教授法を点検・反省し、授業を「学生にとってわかりやすい」授業へと変えていかねばならない。学生から意見をもらうのはその一つの手段である。いかにして有効な意見をもらうのか、ただ形式的な調査票の集計でもって十分とはとてもいえない状況である。現行のやり方に代わる方策を一刻も早く採用し、実行しなければならない。それとともに、教授法の改善についてもそれを促す仕組みを作らねばならない。

### 〔基準3の自己評価〕

以上に見たように、本学の教育課程の編成方針及びこの方針に基づいて配当されている授業科目及び授業内容は、本学の教育目的を達成するために適切なものと言える。そして、学生に秩序立てて行事予定や進級・卒業要件についての指導もなされている。また、教育が所期の効果をあげているか否かを計るべく、「学生による授業評価」を行ってきたが、その結果から、授業はおおむね学生に評価されてきたことが知られる。しかし、なお学生の学習に取り組む態度は十分とは言えない。本学では学習への意欲や取り組みは、学生が自己責任で行うべきもので、大学はそれを支援するという姿勢を取ってきたが、多様な学生が入学してくるとともに、彼らのありのままの状態から出発しつつ、彼らの可能性を伸ばし、社会が求める人材として送り出す必要性が高まっている。本学が行っている導入教育や習熟度別クラス編成、実践科目、特に海外に

おける留学や研修といった教育方法の意義は大きい。

**〔基準3の改善・向上方策〕**

社会が求める専門的人材の要請に対して、本学は2004（平成16）年度からカリキュラムを替え、国際文化学科に3専攻を設けた。そして、更に社会の要請を受け、小学校でのサービス・ラーニング活動の発展のうえに、子ども教育学科の開設に踏み切った。英語についてより専門性の高い人材養成への需要に応じて「英語学科（仮称）」を設けるのもこうした改革の発展線上にある。つまり、本学の目的達成のために教育課程に止まらず、学科組織も改革して、新しい状況の中で本学の目的を達成しようと考えている。

学生に魅力ある授業科目や授業内容、そして効果の高い教育方法の開発と実施のために、本学では導入教育をさらに充実させること、習熟度別クラスの拡大、そして何よりも実践科目の発展と充実を計画している。子ども教育学科ではすでにカリキュラムの中に、こうした改革内容を取り込み、学科を挙げてその実行に努力している。「英語学科（仮称）」もそのカリキュラム中に数々の改革方策を含めている。そして、国際文化学科は、2008（平成20）年度から始まるカリキュラムで、1年次に「基礎演習」を配当し、語学教育を刷新し実践科目を強化しようとしている。

6年にわたる「学生による授業評価」によって、現在の教育の問題点はおおむね明らかとなった。次の段階に必要なことは、具体的な授業の場で、真に教育・学習効果をあげることである。そのためには、それぞれ具体的な授業に即して、学生の要望を汲み上げ、それを授業に反映し、授業を改善することであろう。新しい「学生による授業評価」「授業改善の仕組み」「FD」が求められているが、それを2007（平成19）年度中に考案し実施に持っていくつもりである。

#### 基準 4 . 学生

4 - 1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

##### 4 - 1 の視点

- 4 - 1 - アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4 - 1 - アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4 - 1 - 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

#### (1) 4 - 1 の事実の説明（現状）

**A . アドミッションポリシー** 学則に示されているように、本学国際文化学部及び大学院国際文化学研究科は「キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳を理念とし、社会の要請に応え」とともに、「民主的教養と国際的理解を有し、世界の市民として人類の福祉と人間文化の発展に貢献できる人材を育成すること」を目的としている。学生の受け入れにあたっては、この目的に則ることを理念としている。したがって、志願者の個性や社会・文化的背景、教育的背景などの多様性を尊重しながら、一人一人を丁寧に受け入れること、キャンパスにおける「多様な学生構成」を実現すること、志願者の出身校との連携を高めること、また、志願者本人と本学が「双方向確認」を行うことを重視し、教育目的に適った選抜ができるよう、多様な選抜方式を実施してきた。また、文化の異なりを超え国際的にも活躍することを志向する者、自己の人間形成を実現しようとする意欲を有する者、人類の現代的課題に取り組み社会的要請に応えようとする使命感を有する者、を受け入れることを目標に広報や選抜を実施してきた。

**B . 選抜業務担当体制** 本学には「入試広報センター」が設置されており、選抜関連業務が遂行されている。当センターは、教員をセンター長とし、その下に教員の入試委員長を配し、複数の専任教員及び入試広報業務を専らとする職員が委員を務める「入試広報委員会」を置く。センター業務の柱は選抜前広報活動、入学試験作成関連業務、選抜実施である。また、選抜活動全体が公正且つ妥当であることを期するため、センターが依頼する形で、学科会、教授会でのセンター業務の検討・改善のための討議を發議する。また、後述する AO 入試（アドミッションズオフィス入試）を実施するため、入試広報委員会とは別に学長を長とする「AO 委員会」を設け、AO 面談や選抜を実施している。

**C . 広報活動** 上記アドミッションポリシーで、選抜過程での主眼点として、「多様な学生構成」の実現と「双方向確認」の重視を掲げたが、それを徹底するために、本学のホームページや教育関係サイトを利用した電子媒体をはじめ、学校案内・入試ガイド・募集要項、高校生のための授業紹介、入試問題例題集等の配布物を通しての広報のほかに、志願者及び高校を対象とした広報活動を実施している。2006(平成 18) 年度を例としてその現状を説明する。

##### a) 志願者対象の広報活動

学校訪問：志願者送り出し校が実施する進学説明会への参加、あるいは、独自の学校訪問の実施によって、本学志願を検討している生徒に直接、選抜の重視点、学部のカリキュラム内容、選抜方法等についての説明を行った。

学校説明会：学外で開催される他大学と共に参加する学校説明会については、広報効果の高いものを選択して参加した。受け入れ理念をわかりやすく伝えることに加え、2004 (平成 16)年度から実施された新カリキュラムの説明を重点的に行った。

オープンキャンパス・キャンパスビジット：6月から10月にかけて、キャンパスを開放して教育の趣旨と選抜方針等の説明を行い、本学での学びに向けた意欲を具体化し高めてもらうべく、教員や在学生との交流を体験できるオープンキャンパスを実施した。オープンキャンパスは、同じキャンパス内にある短期大学部と同時に開催し、志願者が参加しやすい形式で行なっている（日程と参加者数については下表参照）。特に、2006 (平成 18)年度は、2007 (平成 19)年4月に開設される「子ども教育学科」のためのオープンキャンパスを、7月29日と8月26日の2回、臨時に開催した。また、8月29日、30日、31日の3日間を国際文化学部・短期大学部合同のキャンパスビジットの日とし、施設見学や入試相談を実施した。なお、本年度のキャンパスビジット期間中の参加者は合計9人であった。

	第1回 6月17日	第2回 7月15日	第3回 8月1日	第4回 8月20日	第5回 9月10日	第6回 10月14日	参加者 総計
国際文化学部	9	18	46	50	58	52	233
短期大学部	41	46	92	94	60	40	373
不明・その他	8	14	15	28	15	9	89
小計	58	78	153	172	133	101	695
保護者	24	—	50	53	40	32	199
合計	82	78	203	225	173	133	894

オープンキャンパスの実施方法は、昼食を準備し訪問者が参加しやすいように午前の部と午後の部に分け、それぞれ完結した体験ができる2部制とした。また、模擬授業は行わず、訪問した生徒が関心のある分野での学びについて教員や在学生と語り合う「キャンパスライフ体験」の色彩を濃くし、訪問者の個別の関心に応じた双方向のコミュニケーションを重視した。大学では学科別説明会に加え、英語・異文化・情報をテーマとした各コーナーを設けたほか、研究室訪問を実施した。また、大学と短大の共通企画として、海外研修・留学相談コーナー、就職相談コーナー、保護者や高校生対象の個別相談コーナー、在学生によるキャンパスツアー等を実施した。オープンキャンパス参加者には、その後も本学に関心を持ち続けてもらうために、後日、ダイレクトメールを送付した。

b) 高校進路指導教員を対象とした広報活動：5月から7月にかけて、学外及び学内で、高校の進路指導教員を対象とした説明会を実施した。会場は大阪、和歌山、本学の3会場である。各会場では、国際文化学部、短期大学部の教育の特色、アドミッションポリシー、特に2004 (平成 16)年度から実施されたカリキュラムの特徴と実施状況を周知することに努め、選抜の重視点や方式について説明するほ

か、参加教員の質問や意見に十分対応するように努めた。

c) 高校生を対象とする本学教育の広報：学校訪問においては、本学の教育内容を一方的に説明するのではなく、志願者送り出し校の意見や志願者の関心にも耳を傾け、双方向の理解を深めることにこれまでも留意してきた。2006（平成 18）年度も、本学で毎年実施している「高校生のための英語セミナー」のほか、志願者送り出し校からの依頼に応じて実施する、本学での高校生対象の授業や高校での出張授業により、本学の教育を高校生に直接提示できただけでなく、本学教員も高校生や高校に対する理解をより深めることができた。このほか、入学選考で合格した入学予定者のために、事前に課題を出し、入学予定者登校日を設けて指導を行う「入学前教育」を実施し、高校との連携教育を実践するなかで、双方向の理解を一步進めようとした。今後も送り出し校との連携教育を推進し、より内容の充実した交流によって双方向の理解を深めることが求められる。

国際文化学科の教育内容の広報にあたっては、その特色をわかりやすく伝えるために、英語文化、異文化間協働、情報文化の 3 専攻を中心に説明を行っているが、2006（平成 18）年度は、教育内容をより明確に示すために、英語特別選抜クラス（IEP/Intensive English Program）、異文化間リーダーシップ・プログラム（ILP/Intercultural Leadership Program）、情報コラボレータープログラム（ICP/Information Collaborator Program）など、特化した教育プログラムの内容を具体的に提示して、卒業後の進路がイメージできるように工夫し、本学国際文化学科の特色を明示した。

**D 選抜方法** 編入選考を除いた 2006（平成 18）年度の国際文化学部の志願者は 326 人、合格者は 259 人であった（表 4-1、表 4-2 参照）。以下に選考種別毎の選抜方法を記す。

a) 一般選考による入学者選抜：国際文化学科では前年度と同様、1 期では 2 科目の学力試験を課し、2 期以降は 1 科目の学力試験に加えて面接を課した。また、2007（平成 19）年 4 月に開設される子ども教育学科では、2 科目の学力試験を課した。

b) 特別選考による入学者選抜：先に述べた「多様な学生構成」の実現をめざし、国際文化学科ではこれまで実施してきた専門学科生・総合学科生、留学生、帰国生、社会人、キリスト教関連学校の生徒、聖公会信徒を対象とした特別選考に加え、2006（平成 18）年度は、中国・ブラジル等からの帰国者や外国人労働者の子どもを対象とした中国等帰国生・新渡日生特別選考を実施した。これは、社会・経済的に不利な立場におかれた中国等帰国生・新渡日生の、高等教育機会拡大への一助となることを目的として本学に新設した、「中国等帰国生・新渡日生授業料減免制度」と合わせて実施したものである。

国際文化学科の留学生枠での入学者は、以下に述べる連携指定校推薦選考では 8 人、AO 入試では 2 人であり、これらを含めた留学生の全体の志願者 41 人のうち合格者は 20 人で、前年度に比べて大きく減少した。

なお、子ども教育学科においては、専門学科生・総合学科生、帰国生、社会人を対象とした特別選考を行った。

c) 一般選考・特別選考における連携指定校推薦選考・推薦選考による入学者選抜：2002（平成 14）年度から、従来の「指定校推薦選考」「公募推薦選考」という名称を、それぞれ「連携推薦選考（指定校制）」「推薦選考」に改めた。この名称変更は指定校制・公募推薦制が、一方的で形式的な制度にならないよう、推薦する高校側には本学の教育内容を十分に理解してもらい、本学側は高校側の教育事情や推薦された生徒の事情を十分に理解したうえで、高校が3年間育てた生徒一人一人を、高校側と「連携」しながら大切に引き継ぐという姿勢をより鮮明にしたものである。「受け入れにあたっての理念」でも表明された「双方向確認」の重視という方向での改革の一環である。2004（平成 16）年度には「連携推薦選考（指定校制）」の名称を「連携指定校推薦選考」に改めたが、連携を重視するというそれまでの考え方に変わりはなく、2006（平成 18）年度もこの考え方を受け継いだ。面接試験当日にガイダンスを行い、面接時には志願者とのコミュニケーションをはかる配慮等を重視したのは前年度と同様である。2007（平成 19）年 4 月に開設される子ども教育学科においても、この考え方を踏襲して選考を行った。

国際文化学科の推薦選考では、前年度と同様、基礎学力試験（または小論文）1 科目と面接を課し、子ども教育学科の推薦選考では、基礎学力試験（特別選考の一部は小論文も選択可）2 科目と面接を課した。

d) 一般選考・特別選考におけるセンター試験利用による入学者選抜：2006（平成 18）年度も、国際文化学部におけるセンター試験利用 1 期（F 日程）の選抜では、各出願者が受験した外国語または国語のうち高得点の科目を 200 点満点に換算し、それ以外の外国語、国語、数学、地理歴史、公民、理科の高得点の科目を 100 点満点とし、合計 300 点満点として選考を行った。センター試験利用 2 期（M 日程）と 3 期（M2 日程）の選抜では、以上の科目のうち最も高得点のものを 200 点満点として選考を行った。また、センター試験利用 4 期（M3 日程）を実施し、その内容は 3 期に準じた。「多様な学生構成」を実現するために、センター試験利用による選抜では、一般選考の学力試験で採用している英語・国語・数学の科目だけでなく、社会や理科などを含めた多種の科目を試験の対象としている。

e) 一般選考・特別選考における AO 入試による入学者選抜：前年度と同じく、AO 入試を「双方向確認」を徹底するための最も主要な選抜方法と位置づけ、志願者が本学で学ぶ上での目標を明確に持ち、それを裏づける活動実績がある場合をカテゴリー 1、他の場合をカテゴリー 2 として選考を行った。カテゴリー 1 の場合は、本学専任教員による 2 回以上の面談・面接によって双方向の理解と確認に努め、カテゴリー 2 の場合は、より時間をかけて行う面談・面接の過程を通して学習の目標を明確化するという「面談を通じて双方向理解を深める」ことに重点を置いた。また、面談時に志願者の学びの方向を明確化するような課題を与え、次回面談時に提出された課題を評価するという方法をとった。子ども教育学科においても、この方法に準じて選考を行った。

f) 一般選考・特別選考における編入選考による入学者選抜：短大への進学希望者減少にともなって学部編入希望者が激減し、40 人の定員を確保することが難しい状況が続いている。2006（平成 18）年度は、留学生の学部編入志願者を中心に 49

人の志願者があり、19人が合格した。なお、入学した16人のうち13人が留学生であった。

**E. 大学院研究科選抜** 2006(平成18)年度8期生の選抜結果は、学内からは志願者11人のうち8人(うち留学生4人)が合格し、学外からは志願者3人(うち1人は留学生)が合格した。11人の合格者のうち9人が入学したが、12人の定員を下回る結果となった。なお、2003(平成15)年度から学内進学者にも、学内での学業成績を参考にす以外に論文試験を課し、学外からの受験者とのバランスをとるとともに、大学院での履修と研究に向けていっそうの学習を奨励することになっているが、2006(平成18)年度もこれを踏襲して選考を行った。

**F. 選抜方法及び入試広報の分析と点検** 2005(平成17)年度末に教授会及び学科会での討議に付すべく、入試広報センターが入試広報に関する分析を行った。また受け入れた学生についても、教務委員会・教務課と協力して、個人情報に関して十分に注意を払いながら、入学後の学習成績等との関連を追跡分析している。これは、次年度以降の入試広報の方法に反映させるとともに、入学した学生の教育指導方法に活かすためである。

#### (2) 4 - 1 の自己評価

2006(平成18)年度は、上述「(1)A. アドミッションポリシー」で示したように、「双方向確認」とキャンパスにおける「多様な学生構成」の実現を柱とするこれまでの方針を継承し、受け入れの理念をさらに実質化することに重点をおいた。以下、広報活動と選抜の2方面から自己評価を記す。

「双方向確認」については、広報活動でも選抜においても、意識的に努力が行われ、その結果かなり実現されていると評価できる。オープンキャンパスでも、高校での教員や高校生対象の説明や授業でも、双方向コミュニケーションが常に意識され、結果として、オープンキャンパス参加者が実際に受験する割合はかなり高いものになっている。選抜においても、連携指定校推薦選考・推薦選考ではガイダンスと面接を重視し、国際文化学科においては一般選考の2期以降の各期にも面接を実施した。

AO選考は、数回行われる1時間近い面談の過程で、教員は志願者個々の特性を十分に理解することができ、志願者は、面談教員から与えられた課題に取り組むことや教員との面談を通じて本学の教育内容を理解し、志願者それぞれの特性と本学での学習を結びつけて考えるようになるため、本学の「双方向確認」という理念を最もよく具現化するものとなっている。2006(平成18)年度もAO選考を合計6期実施して積極的な取り組みを行なった。AO選考での面談・面接を通じて積極的な応答態度を示した志願者は、入学後の学業や活動においても良好な成果をあげているだけでなく、面談・面接を通じて本学教員側にも志願者が記憶に残り、志願者のための導入教育の準備に資するものとなっている。AO選考は今後もいっそう重視する必要があると思われる。

「多様な学生構成」については、選抜方法においては可能な方法をできる限り採用し、その実現を目指しているといえよう。学力試験や面接を課す「一般選考」、専門学科生・総合学科生、留学生、帰国生、社会人、キリスト教関連学校の生徒、聖公会信

徒を対象とした「特別選考」、「連携指定校推薦選考」、「推薦選考」、より広い科目選択を認める「センター試験利用による入学者選抜」、「AO 入試による入学選抜」等がそれである。

このように、本学のアドミッションポリシーは本学の目的・理念と適合しており、それは入試広報ならびに選抜方法にも徹底している。本学が求める学生像は明確であり、入学後のミスマッチをできる限り少なくするべく、入試広報時から意識し、選抜でもできるだけ面接を行って双方向確認に努めている。高校からの推薦に基づく選抜でもできるだけ高校側と「連携」して生徒を引き継いで育てようとしている。「国際文化学」という学問の性格から、キャンパス内において「多様な学生構成」を実現しようとし、入試広報でも選抜方法でも努力している。そして、たえず点検を怠らず、公正な選抜の実施とともに、入試広報の改善に努めている。

しかし、18歳人口の減少や受験生の志向の変化とともに、入学定員を充足することは年々困難になっている。短大進学者の減少とともに編入学者数の充足も困難になっている。本学ではもとより、少人数のクラス編成を重視し、とりわけ英語を始めとする外国語のクラスや導入・基礎教育の「基礎演習」クラス、3・4年生の「専門演習」クラスでは当然のこととして実施されてきた。入学者の減少は、上記科目以外でもクラスの規模を小さくすることになり、結果的に授業がやりやすくなって教育環境にとってプラスの効果という面もないではない。

また、中国からの就学生の激増とともに、一時、中国出身者が留学生の大多数を占めていたが、近年は減少傾向にある。帰国生や社会人の入学は期待したほど多くない。つまり、実際に受験し入学してくる学生の構成は、期待されているほど多様ではない。帰国生や社会人入学者は少なく、留学生は減少傾向にある上に出身国に偏りがある。この傾向は、編入学選考や大学院研究科選抜についても見られる。そして、双方向確認に努めているにもかかわらず、入学後に進路転換をする退学者もかなりの数に上る。

### (3) 4 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

上で述べた自己評価における問題点の早急な改善が必要である。

まず、入学定員を充足するための改善方策について述べる。

具体的な改善策として、2007（平成 19）年度には AO 選考をより積極的に推進するために、これまでの 6 期から 7 期に増やすほか、高校訪問をより効果的に行うことや、印刷物・配布物を魅力的にし、ホームページを充実して、いっそう広報の実を上げることを目指している。帰国生や新渡日生、社会人それに編入学の入学者を増やすために、それに応じた広報を工夫しながら、積極的に受け入れを行う予定である。

また、より根本的には、本学の教育内容を、社会の要請にこたえる人材を送り出せるよう、一方で特化しつつ、同時に、より魅力あるものにすることが肝要である。このために、2007（平成 19）年には「子ども教育学科」を開設し、2008（平成 20）年 4 月には「英語学科（仮称）」の設置を計画している。これにともなって、「国際文化学科」もカリキュラムを、より社会で働き活動できる人材の養成を目指したものに換え、3 学科はリベラルアーツ重視の原則を踏襲しつつ、専門化・実務化も意識した教育を行うことになる。入試広報はこうした本学の変化を的確に高校や社会に伝え、本

学の教育内容と特徴をより多くの人々に知らせる必要がある。

これに関連して、大学院の教育内容の改革も今後必要になってこよう。大学院の入学者が減少傾向にあり(表 4-5 参照) しかも留学生が多数を占めているが、こうした問題は入試広報の問題というより、まず教育内容の問題と思われるからである。この点については、「基準 2 . 教育研究組織」で述べたとおりである。

本学のアドミッションポリシーの原則である「双方向確認」「多様な学生構成」は踏襲すべきであり、定員充足に目を奪われて、最も大切な、本学が目指す教育とそのためを受け入れる人々についての方針を見失ってはならないことは言うまでもない。

#### 4 - 2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

##### 4 - 2 の視点

- 4 - 2 - 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4 - 2 - 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4 - 2 - 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

##### (1) 4 - 2 の事実の説明(現状)

本学の学習支援は、授業科目の担当教員による指導を基本とし、専任教員による TG (チュートリアル・グループ) 制度によって学生一人一人を支援する態勢をとっている。一方で、学習上の助言や相談あるいは困難や問題に対する対策を内容とする学習支援は、「学習支援委員会」(学習支援室) 図書館、学生自習室(IT 工房) が、それぞれ連携を図りつつ行っている。また、学生の外国留学や海外研修は「ランゲージセンター」「異文化間協働センター」が取り扱い、障害を持つ学生の学習支援は「障害を有する学生の支援委員会」が中心となって担当している。

**A . 図書館** 本学の図書館は、平日は午前 8 時 50 分から午後 6 時 30 分まで、また土曜日や休暇中は午前 9 時から午後 5 時まで、閲覧・貸し出し業務のほかレファレンス業務を行っている。職員は「小さい図書館だが、情報が少ないとは言わせない」「できない、しない、無理とはけっして言わない」をモットーに対応している。学生は授業中に出される課題やレポートを、図書館員のアドバイスを参考にして図書や文献を調べ、情報を得て作成している。図書館は入学時のオリエンテーションにおいて簡単なガイダンスを行うほか、利用法や情報検索の仕方、レポートの作成法について幾つかの紹介プログラム(10~30 分)を用意している。1 年次生に対する導入教育として行われている「国際文化学基礎演習」では、こうしたプログラムを授業に組み込み、図書館の利用法や文献の探し方等を教授する。3 年次生を対象とする「専門演習」においても、専門的文献や情報の検索方法を学ぶためにこのプログラムが利用されている。

図書館の一部をなす学生自習室には、ビデオブースやパソコン設備があり、ビデオを見、パソコンを利用してレポート作成などができる。同室内には学生の SA (Student Assistant) がほぼ常駐し、同室内にある IT 工房はパソコンの利用相談

にあっている。IT 工房とは 2006（平成 18）年 4 月に発足した国際文化学科情報文化専攻の学生と教員が、学習で得た技能を活かして、学生にパソコンの指導をする組織である。また、卒業研究を行う学生を対象としてノートパソコンを貸し出す制度もある。

**B. 学習支援委員会** 2005（平成 17）年度後期に準備委員会として発足し、2006（平成 18）年度から正式に学習支援委員会として活動を始めた。委員会は、文化や能力において多様な学生が入学してくるようになり、授業の理解や学習に困難を感じる学生が増えたこと、学生を進んで学習に向かわせ種々の資格検定試験に挑戦させることにより学習意欲を掻き立てる必要が感じられるという背景の下で設立された。したがって、その目的は、学生が本学で学ぶ上で生じる困難や課題を把握し、豊かにかつ有意義に学習に取り組むことができるように支援することである。学習支援室は学期中、月曜日から金曜日までの毎日、午前 9 時から午後 5 時まで開室し、コーディネーターが常駐して、学生の相談、教員とのコーディネート、教材の準備などの業務を行っている。

委員会では、学習支援室を運営していくため 2006（平成 18）年春に、教員を対象にアンケート調査を実施し、また同年 5～6 月には学生のニーズを捉えるためのアンケート調査を全学年対象に実施し、その結果をまとめてプログラムを作成した。以下に、それぞれのプログラムの概要と 2006（平成 18）年度の実施状況について説明する。

- a) 必修科目の学習支援：必修英語科目については、英語の基礎学力が不足し授業についていけない学生や、その結果、欠席が多くなりがちな学生に対する救済措置として、そして同時に学習への動機づけを高めることを目的として、ランゲージセンターと協同で学習支援を行っている。2006（平成 18）年度は必修英語科目、Conversation1-4, Oral English1-6, Reading Comprehension1-2 のそれぞれのクラスについて、学生が学習支援室で自習（ボランティア教員やコーディネーターの援助を受けることができる）することによって、ボーナス・ポイントを得、その得点を成績評価に加味するというシステムをとった。専任英語教員は、それぞれ 1 学期に約 2 時間ずつ支援室に滞在し学生の自習を補助した。また、「キリスト教概論」については、必修科目にもかかわらず不合格者が多いため、担当教員の理解を得て、授業で配布されたプリントを預かり、試験前の補習などを行った。後期には担当教員がボランティアとして補習を行い、数名の参加があった。
- b) レポート作成の支援：学生の質問に応じて書き方のアドバイスを行った。
- c) 留学生の日本語支援：留学生がレポートを作成する際、日本語の文法などのチェックを受けにきた。日本語が苦手というよりは、出来上がったレポートをより完璧にしたいという目的で訪れた留学生であった。
- d) 検定試験の準備支援：TOEIC(Test of English for International Communication)、英検、漢字検定などの模擬試験を実施。時間の都合がつかない学生には持ち帰り受験を認め、後日採点して返却というシステムをとった。利用者合計 52 人。
- e) 外国語勉強会(有志による韓国語、中国語の勉強会)：中国語勉強会は毎週水曜

日3限、韓国語勉強会は毎週金曜日昼休みに実施した。

f) 学習相談一般：パソコンの使い方、その他について相談に応じた。

g) 障害のある学生の昼食介助：月・水・金の週3日、昼食介助の場を提供した。

h) その他：教員が宿題のプリント・課題プリントを置き、学生に利用させた。また、教科書を忘れた学生が授業前にコピーできるよう教科書を置いた。そして授業で行われた教材に添削やコメントを記入したものの返却などにも学習支援室が利用された。

**C. ランゲージセンター、異文化間協働センター** 学生の外国留学や海外研修については、「ランゲージセンター」「異文化間協働センター」が支援している。センターでは、4月のオリエンテーション時に、交換留学先（韓国聖公会大学校、カナダレニソンカレッジ）海外研修プログラムを紹介し、一般的な留学の手続きや留学した学生の体験発表を行っている。この要点を記したリーフレットは学内のあちこちに置かれるほか、「基礎演習」「専門演習」の授業でも配布されている。また、留学・研修希望の学生はいつでもセンターで相談することができる。本学ではその特色として、実際に体験することによって学ぶこと（「体験知」）を重視しているので、留学・研修はさまざまな授業の中でたえず紹介され、助成金の制度もある。

障害を持つ学生に対しては、学生部長・学生課長・「ボランティア」科目担当教員・担当チューターをメンバーとする「障害を有する学生の支援委員会」が設けられ、そうした学生への学習支援を行っている。2006（平成18）年度に「障害を有する学生の支援委員会」がフォローした学生は8人である。

なお、本学には通信教育はない。

## (2) 4-2の自己評価

学習支援委員会では、2006（平成18）年度に新しくリーフレットを作成し、「国際文化基礎演習」の時間を利用して、学習支援室とその支援内容について紹介した。その結果、準備期間であった2005（平成17）年度と比較して利用者は増えた。以下に、プログラム別の評価を述べる。

a) 必修科目支援：英語科目については、半期につき70～80人の学生が利用、延べ人数は年間554人であった。2007（平成19）年3月末に英語教員に対してアンケート調査を行ったところ、各クラスで数人の学生がこのシステムを利用しており、出席補助のために利用した学生にも効果があった旨、報告があった。また意欲が高い学生についても、ボーナス・ポイント獲得や検定試験のための学習など、積極的な自習状況が認められている。出席状況に問題があると懸念される学生でも、自習室での自習には比較的熱心であった。英語教員の大半がこのシステムを有効と見なしている。

英語必修科目の学生利用状況

2006 年度	利用学生延べ人数	実人数
4 月	5	
5 月	19	
6 月	86	
7 月	138	
<b>前期合計</b>	<b>248</b>	<b>(70 人)</b>
10 月	15	
11 月	61	
12 月	95	
1 月	145	
<b>後期合計</b>	<b>316</b>	<b>(86 人)</b>
<b>年間合計</b>	<b>564</b>	

- b) レポート作成の支援：課題が明確に提示されている場合、考え方のヒントやどのような文献をどうやって探すかをアドバイスすれば、レポート作成に取りかかることができる学生も多い。基本的には、授業中やオフィスアワーを利用して担当教員に尋ねるべきではあるが、教員が不在の場合や、聞きにくい場合もある。この点で支援室に立ち寄る学生には、ある程度の範囲内での支援は可能である。
- c) 留学生の日本語支援：日本語のサポートについては効果的な支援の可能性を継続して模索していく。
- d) 検定試験の準備支援：英語検定・漢字検定の過去の問題を用意し、日時を決めて模擬試験をしたが、学生は授業の関係でその時間に来ることができず、持ち帰りがほとんどであった。TOEIC は難しすぎて手を出せない学生が多く、英検に人気があった。これをきっかけに、自分で問題集を購入して自宅でも勉強を始めた学生がいた。漢字検定も勉強したいという学生が多くいるが、授業に結びついていないと学習が持続しないようである。漢字検定も成績に結びつくような工夫が必要である。
- e) 外国語勉強会(有志による韓国語、中国語の勉強会)：熱心に学習する様子が見られ、留学生と日本の学生の交流の場にもなった。
- f) 学習相談一般：レポート作成にあたって、ワードやエクセルなどの操作を学習支援室で指導することがあった。今後、学生自習室の SA 管理者や IT 工房担当者 と相談をしながら支援を進めていかなければならない。
- g) 障害のある学生の昼食介助：昼食の介助だけでなく、学生の居場所としての役割も兼ねている。

学習支援室は発足したばかりであるが、ニーズ調査などに基づいて幅広いプログラムを提供し、利用者もそれなりに多い。英語教材やそのほかの教材の準備など、設備

も徐々に整えられてきており、初級のやり直し英語を学びたい学生から資格試験を目指す学生まで、多様な層に対応が可能である。英語教員の協力もあって、教員からの指導も随時受けることができ、教員のオフィスアワーなどに限定されず、学生が支援を求めて足を運ぶ場所が提供できているのは評価できる。つまり、本委員会の目的にかなう成果をあげつつあると言えるだろう。しかし、もっと積極的な学びにつながるような支援を行うことが必要である。

今後、英語だけでなく、そのほかの科目についても、教員とより連携を持ちながら、多様な形態での支援を行えるよう工夫していくことが求められる。学習支援室は他の部署からみれば新しい存在で、今後横のつながりを築く必要があることが明らかになってきた。すなわち、キャリア・サポート・センター、図書室、IT 工房や学生自習室などとの連携を深め、有機的に学生の学習支援を行っていく必要がある。

図書館のレファレンス業務及び学生への助言の重要さは言うまでもない。きちんとした統計はないが、レポート・論文作成時期には多数の学生が図書館を訪れ利用している。ただ、図書館の専任職員は2人で、パートタイム職員1人を加えた3人で閲覧・貸し出し・整理業務に加えてレファレンス業務を行っている。そのため時期によっては、聞かれたときに対応することが難しく、他の時間帯の再訪を求めることもある。

「障害を有する学生の支援委員会」は、視覚障害を持つ学生が本学で学ぶことになったのをきっかけに設けられた委員会である。本学はそのためにバリアフリー施設を設け、点字プリンター付パソコンを導入し、また他大学の対策・経験を調べ、教職員研修を行った。最初の学生はきわめて真面目・熱心で優秀な成績を修めた。その後、視覚・聴覚・脳性まひ・下肢に障害を持つ学生が入学してきたが、本学ではこの委員会を中心に、種々の障害に対しては調査研究と教職員への研修を行って対応策をとっており、対応の手続きは大体できている。それは次のようなものである。まず、入学時に本人（及び保護者）から学習に必要な支援の希望を聞き取り、そのために必要な施設を作り設備を用意し、学生部長・学生課長・「ボランティア」科目担当教員・担当チューターをメンバーとする「障害を有する学生の支援委員会」が支援を担当する。日常は、ノートテイク等の支援のために SA 制度を運用し、毎月ミーティングを行って支援業務の点検と改善を行っている。支援は学生一人一人の障害の状況によって少しずつ異なり、たえず注意して現実的かつ速やかな対応がなされている。なお、2007(平成 19)年 5 月現在、聴覚に障害を持つ学生が 1 人いる。他方、他の種類の学習障害を持つと思われるケースも現れていて、新しい対応が求められている。

### (3) 4 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

図書館や IT 工房は、設備や人員の充実によって支援サービスをよりいっそう十分なものにすることが望まれているのは言うまでもない。しかし、そうしたことに限度がある以上、今後は個々の職員・SA のいっそうの能力向上と効率的な配置が必要であろう。

学生の需要に応える形で発足した学習支援委員会についていえば、学力や学習習慣が学生によって多様化し、授業についていけずに次第に学習意欲を失くし、退学につながっていくことのないように、より多くの授業において具体的な支援方法を考えて

いく必要がある。一方的な「支援」とならないよう、支援室での学習記録や内容を授業担当者にこまめに知らせるなど、教員との連携を丁寧にとっていくことも必要である。授業担当教員は当該授業中や、授業外でもオフィスアワーなどを利用して学生の学習に責任を持つ必要はあるが、時間の制約もあり、すべてに対応することは不可能である。そうした教員にとっても学習支援室がパイプ役となり、学習だけでなく教育の質を向上させ、大学全体での学びの促進につながるような大きなビジョンを持ちながら、日常生じる様々な問題の解消に資することが必要である。

学習支援委員会では、2007（平成 19）年度の具体的な検討課題として次の方策を考えている。まず、2006（平成 18）年度のプログラムを引き続き行いながら、細かな不具合を調整していく。不合格者が多くなりつつある第二外国語担当者とも支援システムを相談していく。教材などを充実させ、30分程度の空き時間に学生が資格試験などの学習が行える環境も整える。また、支援室に足を運ぶことのできない学生に対しては、メール相談の受け付けも開始する。更に、キャリア・サポート・センターや図書室、IT工房などと必要に応じて話し合いを持ち、大学全体として総合的に学生の学習を支援することを目指したい。

#### 4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

##### 4-3の視点

- 4-3- 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3- 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3- 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3- 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3- 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

##### (1) 4-3の事実の説明（現状）

本学では学生サービス、厚生補導のために、学生部、異文化間協働センター、カウンセリングルームの三つの組織が設置されている。なお、外国人留学生については、主として、異文化間協働センターが当たっているが、それは経済的支援、大学による推薦書類提出や生活相談において特別な事情があるためである。他の学生生活においては日本人学生と同じであるため、外国人留学生については、ここでは経済的支援にかかわる部分のみを特記する。

学生部は学生サービス、厚生補導全般を統括し、学生委員会と事務局学生課からなる。学生委員会は国際文化学部だけの委員会として活動するのではなく、同じキャンパス内にある短期大学部の委員会と合同の委員会を、月に1度開催している。以下に、経済的支援、課外活動、学生の健康相談、環境・マナー、学生の意見汲み上げの5項目に分けてそれぞれの現状を説明する。

**A. 経済的支援** 日本人学生に対しては、奨学金、授業料減免（以下「減免」という）など大学独自の就学支援制度と、日本学生支援機構（旧日本育英会）などの学

外奨学金制度を合わせて、経済的支援を行っている。これらについては学生部が担当している。「奨学金」は教学の精神に照らして、学業成績、経済的理由の他に、学内での貢献度が高く奨学に相応しい者を、「減免」は経済的基盤の急変で授業料の納付が困難となった者を、それぞれ対象とし、書類選考と面接で採用を決定する。書類選考では、「奨学金」は学業成績（加重平均点）、「減免」は収入金額を考慮し、選考基準とする。書類選考通過者について面接を実施し最終審議にかける。面接では、本人が家庭の経済状況を把握しているか、状況に応じて外部奨学金やアルバイト等自助努力をしているか、更に学内行事等への貢献度なども判断材料としている。奨学金と減免の性質を明確化していくため、経済的急変の事由があるかどうか確認しながら申請書を配付している。

2006(平成18)年度の日本人学生の奨学金等の採用者数は下表のとおりである。

2007(平成19)年3月1日在籍者

大学	申請者数	採用者数	予約奨学生数	前年度から継続の奨学生数
学内奨学金	30	22	-	-
授業料減免	19	14	-	-
学生活動助成金	3	3	-	-
日本学生支援機構	39	39	16	76

この他に、学生活動を奨励する意味で、各種検定における資格取得及び課外活動における入賞など、特に優秀な成果をあげた者を対象に「学生活動助成金」を設定して、対象となる学習成果ごとに5万円以内の助成金を支給している。2006年度の採用者は3人であった。

異文化間協働センターとランゲージセンターが、海外の留学・研修などの学習活動の支援を担当している。また、異文化間協働センターは私費外国人留学生への経済的支援も担当している。2006(平成18)年度は、海外へ留学する学生10人に対して、海外学習助成金を支給し、学生の学習活動支援を行った。

ILP(異文化間リーダーシップ・プログラム)のパイロットプログラムとして検討を続けてきた規程が制定され、2006(平成18)年度の海外研修に参加した4人の学生を、2007(平成19)年度のILP候補生として選抜した。2006(平成18)年度はタイ、ベトナム研修にグループリーダーとして1人が参加した。

私費外国人留学生に対する授業料減免と奨学金は、2001(平成13)年度の改正を引き続き踏襲し、授業料減免は経済的支援を目的とし、奨学金は学業成績優秀者に対する奨学を目的として実施した。今年度からは減免の実施基準を設定し、特に修学状況が悪い学生に対して減免を実施しないこととし、学生に対しても周知徹底した。

このように学内奨学金、減免の審査を厳正に実施する一方、支援の選択肢の一つとして、昨年度に引き続き国際連合大学の奨学プログラムである「私費留学生育英資金貸与プログラム」に参画した。今年度は3人の学生を推薦した。

プール学院大学学内奨学金については、前期には国際文化学科対象者195人のうち27人、後期には258人の対象者(新生を含む)のうち53人に支給した。また、

独立行政法人日本学生支援機構の「私費外国人留学生学習奨励費」は、前期は大学28人、大学院1人、後期には大学6人の追加採用があった。以上の授業料減免、奨学金の申請方法、審査方法については、昨今増加する留学生の奨学制度に関する問い合わせに一律の対応ができるよう、年度初めに留学生対象説明会を3回実施した。予算、審査ともに学内奨学生採用が厳しくなっている一方、留学生対象の学外奨学金応募についてはできる限りの支援をしている。2006(平成18)年度は、新たに留学生支援団体(石堂奨学会)による東南アジア、南アジア出身の留学生対象の奨学金制度が設けられ、本学学生が採用された。

## B. 課外活動支援

a) 学生会活動支援：学生課職員が窓口となり、学生委員会の教職員が学生会の企画・立案した各種行事に対する助言や指導を行い、全教職員に対してそれらの行事への協力・参加を呼びかけている。「リーダーズミーティング」を年1回実施し、卒業生、教職員の指導を交えつつ、学生のリーダーシップ向上とリーダー育成を図っている。

b) クラブ・同好会活動支援：2006(平成18)年度には14のクラブと12の同好会が登録されている。クラブ・同好会が設立されても、次年度以降継続に必要な部員数を確保できず廃部になるケースが少なくない。4月のオリエンテーション時には新入生に対してクラブ・同好会の活動をアピールする場を提供している。しかし、入部する新入生は少数である。クラブ・同好会が学外で活動する場合の危機管理については、十分な取り決めがなされていなかった。そこで、クラブ・同好会の学外活動に関する危機管理のガイドラインを定め、学外活動を計画する場合は事前に顧問と十分に相談して安全を図るよう指導することとなった。

c) 大学祭の支援：2006(平成18)年度の大学祭に向けての活動は、2005(平成17)年度の大学祭を振り返ることから始めたが、その段階で学生間、あるいは学生と教職員間のコミュニケーション不足により様々な誤解が生じていることが明らかとなった。その誤解を解消するため学生と担当教職員との話し合いを行った。2005(平成17)年度の最も大きな反省点は、実行委員が少なく学生の主体的な運営が困難であったことである。前年度の実行委員のほぼ全員に継続の意思がなく、全実行委員を新たに募集する必要が生じ、「大学祭を開催するか否か」を根本的に考え直すことを迫られた。そこで、「実行委員が集まらない限りは学生主体の大学祭の開催は断念する」という方針を決め、実行委員の募集期限を5月中旬まで延長した。しかし、十分な実行委員が集まらなかったため、大学祭は開催しないことに決定した。その代替の意味もあり、10月21日(土)に大学が開催した「ホームカミングデー」の企画・運営に大学祭実行委員が学生会と共に参加し協力してイベントを行った。

C. 学生の健康相談 春の定期健康診断では新入生及び運動クラブ員、前年度からの追跡学生を対象に心電図検査を実施している。その結果、若干ではあるが毎年異常のある者が発見されている。2年次生以上の学生で、健康とみなされる者の中に心臓病が潜んでいるケースがあった。また、メンタルヘルスに関しては、新入生では大学に対するイメージと現実の違いなどから精神的に不安定な状態に陥る、いわ

ゆる五月病で来室する学生が多い。また、在學生でもノイローゼやうつ症状、潜在的にあった精神的疾患が、いろいろな形で現れることも少なくない。

a) 定期健康診断：学生の定期健康診断は、学校保健法に基づき実施している。疾病予防、異常の早期発見、健康保持・増進を目的としている。2006(平成18)年度の定期健康診断は3月30日に在學生を対象に、オリエンテーション期間中の4月6日に新入生を対象に2日間実施した。検査項目は下記のとおりである。

(新入生)

身体計測(身長・体重)・視力・聴力・胸部X線・心電図・内科診察

(在學生)

身体計測(身長・体重)・視力・胸部X線・内科診察

心電図は運動クラブ員・心疾患のある者・過去の心電図の追跡者。

健康診断は外部委託で実施しているが、内科診察のみ校医を含め近隣医師と外部委託の健診医師との両方で行っている。2日間で大学・短大を合わせて1,078人を対象に実施した。

2005(平成17)年度受診率は以下のとおりである。

大学・短大を合わせた対象者1,269人に対し受診者1,130人(受診率89.0%)

うち 大学院(1年次生100.0%・2年次生58.3%)

学 部(1年次生97.1%・2年次生91.8%・3年次生81.6%・4年次生75.9%)

2006(平成18)年度受診率は以下のとおりである。

大学・短大を合わせた対象者1,254人に対し受診者1,078人(受診率86.0%)

うち 大学院(1年次生87.5%・2年次生100.0%)

学 部(1年次生93.3%・2年次生84.0%・3年次生84.1%・4年次生69.7%)

2006(平成18)年度の全体の受診率は86.0%で昨年と比較して3.0ポイント低下した。また4年次生の受診率が年々低下(04年度82.2%、05年度75.9%、06年69.7%)している。

健康診断結果の通知及び要精密検査等の事後指導については、以下のような措置を取った。本年度胸部X線間接撮影の結果、有所見者が8人(内留学生4人)いたが、いずれも精密検査で異常は認められなかった。学部男子では4人の肥満(100kg以上)学生については高血圧も指摘された。遺伝的な素因に加え食塩やアルコールの過剰摂取、肥満、運動不足、ストレスなどが関与しており、代表的な生活習慣病である。生活習慣の重要性を認識して改善に努める必要がある。健康診断の結果は受診した学生全てに個人通知書を手渡し、異常のあった学生には説明と病院での再検査を勧めている。また、その結果を報告に来ない学生には再度確認を取り、放置したままの学生には保護者宛に文書や電話で連絡している。健診結果を取りに来ない学生には郵送している。

b) 校医相談について：健康診断の結果が戻ってきた時点で、異常のあった学生を5月から7月にかけて相談日に呼び出し、診察及び適切な指導を行い、必要に応じて病院紹介も行っている。

c) 医務室来室状況について：2005(平成17)年度の医務室来室者数が374人であったのに対し、2006(平成18)年度来室者数は277人(うち相談件数は12件)であった。相談内容は、生活環境の変化によるストレス、パニック障害、摂食障害、対人恐怖、何となく学業全体に意欲を失う、などであった。内科的症状では、4月から6月にかけて

て来室者数が多く、特に新生に目立った。過喚気症候群（手足がしびれて息ができなくなる）で発作を起こす学生、貧血、「何となく疲れる」と疲労感を訴える学生も例年になく多く見られた。11月頃から2月にかけてはノロウィルスが流行し、嘔吐や下痢などの症状を訴える学生が数人出た。手洗いやうがいの励行を掲示で促した。

外科的症状では、体育の授業や、運動クラブ中の怪我が多発、スポーツによる突き指、足首や膝の捻挫、打撲、肉離れ、脱臼、骨折なども時々見られた。通学、帰宅途上でのバイク・自転車による交通事故が9件発生、前方不注意や無理な追い越し、割り込み、スピードの出し過ぎなどが原因であった。

カウンセリングルームは、建物内2階、階段を上がったすぐ脇にあって、人の目を引くことなく入りやすい場所にある。毎週2回、午前10時から午後4時まで、臨床心理士が相談にあっている。2006（平成18）年度には20人（男子12人、女子8人）の相談者があり、延べ来談回数は104回にのぼった。来談内容は、居場所や話し相手を求めて継続的に来談するケース、ストレスによるうつ状態、恋愛の悩み、就職に関するもの、対人関係の相談、授業に関するもの、性格テスト希望などであった。必要に応じて精神科の受診を勧めた。

**D．環境・マナー指導** 2003（平成15）年度に「プール・グリーン活動」を発足させたことを継承し、2006(平成18)年度もそれが定着するよう努めた。「プール・グリーン活動」とは、いろいろな角度から環境意識を高めていく中で包括的にマナー向上を図り、快適なキャンパスづくりを目指す活動の総称である。具体的には以下の5項目を実施した。

- a) ポスターの活用：2005(平成 17)年度選出した「プール・グリーン活動」のポスターを本年度も引き続き掲示した。
- b) 机の落書き消しの実施：年間2回、授業時間中の約10分間を利用して学生に協力を求め、教員の指導のもとに机の落書き消しを行った。
- c) 自動車通学違反者への指導：本学では通学用自動車の駐車施設がなく、学生の自動車通学を禁止している。前年度に続いて全教職員が手分けして大学周辺を巡回し路上駐車ナンバーを記録、自動車通学禁止の注意を促すビラを貼った。特定できた違反者についてはチューター、学生課長、学生部長、学長と段階に応じて個別に呼び出し指導を行なった。
- d) 交通安全教育：新生オリエンテーション時に泉北警察署長を招き講習会を行った。
- e) 禁煙指導：健康のため学生の禁煙教育に取り組み、キャンパス内の分煙を実施している。しかし、禁煙場所で隠れて喫煙する学生もおり、教員のキャンパス内巡回を一部導入し、喫煙マナーを守るように指導した。更に喫煙場所を明示し、それ以外は禁煙を徹底することにした。

**E．学生の意見の汲み上げ** 全学生は新年度の初めに新しい『STUDENT HANDBOOK』を受け取る。そこには大学の沿革・教育理念、キリスト教センターとその行事とともに、学生生活の支援の仕組みが紹介され、大学の規則や諸手続きが説明されている。新生には入学後のオリエンテーションにおいて、ガイダンスが行われる。学生課・異文化間協働センターを始めとする事務局の窓口では、職員がどんな質問にも丁寧に対応する。こうした大学から学生への広報に対して、学生

の意見を汲み上げる仕組みとして、本学には、チューター制度、クラブ・同好会の顧問制度、PAO(Poole Active Organization)がある。

- a) チューター：本学はチューター制度を置いており、チューターは学生の様々な意見を汲み上げる役割を担っている。学生が何らかの問題行動を起こした場合、チューターを通じて学生部が学生の弁明を聞き取るようにしている。
- b) クラブ・同好会の顧問制度：クラブ・同好会の活動を監督・指導するために顧問制度を置いてある。本学の専任教員がクラブ・同好会の顧問となり、活動全般について学生の相談にのっている。
- c) PAO：PAOとはメールや投書箱等で学生からの相談を受け付け、大学として回答するシステムである。原則として相談者本人に回答しているが、匿名による投書の場合、学内の広報誌『Hot Channel』を通じて回答している。

## (2) 4 - 3 の自己評価

**A. 経済的支援** 採用者数から見ると、日本学生支援機構より本学独自の就学支援制度の方が多い。そのことは本学が学生の経済的支援に力を入れていることとして評価できる反面、幾つかの問題点を指摘することもできる。

日本学生支援機構の採用者は本学に割り当てられた推薦枠を下回っている。一つには、奨学金の性質によるところが大きい。日本学生支援機構の奨学金は貸与型であり、卒業後返済義務を負うために、申請に対して抵抗感を抱く者が少なくない。そのため、学生は日本学生支援機構の奨学金より学内奨学金や授業料減免を優先して申請する傾向がある。もう一つは、推薦条件である。推薦条件に高校時の成績基準が設定されているため、それを下回る申請者は推薦できない。高校での評定平均が低い学生が増加するに従って、成績基準に合致しない学生が増加している。こうした理由で、日本学生支援機構の奨学金制度は有効に活用されていない。

他方、学内奨学金採用者と授業料減免採用者を学業成績で比較すると、後者の方が低い。「減免」選考の面接時には申請者に対して、次回以降は日本学生支援機構の奨学金に申請するか、「奨学金」の支給対象者となるべく努力するよう励ましている。しかし、日本学生支援機構の奨学金を受給しても依然として経済的困窮度が改善されない場合や「奨学金」の成績基準に合致しない場合、学生は再度「減免」を申請する。「経済的急変」を柔軟に解釈し、継続的に「減免」の採用を行うケースが生じている。また、「奨学金」の支給金額より、「減免」の減免額の方が高い場合もある。学生にとって「減免」の方が有利であれば、成績優秀者であっても「減免」として採用するケースもある。このように、学内の就学支援制度本来の目的が変質してしまう危険性を常に抱えている。

## **B. 課外活動の支援**

- a) 学生会活動の支援：学生の自主性を尊重する姿勢で支援を行っているが、学生会活動の様子が一般学生に伝わりにくい。学生会を支援し学生総会を実施するなどして活動の周知を図っているが、状況が好転したとは言い難い現状である。
- b) クラブ・同好会活動の支援：顧問の責任を明確にすることによって、学生の自主的で幅広い活動を尊重しながらの支援が可能となった。顧問の役割について再

認識を促す機会を作り、リーダーズミーティングへの顧問の出席を促したことによって、顧問と学生の交流のチャンスが増えた。

c) 大学祭：ホームカミングデイ当日は午前中に教育懇談会が行われていたため、時間と場所に厳しい制約のある中、大学祭実行委員はスポーツ大会やバンドコンペ、模擬店、大道芸などのイベントを企画・運営した。全体的に小規模なイベントであったが、参加していた学生たちは生き生きと楽しく活動していた。大学祭実行委員は、次年度は自分たちの手で大学祭を運営したいという意欲と希望を持っている。2007（平成19）年度の大学祭は2006（平成18）年度から引き継がれるのではなく、新しいメンバーで一から創り上げる必要がある。この点から見ると、ホームカミングデイの企画段階から大学祭実行委員が運営委員として参画し、企画や当日の運営に関わったことは非常に有意義であった。また、学生や教職員との話し合いを重ねる中で、自分たちの意見を主張し意思を固めていったことも大きな成果であった。学生同士あるいは学生と教員のコミュニケーション不足を補い、学生の不満を受け止めながら励まし続ける役割を担った事務室学生課担当職員の果たした役割は非常に大きい。

**C. 学生の健康相談** 医務室での業務の基本は学生の健康状態を把握すること。まず、春に実施される定期健康診断の結果については個々に説明をし、質問にも答えられるよう十分時間をとったことによって、学生の現在の体調や食事、アルコール、タバコ、睡眠、ストレスなど日常生活における諸問題についても相談を受ける体制をとれたことは成果である。その中で医師の診察を必要とする学生については校医相談の受診を勧め、病院での検査・治療に至った。その反面2年次生以上の学生については、入学時の心電図検査や内科診察で異常が認められなかった者は健康者扱いとするので、それ以降に身体に異変が起こっても把握仕切れない部分があり、今後の検討課題である。

カウンセリングルームについては、存在を知らない学生も多く、今後の紹介・周知と、チューター、医務室、キリスト教センターとの連携が必要と思われる。

**D. 環境・マナー** 2005（平成17）年度、選出した「プール・グリーン活動」のポスターを掲示した。しかし、環境・マナーに関しては教職員や学生に浸透しているとは言い難い。学生委員や学生会など一部の教職員、学生だけが取り組んでいるというのが実態である。机の落書き消しのように半ば強制的に実施するとほとんどの学生が協力するが、学生による自発的活動にはつながっていかない。自動車通学違反への指導のためのキャンパス近隣地区巡回や、禁煙指導のためのキャンパス内巡回についても、協力する教職員は一部に偏っている。学生を指導していくためには全教職員の理解と協力が不可欠である。さらに、近年学生のマナー低下が見られ指導の必要な学生が増えている。全教職員が一致して学生指導に取り組んでも、授業や業務、会議等があるため目が行き届かないことが多い。幸い自動車通学違反者の把握については、今年度も巡回専属の職員を確保することができたため、学生への指導を着実に行うことができた。一方、キャンパス内巡回は人員を確保できず、喫煙マナーが守られていない。学生指導にあたるマンパワーの確保が課題である。

**E. 学生の意見の汲み上げ** 学生の意見汲み上げの制度としてチューター制度は有効に機能してきた。自動車通学違反者に対しては、チューターがまず面談し、弁明を聞き取り指導を行っている。他方、クラブ・同好会の顧問制度は、これまで多くの場合、年に数回書類にサインするだけの形式的なものに止まっていた。今年度は、顧問に対するアンケートを行い、クラブ・同好会の設立・継続に関する内規を整理し、顧問の立場や役割を明確にした。顧問制度が強化され学生の意見をより適確に汲み上げることができるようになった。他方、PAO はあまり利用されず相談数も少ない。しかし、学生にとっての「最後の手段」として、それなりの役割を果たしていると評価できる。

(3) 4 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

学生部・異文化間協働センター・カウンセリಂಗруппの活動の改善策を上記項目に即して具体的に列挙する。

**A. 経済的支援** 日本学生支援機構の奨学金や学内奨学金、授業料減免の制度について、毎年4月に奨学金の説明会を行い、『STUDENT HANDBOOK』に概要を掲載しているが、学生に十分周知されているとは言い難い。チューターからも奨学金等の情報を提供してもらえよう、教員に対しても奨学金等の説明を行う。

**B. 課外活動の支援**

a) 学生会：学生会の活動が役員と一部の恒常的なメンバーによる活動に終わらないよう、企画・広報段階における具体的な助言が必要である。また、一般学生への学生会活動の周知、積極的参加を喚起するため、新入生入学時、オリエンテーション諸行事中など、あらゆる機会を活用するよう支援する。

b) クラブ・同好会：クラブ・同好会の加入率が低くなっているため、部員確保のための活動を積極的に支援する。充実した学生生活を送るためには、クラブ・同好会活動が有意義であることを、部員自身が新入生に直接積極的にアピールする場を現在以上に設けることを検討する。

c) 大学祭：企画運営に積極的に関わる大学祭実行委員を集めることが先決問題である。そして、多くの学生が参加したくなるような魅力ある大学祭を企画する必要がある。そのためには、学内での広報活動を積極的により分かりやすい形で行ない、多くの学生の参画を求めなくてはならない。2007（平成19）年2月14日に行われたリーダーズミーティングでは、大学祭実行委員が学生会やクラブのリーダーたちに積極的な参加と協力を呼びかけた。参加者からは、教員の理解と協力を得てゼミなどのクラスで積極的な呼びかけをし、クラスやクラブ単位で大学祭に参加することを義務づけてはどうか、などの案が出された。引き続き教職員が実行委員を支援する必要があるが、それは人員不足を補う支援ではなく、学生の主体性・積極性が発揮され達成感を得られるイベント作りのための支援でなければならない。

**C. 学生の健康相談** 学生の健康管理は、定期健康診断や調査票により異常のあった学生や既往症を持つ学生については個々に対応しているが、学生自身にも自分の健康管理ができるよう、正しい知識を持たせることが必須となる。またそれに対し

て情報を提供できるよう取り組んでいきたい。

**D. 環境・マナー指導** 学生のマナー低下に対する指導を強化するため、次の四つの方策を提案した。第1に、4・5月と10・11月に限定して、警備員を増強して学内巡回にあたらせる。例年、4・5月は新入生が学内のマナーについて十分理解していないために、また10・11月は長期休暇後で学生の気が緩むために、様々なトラブルが頻発しているからである。第2に、教員に対して学内巡回協力の依頼を行う。学生のマナー低下の現実を知ってもらい、マナー向上に向けての取り組みに協力してもらえる土壌を作ることが狙いである。

第3に、学生部だけがマナー向上に取り組むのではなく、多くの教職員を巻き込まなければならない。協働できる部署とは積極的に協働を進めるために、他の部署との連携・情報交換を行なう。第4に、問題を起こした学生を単に処分するのではなく、教育的指導を行い、学生自身の成長につながるようにしていく。

**E. 学生の意見汲み上げ** クラブ・同好会の顧問制度を更に有効にするために、クラブ・同好会のリーダー育成を目的に開催しているリーダーズミーティングの場に、顧問教員の参加を呼びかけ、顧問と部員との交流を図るようにする。

以上に述べたことは、いずれも個々の教職員が今よりもいっそう、指導を丁寧に、しかも学生自身の成長を促すように行うこと、そしてその際、大学内での協力連携を図ることを重視している。一見すると、抽象的で回り道のようにあるが、それが何より有効な方策である。

#### 4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

##### 4-4の視点

- 4-4- 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-4- キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

##### (1) 4-4の事実の説明(現状)

**A. 進路指導**(大学院等への進学の現状) 在学中に将来のキャリア形成を考えて、より専門的な知識、技術の習得や資格取得を求めて、大学院または専門学校への進学に興味を持つ学生が増加している。国際文化学部では、より専門的な大学院へ進学する意思決定が最終学年の卒業論文準備の過程で行われることを考慮して、進学に関する進路指導は論文指導教員が担当している。その論文指導教員の要請に基づき、キャリア・サポート・センターや教務課を含む関係部署が、学生の進路指導と支援を行う体制になっている。

**B. 就職指導** 本学は、国際文化学の素養や一般的教養、それに専門的教養を身につけた人材を育成するという教育理念により育成した学生を、その特性を發揮して企業や社会に貢献できるよう就職指導する役割を、キャリア・サポート・センターに課している。キャリア・サポート・センターは職業安定法第33条の2「学校等の行う無料職業紹介事業」に基づいて、就職を希望する学生に対して、様々な職業紹介・就職指導・支援のための各種行事や相談業務を行っている。

キャリア・サポート・センターの現在の体制は、国際文化学部と短期大学部を代表する2人の教員とキャリア・サポート担当課長及び担当者から構成された「キャリア・サポート委員会」の下で、実務機関として専任職員3人、非常勤職員1人及び特任職員1人により業務が行われている。同センター長はキャリア・サポート委員会委員長を兼任し、大学全体の運営を行う運営委員会に参加し、同委員会での議論や提案を大学全体の運営に反映させている。また、同委員会委員長は教授会や学科会において、同委員会での議論や提案を報告し、同センター課長は事務局への報告や提案を行っている。

本学は、多様な興味や特性を持つ学生の多様な就職活動の支援をする必要があり、また、小規模大学である故にきめの細かい就職支援を行うことが期待されている。そこで、キャリア・サポート・センターは、2005（平成17）年度から、従来の就職支援の諸施策を抜本的に見直し、学生の就職活動支援や情報の提供といった“受動的”な支援に加えて、学生のキャリア形成、ビジネス実務研修、個人別面接指導といった“能動的”な就職支援の諸施策も実施するよう方針を転換した。2006（平成18）年度の同センターの重点施策は、このような2005（平成17）年度からの重点施策を再点検し、発展させることにあった。

**C. 学生の就職環境** 2006（平成18）年度にキャリア・サポート・センターが実施した就職指導施策と本学学生の就職率を評価するには、就職活動時期である2005（平成17）年から2006（平成18）年に至る時期の、本学学生を取り巻く就職環境を理解する必要がある。この時期は、景気回復の基調に伴って企業の求人数が増大する傾向にあったとはいえ、企業の雇用形態の変化や学生の就職に対する関心や意欲の低下等により、希望する企業への就職は依然として困難な状況にあった。

**D. 2006（平成18）年度の重点施策と実施状況** キャリア・サポート・センターは、2005（平成17）年度から、従来の就職支援諸施策の抜本的な見直しと改善を図り、個人別指導に代表されるように、積極的に就職活動を支援する方針へ変更した。この基本方針の変更を受けて、同センターは、学生に対するキャリア形成や進路意識の早期喚起、個人別面談指導、就職ガイダンスの体系化、インターンシップ・プログラムの拡大、エクステンション講座の充実、求人企業への強力な働きかけ等に重点をおいた諸施策を実施した。2006（平成18）年度の目標は、2005（平成17）年度に実施されたこれらの諸施策を再点検し発展させることにあった。同センターは、進路や就職といったいわゆる“入口・出口対策”が、大学運営上で重要性を増すものと認識し、また、教務上で問題となっている「入学者の減少と退学者の増加」への対応や、「基礎学力の低下」「自己分析や目的意識の欠如」といった大学生一般がもつ諸問題の解決にも貢献できると考えて、下記の重点施策を実施した。

a) 就職登録カードを早期に配布し、学生に対し、自己分析とキャリア形成を早く開始するように指導した。また、「適性能力診断テスト」や「SPI（Synthetic Personality Inventory）テスト」を早期に実施し、自己の適性を分析し、弱点を強化し、適性に合った職種を早期に見出すように指導した。

b) 全ての就職希望の学生に対し個人別面談指導を早期に実施し、個々の学生の適

性や能力を理解して、スキルアップのための取り組み方や業種・企業の選定を指導した。更に就職活動のスケジュール化を指導し、その経過報告を受けて、戦略の変更を含むきめの細かい個人別の就職指導を行った。

c) 企業の求人活動の早期化に対応するため、同センターが実施する各種「就職ガイダンス」の体系化と適時化を図り、有効性を高めた。

2006（平成18）年度 国際文化学部の子生のための就職ガイダンスの日程と内容

時期	就職ガイダンス項目	企業・学生の子求人・就職活動
4月	・就職活動の心得、「就職手引き」の配布	
5月	・「留学生のための就職講座」の実施	
7月	・「一般常識テスト」の実施 ・「筆記試験対策講座」の実施 ・「就職ナビへの登録の仕方講座」の実施	
10月	・「就職ナビの使い方」研修 ・「適性能力総合診断テスト」の実施 ・「自己分析講座」の実施	・学生の子就職ナビへの登録 ・学生の子自己分析、職種・業種の研究、企業研究の開始、企業選択
11月	・「業界研究・企業研究講座」の実施 ・「エントリーシート・履歴書の書き方講座」の実施 ・グループ・ディスカッション実習	・企業の子採用情報開示 ・エントリーシート受付
12月	・「就職活動マナー講座」の実施 ・「面接対策講座」の実施 ・「SPI 模擬テスト」の実施 ・内定者の話を聞く会	・エントリーシート受付開始 ・会社説明会
1月	・模擬面接実習	・学生の子応募開始
2月		
3月		・採用試験開始

d) 学生が在学中に企業や官庁で一定期間に就業体験をする「インターンシップ・プログラム」は、将来のキャリア形成や学習に対する動機付けを助ける効果があると認識し、インターンシップ・プログラムの充実と拡大を目指した。事前研修や研修修了後のレポート作成を要件として、単位認定を受けることができる。また、大学が承認するインターンシップ・プログラムに参加する学生は、「学生教育研究災害傷害保険」に加えて「学研災付帯賠償責任保険」に加入する必要があり、これらの保険により実習中の傷害や損害賠償から学生を保護している。

例年、同センターは、地域の子インターンシップ推進機関から実習先企業等の紹介を受け、学生を選抜し各機関へ推薦している。2006（平成18）年度には、同センターが個別企業数社と提携し、独自のインターンシップ・プログラムを創設した。

**インターンシップ推進機関によるインターンシップ・プログラム**

推進機関名	インターンシップ実習先
南大阪地域大学コンソーシアム	関西電力南大阪営業所、日本通酸、高島屋堺店、ホテル第一堺、リーガロイヤルホテル堺、ホテル南海、シティーホテルサンプラザ、ホテル日航関西空港、ホテル青雲荘、ホテルサンルート堺、ジーワン、ワークアカデミー、スマートパリュール、堺ハーベストの丘、堺商工会議所、堺市役所、高石市役所、和泉市役所、貝塚市役所、岸和田市役所、泉佐野市役所
関西経営者協会	リーガロイヤルホテル大阪、近畿日本鉄道、白鳳短期大学事務局、大阪YMCA
堺経営者協会	堺経営者協会、野村證券堺支店、日興コーディアル証券堺支店、堺化学工業、サカイ引越センター、尚学社
和歌山県経営者協会	和歌山県経営者協会、和歌山銀行、社会福祉法人和歌山つくし会つくし保育園、
大阪ユースハローワーク	林庄
大阪府庁	大阪府庁
大阪経営合理化協会(留学生対象)	キタガワ、アーバンベネフィット、林田

**プール学院大学が独自に開発したインターンシップ・プログラム**

企業名	インターンシップ実習先
大阪トヨタ	大阪トヨタ各営業所
ホテル・グランヴィア和歌山	ホテル・グランヴィア和歌山

2006（平成 18）年度の上記インターンシップ・プログラムに参加した学生総数は国際文化学部で 15 人である。

e) 資格や検定に対する学生の興味が失われる傾向にあるので、「エクステンション講座」を充実し、拡大することによって、より多くの学生が就職に有利となる各種検定や資格を得られるように、2006（平成 18）年度は下記の「エクステンション講座」を開講した。また、受講希望者が少なく開講が困難な、または学生が就職する上で重要となる資格や検定に対しては、独自に主催する追加のエクステンション講座（国内旅行業務取扱管理者講座、色彩検定 3 級対策講座、地理検定試験受験対策講座）を企画し、開講した。

2006（平成18）年度に開講したエクステンション講座

講座名	目的
秘書技能検定2級	秘書技能検定2級試験対策
簿記検定3級	日商簿記検定3級試験対策
ワード3級	ワード3級検定試験対策
エクセル3級	エクセル3級検定試験対策
エクセル2級	エクセル2級検定試験対策
TOEIC500	TOEIC500点レベル対策
国内旅行業務取扱管理者講座	国内旅行業務取扱管理者受験対策
色彩検定3級対策講座	色彩検定3級受験対策
地理検定試験受験対策講座	地理検定試験受験対策

平成18（2006）年度に、上記の各種「エクステンション講座」を受講した学生の総数は大学・短大をあわせて245人であったが、就職希望の学生数から比較すると、依然として低いと考えられる。その一因は、受講料の経済的負担が大きくなったことにあると考えられるため、学生の希望に沿った講座を低額の受講料で実施することを念頭において「エクステンション講座」の充実と拡大を図った。f) 最近では、インターネットやリク・ナビ（リクルート・ナビゲーション）による求人情報の公開や自由応募が企業の求人方法の主流を占めていることから、求人企業が送付する「求人票」の有効性を再考し、重要度の低い企業の削除と重要度の高い個別企業に対しての関係維持と強化を図った。その結果、従来、求人依頼が少なかった堺や和歌山地域の企業やホテル、更に関西国際空港で事業を行っている企業から、求人の依頼が増加しつつある。

**E. キャリア・サポート・センターが実施したその他の施策**

- a) 学生のキャリア形成や就職指導には教員、特に専門演習を担当するチューターの影響や役割が大きいことを認識し、就職環境や企業の求人状況、未内定者のリスト等の情報を教員・チューターへ適時に提供し、教員の協力を依頼した。また、学生の文章力、プレゼンテーション能力、及び時事問題への理解度を高めるために、国際文化学部にあっては「専門演習」でキャリア形成に関するテーマを取り上げて議論することを依頼し、また正規授業として就職活動の実際の方法と手続きを教授するための「就職活動講座」「就職実践講座」の開講を提案し実現した。更に、教員有志による「金融機関に就職を希望する学生のための金融論特講」と企業訪問、SPI試験対策としての「基礎学力（数学）向上講座」や「ワード・エクセル検定講座」の開講にも協賛し、積極的な支援を行った。
- b) 留学生にとって、在学中に日本企業に就職できる機会は非常に少ないことから、同センターは、留学生を対象とした就職活動等を支援する機関やNPOの情報を盛り込んだ「留学生のための就職ガイドブック」を新たに作成し、「留学生を対象とした就職ガイダンス」を実施した。また、大阪府が主催する「大阪府留学生

インターンシップ」等のプログラムへ積極的に参加し、多くの留学生を推薦した。

c) 「身体障害」や「知的障害」を有する学生のための就職活動の支援を行うために、同センターは、これらの学生に対し「就職ガイダンス」への参加に加えて、厚生労働省や地方公共団体、民間団体が行っている支援活動を紹介し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」を説明し、個人別指導を行った。

d) 学生が就職活動を始める場合のガイドブックとしての冊子『就職の手引き』を充実させ、早期に学生へ配布した。『就職の手引き』では学生の就職活動と企業の求人活動のスケジュールを細かく説明し、有効な就職活動方法を指導している。更に公務員への応募方法、外国からの留学生のための就職ガイド、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、新卒・派遣社員への取り組み方、国内外の国際貢献事業への就職、キャリア・サポート・センターへの手続き等を説明している。

#### (2) 4 - 4 の自己評価

本学学生にとって厳しい就職環境にあった 2006（平成 18）年度にあっても、キャリア・サポート・センターは、前述の重点施策を実施することにより、下記の就職率と優良企業への就職実績を達成した。

##### プール学院大学国際文化学部就職状況

	卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率
2006 年 3 月卒業生	181 人(30)*	128 人(11)	96 人(6)*	75.0%
2007 年 3 月卒業生	180 人(53)*	126 人(24)	92 人(14)*	73.0%

(注\*：内数は留学生)

##### プール学院大学国際文化学部学生の就職先一覧

2006 年 3 月 卒業生	日本生命、損害保険ジャパン、永和信用金庫、クレディセゾン、大阪スバル、トヨタカローラ南海、トヨタ自動車販売和歌山、和歌山日産自動車、サクラクレパス、アイフル、ワールド、ホテルルートインジャパン、他 24 社
2007 年 3 月 卒業生	日本銀行、HIS、泉州銀行、島田商会、三和シャッター工業、はるやま商事、栗水貿易、大阪トヨタ、JAL ナビア大阪、ダスキン、近畿産業信用組合、南海エクスプレス、近畿三菱自動車販売、他 27 社

本学国際文化学部学生の就職率のいっそうの上昇が難しいのは、同学部が近年新設された学部であり、社会的評価が未だ乏しく、また企業が期待する専門的な技能や知識を持った学生を輩出できていないことに起因すると考えられる。したがって、本学の学生が、英語に代表される語学能力、国際法規や経済知識、異文化理解、ビジネス実務等の分野で、より高度な専門的知識や技能を持てるような教育をすることが望まれる。

個人別指導に代表されるような積極的な就職活動支援方針と、その方針に沿った 2006（平成 18）年度の重点施策、すなわち、キャリア形成や進路意識の早期喚起、個人別面談指導、就職ガイダンスの体系化、インターンシップ・プログラムの拡大、

エクステンション講座の充実、採用企業への強力な働きかけ等を実施したことにより、基本的には効果を収めたと総括できるが、同時に、改善すべき施策も多くある。また、このようなきめの細かい就職指導には職員の増員と予算の裏づけが要件になることの認識も必要であろう。

(3) 4 - 4 の改善・向上方策（将来計画）

2007（平成 19）年度以降に、キャリア・サポート・センターが実施すべき課題は下記に 3 項目に要約される。

A . 2007（平成 19）年度から「国際文化学部」に「子ども教育学科」が増設されており、同学科の学生のための新たな就職活動支援体制と施策の確立が必要となる。

B . 「無気力・無関心」学生への対応や「基礎学力」とマナー・言葉遣いの向上策に関しては、教員も加わり、学生の基礎学力の向上と自己分析、専門的な技能や知識の習得をさせる必要がある。

C . 2005（平成 17）年度から実施した重点施策を点検し改革すること。依然として、国際文化学部の学生の各種「就職ガイダンス」や「各種エクステンション講座」への出席率が低迷している。「就職ガイダンス」の総点検と日程・内容等の変更を検討する必要がある。この改革の中には、「自己分析」や「エントリーシートの書き方」に関係する講座の追加と、各就職ガイダンスを担当する外部コンサルタントの変更も含まれる。特に、「子ども教育学科」の新設に対応するために、幼児教育に関係する資格取得のためのエクステンション講座の開講も検討する。更にインターンシップ・プログラムの充実と拡大を図る。

〔基準 4 の自己評価〕

入学から卒業までの学生指導について、本学の理念と方針は明確である。それは、すでに「 . 建学の精神・大学の基本理念」で述べたように、キリスト教精神に基づき、世界市民として成長できるよう、学生一人一人を愛情を持って大切に、しかし厳しく育てることである。本学を取り巻く社会の状況は激変しているが、この理念と方針は変ることはない。

ただ、近年、18 歳人口の減少、外国人留学生の増加、入学してくる学生の「基礎学力の不足」と「意欲・マナーの低下」といった事情に加え、社会が要請する卒業後の人材の能力はいっそう専門性を求められている。本学はこうした変化に対応し、建学の理念を守りつつ、社会の要請に応えようとしてきた。「基準 4 . 学生」は、このうちの学生の指導・支援にかかわる部分について述べたものである。

まず、アドミッションポリシーでは、本学での学びに適した学生を、公正に選抜することを旨としていることを述べた。広報に努力しているにもかかわらず、ここ 3 年、入学定員を充足できていない。また入学者の基礎学力や学習態度、生活態度にも問題が散見される。それらへの対策として、カリキュラムや教育方法に工夫を凝らしてきたことは「基準 3 . 教育課程」に述べたとおりである。その他にも、学習支援室を設置し、授業外でも学習させる仕組みを作った。本学が開設当初から、外国留学や海外研修に力を入れていて、小規模な大学としては外国への留学や研修が多いことは特色

の一つである。また、障害を持つ学生を受け入れ、学生を SA とすることで互いに理解をもつ仕組み（「協働」）も整えた。

十分な生活マナーを身につけていない学生、また万事に意欲に乏しい学生の増加とともに、指導はあっという間に困難になっている。本学では教職員が学生の課外活動を能動的に支援し、キャンパス内での学生のマナー向上に積極的に努力している。それでもなお、近年の学生たちの性質の変化には十分対応し切れていない。

学生への進路指導や就職支援、またキャリア形成支援に対する本学の取り組みは、限られた人的及び財政的資源の下で、多角的かつきめ細かい支援を行ってきたと評価される。

#### 〔基準4の改善・向上方策〕

まず、学生への教育の重要側面である学生指導と支援に当たっては、本学の建学の精神や理念に基づくことが重要である。本学の各部局はこの方針を守りつつ、学生の学習支援と課外活動支援に積極的に踏み出している。一人一人を大切に丁寧な指導とともに、この支援をあっというまにきめ細かく、学生の実情に即したものにすることが必要である。具体的な方策は各項目において挙げられているとおりである。

その上に、学生の実態をあっというまに良く理解し、大学の各部局及び教職員がよく連携して、一体となって学生に対することも忘れてはならない。入学者たちの学力や意欲や生活習慣の年々の変化は非常に激しく想像を超えるものがある。現実には柔軟に対処しつつ、各項目ごとに書かれた対策を着実に実現していくことの決意を、今また新たに示すものである。進路指導や就職支援に関しては、最近の学生の更なる質的变化や進路意識の多様化、より多様なまた高度な知識や技能をもった人材の輩出といった社会からの要請に加え、新学科の開設が相次いでいることから、これまでキャリア・サポート・センターが実施した施策では限界があり、したがって、進路指導や就職支援の体制や施策の再構築を計りつつある。

## 基準 5 . 教員

### 5 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

#### 5 - 1 の視点

- 5 - 1 - 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。
- 5 - 1 - 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

#### (1) 5 - 1 の事実の説明（現状）

大学設置基準によれば国際文化学部（入学定員 240）がその教育課程を遂行するために必要な教員数は、国際文化学科（入学定員 160）9 人、子ども教育学科（入学定員 80）6 人であり、学部全体では収容定員数に応じて決まる 14 人を加えて計 29 人になる。本学の教員数は 32 人であるから、基準を満たしている。32 人の内訳は国際文化学科 22 人、子ども教育学科 10 人であるが、学生定員を考慮すると、学科別の教員配置も適当である。

専任教員は教授、准教授、講師、助教、助手のいずれかの職階を有している。ただし、現時点では助教、助手に就任している者はいない。専任教員 32 人の職階別内訳は教授 14（女性 5）人、准教授 13（同 7）人、講師 5（同 3）人、計 32（同 15）人である。職階間のバランスもよく、男女比率はほぼ半々で理想的である。年齢別に見ると 30 代 5 人、40 代 11 人、50 代 9 人、60 代 7 人であり、こちらも問題がない。専任教員を国籍別に見ると日本 24 人、韓国 3 人、アメリカ 3 人、イギリス 1 人、カナダ 1 人となっている。外国籍の教員比率は 25% になる。国際文化学部の名に恥じない国際的環境を作り出していると言えよう。

国際文化学科の専攻別教員数は英語文化専攻 10 人、異文化間協働専攻 8 人、情報文化専攻 4 人となっている。英語文化専攻と異文化間協働専攻の教員数が多いが、国際協働を目標とする学科の性格上やむを得ない。子ども教育学科の教員数は学年進行に従って今後 3 人増えるが、現員 10 人は基礎教育科目、専門基礎科目、専門科目を担当している。

兼任教員は国際文化学科 41 人、子ども教育学科 3 人、計 44 人である。兼任教員の学科間のバランスがよくないが、国際文化学科は学科の性格上、授業科目の種類が多く兼任教員の数が必要になる。また、子ども教育学科は教養科目の授業の多くを国際文化学科に依存している。更に今年度創設されたばかりで学生は 1 年次にしかない。

教員の担当科目への適格性については、採用時並びに昇任時に教育研究業績・人格識見とともに厳格な審査を受けている。

大学院の国際文化学研究科（入学定員 12）には異文化間協働専攻一つがあり、それが国際協働、異文化間関係、地域文化の 3 分野に分かれている。大学院設置基準によれば、本研究科が教育課程を適切に運営するために必要な教員数は 5 人かつその 3 分の 2、つまり 4 人が教授である。教員は学部の専任教員のうち 14 人が兼任の形で所属している。職階別並びに男女別教員数は教授 9（女性 4）人、准

教授 5 (同 3) 人である。したがって、本研究科の教員数並びに教授数には問題がない。教育課程の遂行能力についても、本「基準 5 . 教員 5 - 2」に述べてある審査を受けている。

分野別教員配置は国際協働 3 人、異文化間関係 4 人、地域研究 7 人となっている。地域研究が多いのは地域がアメリカ、イギリス、ヨーロッパ、東アジア、南アジア、日本と分かれているからである。教員構成の面では研究科であるため現在講師はいないが、男女比率は半々である。年齢別では 40 代 4 人、50 代 6 人、60 代 4 人となっている。その他に兼任教員が 4 人いる。

#### (2) 5 - 1 の自己評価

教員に関しては総数、配置、各種構成のバランスのいずれも適切であるが、強いて上げると国際文化学部では教授数が 14 人で、設置基準に定められている教員必要数 29 人の 5 割に当たる 15 人に達していない。本大学は 1996 (平成 8) 年に設立され、設立当初に指導的立場にあった教授たちの多くが近年定年を迎えたが、その後も教授昇任の基準を一定レベルに守っているためでもある。

#### (3) 5 - 1 の改善・向上方策 (将来計画)

教授数不足の問題は教授昇進基準を満たしつつある准教授が多いので、2007 (平成 19) 年度内に解決される見通しが立っている。ここ数年、学部改革・新学科設立が続いていて、その準備作業のために、特に働き盛りの教員の研究時間が犠牲になってきた。一兩年でこの改革作業も一段落するので、それを待って教員全体に一層の研究教育の努力を求めていく。

### 5 - 2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

#### 5 - 2 の視点

- 5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。
- 5 - 2 - 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

#### (1) 5 - 2 の事実の説明 (現状)

教員の採用・昇任の方針は、「プール学院大学・短期大学部専任教員採用・昇格に関する規程」「専任教員選考基準に関する内規」並びにその細則に詳しく記載されている。この中には運用に関する規定も入っている。

採用人事が必要になると学長は採用・昇格規定に従って当該学部長、学科長並びに教務部長と協議し、その旨を運営委員会に諮った後、常務理事会の了承を得て教授会に報告する。そして、審査委員を選出するとともに全国公募をする。審査委員会は主査 1 人、副査 3 人からなり、教授会で主査は学部の専門領域に近い教授から、副査 3 人の内 2 人も専門領域に近い教員から、残りの 1 人は専門外の教員から選出される。副査の 1 人は学外の専門家でもよい。審査委員会から採用候補者選出の報告を受けた学長は人事委員会を開き、候補者の採用の適否並びに

職階を審議する。採用候補者の履歴書と業績、審査報告は一定期間、教授会構成員の閲覧に供される。審査委員長は審査結果を教授会に報告し議決を受ける。この結果は常務理事会の議を経て最終的に決定される。人事委員会の構成は学長、短大も含めた各学科長、国際文化学部教員 1 人、短大教員 1 人の 7 人である。

昇格人事は学長が教員の「教育・研究・大学運営に関する自己評価報告書」等に基づき昇格候補者の名簿を作成し、人事委員会に昇格人事の検討を依頼する。人事委員会は「専任教員選考基準に関する内規」並びに候補者から提出された業績表に基づき、候補者が昇格審査を受ける所定の条件を満たしているかを確認する。業績の審査は審査委員会が研究業績、教育業績、組織運営上の業績、社会的業績、人柄を対象に行う。審査委員会を通過した候補者の履歴書と業績、審査報告は一定期間、教授会構成員の閲覧に供される。審査委員長は審査結果を教授会に報告し議決を受ける。この結果は常務理事会の議を経て最終的に決定される。

研究科担当すなわち研究指導補助教員への任用人事は、主として学部の教授の中から「プール学院大学大学院教員任用・昇格規程」に基づいて行われる。審査は学長が研究科委員会の意見を聴取して選任する 3 人で構成される審査委員会が行う。研究指導教員への昇格は本学大学院における 2 年以上の教育実績を必要とする。修士論文の主査は研究指導教員が務める。

なお、学長、学部長、学科長、研究科長の選考についても、それぞれ「プール学院大学学長選考規程」「プール学院大学国際文化学部長選考規程」「プール学院大学国際文化学部学科長選考規程」「プール学院大学大学院国際文化学研究科長選考規程」に明確に規定され、適切に運営されている。

## (2) 5 - 2 の自己評価

採用・昇進の規程は明確で、周知され、規程に従って適切に運営されている。特に、審査結果が教授会に掛けられる前に、業績とともに教授会構成員の閲覧に供される制度は、規程類並びにその運用の公正性を担保する制度である。

## (3) 5 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

規程は 2006（平成 18）年度に改正され、現在のところは運用も含めて改善すべき点は見あたらない。

## 5 - 3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

### 5 - 3 の視点

- 5 - 3 - 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5 - 3 - 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。
- 5 - 3 - 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

(1) 5 - 3 の事実の説明（現状）

教員の教育担当時間は一律に週 6 コマを原則としている。一部の教員が 6 コマ以上を担当する必要が生ずる場合もある。その場合には増担手当が支給される。ことにここ 1、2 年は学部改革、学科新設が続いているので、新旧カリキュラムの同時進行で授業数が多くなり、増担をしている教員の比率が高くなっている。なお、語学の外国人教員で委員会業務を課されない任期付特任教員の場合は、週 10 コマが原則である。専任教員には全員、週 1 日の研究日がある。しかしながら、会議その他のため、研究日に研究に専念することが不可能な教員が増えている。

職務上、極めて多忙な教員には 5 人を上限に 1 コマ減担の措置がとられている。これは役職にあり役職手当を支給されている教員の場合でも等しく行われる。

教育研究活動の支援としては、TA の役割をする SA ( Student Assistant ) 制度がある。学生、大学院生等による授業補助である。障害を持つ学生のための授業補助、情報演習の授業のための補助、教員からの希望による授業補助の 3 種があり、2007 ( 平成 19 ) 年度前期は、それぞれ順に 7 件、13 件、15 件の計 35 件が採用されている。この他に障害を持つ学生のための授業補助の予備として 5 人を準備している。SA には給与が支給される。

教育研究目的を達成するための資源としては、専任教員 1 人当たり一律に年 30 万円の個人研究費並びに 10 万円の研究旅費が支給される。他に「研究奨励費」がある。これは申請をして審査を受けなければならないが、2006 ( 平成 18 ) 年度は個人研究 5 件、共同研究 10 件に総額 500 万円が支給されている。「学外研究」の制度もある。制度上は毎年 2 人が 1 年間 ( 半年なら 4 人 ) 教育義務、委員会義務を免除され、海外を含む学外研究に専念することが許され、経費も支給されるが、カリキュラム上・財政上の理由から近年は 1 人 ( 半年なら 2 人 ) に絞られている。2006 ( 平成 18 ) 年度は 1 人が 1 年間「学外研究」を行った。

研究発表の場として年刊の『プール学院大学研究紀要』が発行されている。また、ここ 3 年、同窓会等からの支援を受けた研究論文集の刊行が続いている。

(2) 5 - 3 の自己評価

教育担当時間は適切に配分されている。ただし、近年、少子化の影響を受け、教員たちは学生確保のために時間を割かれるようになった。また、学部改革と学科新設が続いているため、会議や企画、調査、資料作成に時間を奪われ、研究時間の縮減が続いている。2007 ( 平成 19 ) 年度「学外研究」への応募者がいなかったことも、研究時間の縮減と無関係ではない。その中で、2006 ( 平成 18 ) 年度、紀要に論文 12 本、研究ノート 2 本、論文集「子ども教育への試論」に論文 4 本が掲載された。その他、科学研究費補助金による研究や学会誌への投稿をはじめとして、教員が学外で発表した研究成果を含めると、厳しい環境の中での教員の努力は誇ってよい。学位を取得した中堅教員もいる。

教育研究活動を支援する SA 制度は機能している。研究資源も十分である。

(3) 5 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究環境の現状が厳しいとの認識を持っている。ただし、少子化の影響は措くとして、理事会の中長期計画（2000年～2009年）に従った大学改革、学科新設の構想は2008（平成20）年度をもって一段落する。新設学科・改革学科の教育目標達成の努力は欠かせないが、カリキュラムの錯綜もその後は順次収束に向かい、教員の教育研究環境は落ち着いてくるものと期待される。

#### 5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

##### 5-4の視点

- 5-4-1 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。
- 5-4-2 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

##### (1) 5-4の事実の説明（現状）

教育研究活動の活性化のための取組みとしては、定期研究発表会が毎年2回、9月と3月に行われている。9月は前年の研究奨励費による研究成果発表会であり、3月はその年度に刊行された紀要論文の合評会である。

また、これとは別に教員研修会が毎年1度、9月に行われる。短大も含めた大学教員全員が共有すべきテーマが扱われる。昨年の例では午前に学部改革構想の説明と質疑応答があり、午後は「軽度発達障害」をテーマに外部より専門家を招き、講演後、講師を交えて活発な議論が行われた。

大学運営の主要事項は月に1度の各種委員会の議を経て運営委員会に諮られ、教授会で決定されるのに対して、学科の運営や教育問題等は、主として月1回開かれる学科会で論じられる。教育に関してはこれまで、私語対策、出席不良学生や退学者の問題、授業について行けない学生の問題、インターネットから丸写しのレポート問題などが討論されてきた。教育方法の改善や学生による授業評価の問題点なども論じられている。したがって、学科会は実質的には日常的にFD(Faculty Development)の役割を担っている。また、「基礎演習」担当者やチューターは年間を通じて会議を行い、教育の改善を図っている。

学生による授業評価は各学期にすべての授業、すべての教員を対象に厳正に行われている。結果は教員ごと、授業ごとに集計され、統計的数値とともに各教員に通知され、授業ごとの部分はすべての学生・教職員の閲覧に供される。評価結果の利用法は教員個人に委ねられているが、授業改善の効果は上がっている。

教員の教育研究活動を活性化するための評価体制は特に設けられていない。学生による授業評価も教員評価には利用しない。しかし、年度末に「教育・研究・大学運営に関する自己評価報告書」が刊行され全教員に配付されているので、教員は実質的に相互評価を受けている。

##### (2) 5-4の自己評価

FDの取組みは日常的並びに定期的に様々なルートで行われている。学部改革や

学科新設の動きも当然ながら FD の一環であり、退学者の問題もこの学部改革と学科新設の完成後には改善できると思われる。研究奨励費による 9 件の共同研究の大半が FD 研究であることも、本学の教員が教育上解決すべき問題が存在することを自覚し、授業方法の工夫だけでなく、研究面からもその解決に向けて努力をしている証拠である。

### (3) 5 - 4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の「学生による授業評価」が始まったのは 2001（平成 13）年度である。現在、委員会を設置し、6 年に及ぶ「学生による授業評価」を総括するとともに、相互授業参観の必要性や自己点検・評価報告書の活用法を含めた広義の授業評価の改革案を議論中で、遅くとも 11 月には結論が出る。その報告書を待って、FD を推し進めていきたい。

教育研究の評価体制であるが、本学では建学理念のキリスト教の奉仕の精神が全学的に浸透しており、教職員の教育にかける時間と情熱、善意には誇るべきものがある。少子化の影響もあって学生の学力レベルの低下が見られ、教職員の教育に割くエネルギーの増加が予想される。このような環境にあって、教員の評価体制だけを先走らせることは不適當と言わなければならない。上記「(1)事実の説明」でも述べたことであるが、本学の教員は「学生による授業評価」が閲覧に供され、「教育・研究・大学運営に関する自己評価報告書」が配付されることによって、実質的には教育・研究・大学運営に関する相互評価を受けている。外部資金の導入や社会貢献に関しては、年度はじめの教授会で個人名とともにそのすべてを公表している。

### **[基準 5 の自己評価]**

教員に関しては教授数が設置基準に 1 人足りない点を除けば、総数、配置、構成のバランスのいずれも適切である。採用・昇進の規程は明確で周知され、適切に運営されている。教育担当時間も適切に配分されている。

教育研究活動を支援する SA 制度は機能している。研究費も十分である。ただし、少子化の影響を受け教員たちは学生確保のために時間を割かれ、学部改革と学科新設の会議も続いているため、研究時間が減少している。

FD の取組みは日常的並びに定期的に様々なルートで行われている。学部改革や学科新設の動きも当然ながら FD の一環である。

### **[基準 5 の改善・向上方策]**

教授数不足の問題は 2007(平成 19)年度内に解決される見通しが立っている。教員の教育研究時間の確保は、現在の学部改革完了後に新たな大型改革計画を持ち込まない方法で解決を目指したい。

FD に関しては現在議論中の、相互授業参観の必要性や自己点検・評価報告書の活用を含めた授業評価改革案の完成を待って改革を進めたい。

基準 6 . 職員

6 - 1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

6 - 1 の視点

- 6 - 1 - 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

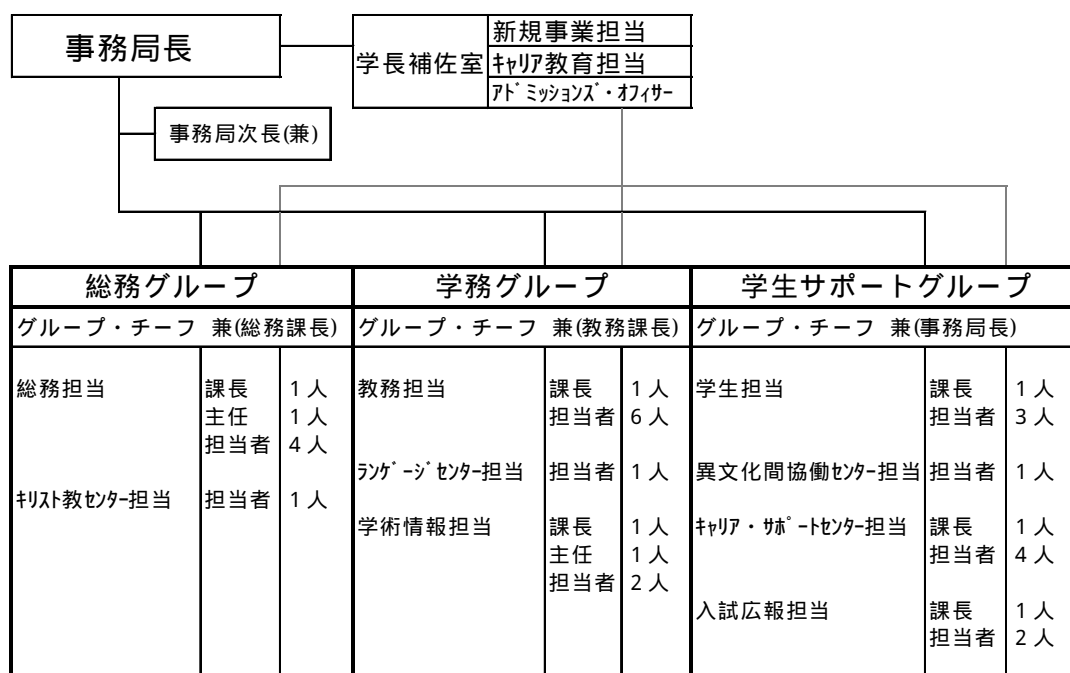
(1) 6 - 1 の事実の説明 (現状)

元来本学では、事務組織を教学組織の補佐機関として位置づけ、大学の基本機能である教育と研究、あるいはそれらに基づいた地域貢献などを担うのは、教授会を中心とした教員組織であり、事務組織はそれらを補佐する部門であるというスタンスであった。しかし、最近では教学組織である各種委員会に事務局の各担当セクションの代表が参画、あるいは事務職員から選出された委員が参画するなど、両組織が連携し、大学運営上の役割分担を担うようになってきた。

事務局は同一キャンパスにあるプール学院大学短期大学部と共通の組織として、プール学院組織規程とプール学院事務分掌規程に基づいて機能し運営されている。

2007(平成 19)年 5 月 1 日現在の事務職員の数は 35 人であり、そのうち専任職員は 18 人、嘱託職員は 12 人、パート、派遣等の職員は 5 人で、同日現在における組織は、図 6-1 に示す通りである。

図 6 - 1 2 0 0 7 年度大学・短期大学部事務局体制



小規模ながら効率的な組織を目指し人員を適切に配置しようと考えている。学長の下に、新規事業担当学長補佐、キャリア教育担当学長補佐、アドミッションズ・オフィサーの3人の学長補佐と事務局長がいて、事務局長の下には事務局業務を大きく3グループに編成している。総務グループには総務・人事・庶務・施設・研究支援を担当する総務担当と全学のキリスト教活動を担当するキリスト教センター事務担当を置き、学務グループには教務全般を担当する教務担当、語学教育や留学、語学研修などを担当するランゲージセンター事務担当、図書館と学内のコンピュータシステムやネットワークシステム、情報処理教育を担当する学術情報担当の3担当を置いている。学生サポートグループは学生生活、学生の厚生指導を担当する学生担当、外国人留学生や海外研修、海外学習のプログラムを担当する異文化間協働センター事務担当、学生の就職、キャリア教育を担当するキャリア・サポート・センター事務担当並びに入試広報、入試業務を担当する入試広報センター事務担当の4担当を置いている。それ以外に学習支援室やコンピュータ実習室などには、卒業生や在学生のチューデント・アシスタント(SA)を配置し、学生への指導や運営補助を行っている。なお、清掃、警備、施設管理、食堂運営等はそれぞれ専門の業者に業務委託を行い、業務効率の促進と適切な経費削減に努めている。

職員の採用については、学院全体の「プール学院任用規程」及び「プール学院就業規則」に基づき、原則として法人本部事務局、大学事務局並びに中学校・高等学校事務室において、次年度の事業計画、予算等に基づき職員の適切な配置を検討し、計画を立て実施している。原則は欠員補充であるが、近年は業務の内容を精査し、専門分野の嘱託職員や派遣職員の採用にも取り組んでいる。

昇任と異動については管理職の協議に基づいて事務局長、学長の判断により、常務理事会の議を経て実施される。異動については同一勤務場所が長期間にならないことを原則に、経験年数、自己申告及び直属上司による意見を参考にしながら、大学内だけでなく学院全体の異動人事として対処している。2007(平成19)年度開始にあたっては中学校・高等学校事務局との間で2人の職員の人事異動を行うとともに、大学事務局内で3人の担当部署の配置換えを実施した。昇任については、一定の経験年数を経た勤務成績の優秀な職員について、自己申告及び直属の上司の意見を参考にしながら、事務局長から学長を経て昇任についての意見具申をし、常務理事会の議を経て行っている。

## (2) 6-1の自己評価

小規模ながら効率的な組織編成を目指し、職員を適正に配置していると考えている。大学事務局では、職員の採用・昇任・異動については、業務内容の見直し、適正な配置、予算とのバランスなどを考慮し、職員の一人一人の能力をより効果的に活用すると同時に、チームとしての協力関係により効率的な運用ができるよう、所属長の意見や職員の適性を勘案して適切に行っている。

しかし、今後の学生の多様化、学科の増加、新規事業の計画・推進、業務の複雑化などを考慮すると、人員配置、昇任、異動には課題もある。例えば、すでに業務量の時期的な偏りや、少人数であるために同一業務の複数担当が困難で、同一部署での勤

務の固定化などの傾向が見られる。

(3) 6 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

私学を取り巻く現状は厳しいものがあり、現状と将来を考えると、少数で有能な職員の配置が求められている。そのために職員一人一人がその能力を發揮できるよう、組織編成及び採用・昇任・異動等の人事計画の見直しと改善を絶えず継続していく必要がある。職員の採用・異動については、学院の中・長期計画「プロジェクト 21」で示されている、学院全体並びに大学の改革を進める中で、人事制度の改革についても現在検討されているところである。学院全体の人事・給与制度の改革は、2009（平成 21）年の学院創立 130 周年を期して成案が作成される予定である。

**6 - 2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。**

6 - 2 の視点

6 - 2 - 職員の資質向上のための研修（SD 等）の取組みが適切になされているか。

(1) 6 - 2 の事実の説明（現状）

職員研修については、大学事務局で実施する学内研修と、文部科学省や私学団体等が開催する研修会等に参加する学外研修がある。

学内研修は、新任採用職員の場合には、採用時に学院の概要、服務及び諸手続等について行う。また年に 1 回、大学事務局の全職員を対象に研修を行い理事長、学院長、学長から学院の現状や課題、それに対する施策などについての説明、伝達並びに外部研修参加者による報告や、課題となっている諸問題について共通理解や討議などを実施している。

学外研修は、聖公会関係学校協議会主催の教職員研修会、キリスト教学校教育同盟主催の職員夏期学校、文部科学省主催の各種協議会、日本私立大学協会や日本私立短期大学協会主催の事務局長相当者研修会、教務事務・学生指導・就職指導・経理事務等に関する研修会に積極的に職員を参加させ、本学の建学の精神の中心をなすキリスト教精神についての認識を深めること、知識、技能の向上とともにアドミニストレーターとしての資質の向上を図ることを意図している。これ以外にも民間団体等が行う様々な研修会などにも適宜参加している。また、個々人の能力開発や知識習得のための自発的な研修、講習参加についても奨励しており、2006(平成 18)年度には 2 件の参加があった。その場合勤務時間の考慮を行っている。

(2) 6 - 2 の自己評価

学内研修は、日常の業務の中から課題を抽出して行っているため、その成果は日常業務の執行の中で活かされていると考えている。また学外研修で得た知識・情報についても日常の業務執行の中で活かされていると考えるが、研修の参加者がその成果を業務の中でどのように反映させたかを説明・報告し評価する制度がない。今後このような制度を設け、これを検証する必要がある。なお、聖公会関係学校教職員研修会並びにキリスト教学校教育同盟の研修会は、本学の建学の精神であるキリスト教につい

て新たな知見を得たり、改めてその精神を確認する機会として、参加した職員個々の成長と、職場での様々な業務遂行の上で大きな成果を上げている。

(3) 6 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

職員の高度な資質形成を求めるためには、現在の研修だけでは不十分と思われる。特に、求められるアドミニストレーターを目指すには、日常の業務に埋没せず、職場における職務の調査・分析を自ら行い、それをもとに、課題に照らした新しい職務体制に挑戦する活動が必要である。このような機会と、自主的な研修参加、資格取得等への支援をいっそう進めることを考えたい。

**6 - 3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。**

6 - 3 の視点

6 - 3 - 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6 - 3 の事実の説明（現状）

教育研究支援のために、担当部署の縦割り組織でなく各課・各担当が縦横に連携を取り、連絡を密にすることにより、特定の個人でなく、多くの職員が様々な業務を理解し対応できる体制作りを行っている。総務担当（総務・人事・庶務・施設・研究支援）とキリスト教センター担当は総務グループ、教学関係を担当する教務担当、ランゲージセンター担当と学術情報担当は学務グループ、入学から学生生活、卒業後の進路については学生担当、キャリア・サポート・センター担当、入試広報担当と異文化間協働センター担当を学生サポートグループとしてまとめ、それぞれのグループ内で連携協力を密にすることを目指している。また、全学的な、担当を超えた課題やプロジェクトについては、その都度チームを編成し対応することとしている。例えば、外国人留学生については、異文化間協働センター担当を中心に学生担当、入試広報担当、教務担当、総務担当がチームをつくり、障害を有する学生に対しては、学生担当、学習支援室、障害を有する学生支援委員会、教務担当等がチームをつくるなど、多様な学生に対して、一つの担当が関わるだけでなく委員会・事務局の各担当から横断的にチームを作り、学習・生活・修学支援など様々な面から学生をサポートしている。

研究活動支援については、特に図書館の働きが大きく、教員や学生からの様々な要望に対応するレファレンスの充実に取り組んでいる。また、科学研究費補助金や外部資金の導入については総務担当が支援と適正な運用を行っている。

教育研究支援を円滑に進められるよう、事務局内の情報交換と意見調整等行うために、事務局長が議長となって、学長補佐、各担当課長による事務局会議を隔週金曜日の午前中に開いている。また学長の諮問機関である運営委員会には事務局長が参画するだけでなく、担当課長も陪席することがある。

(2) 6 - 3 の自己評価

教育研究活動は教員と職員が車の両輪のごとく連携協力して行わなければならないという考えに基づいて、教授会の下に置かれた各種委員会には事務局からも各担当課

長・担当者が参画し、教員と職員が連携して教育研究活動を円滑に進めるための機能を適切に果たしている。

(3) 6 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

「基準 3 . 教育課程」「基準 4 . 学生」「基準 5 . 教員」でも述べられているように、本学には教育研究上の課題が多くある。こうした課題を解決するために、事務組織もその役割を果たさなければならないことは自覚している。「基準 3 . 4 . 5 . 」にあげられた改善・向上方策を実施するために、事務組織及び各職員においてもそれに応じた方策をとっていく。

現在の私学が置かれている状況は非常に厳しい。しかし本学の長い伝統と建学の精神により、この状況においても輝きのある高等教育機関として存続するために、職員の不断の努力は欠かせないものとする。本学の建学の精神を確認し、新たな技能習得を目指す研修を行うとともに、日常の些末な業務遂行に至るまで、職員全員が一体となり、学生の教育と教員・学生の研究活動の支援にあたるような事務体制の構築を図っていく。

**【基準 6 の自己評価】**

本学院は中・長期計画「プロジェクト 21」を策定し実施していて、事務組織はその実現に向けて編成され、少数ながら適切な配置がなされている。職員の採用・昇任・異動は、学院全体で原則を定め、大学はその条件の中で目的を達成するために適切に行っている。職員の資質向上のためには、計画的な研修制度と継続的な人材育成措置の導入をいっそう図る必要がある。

**【基準 6 の改善・向上方策（将来計画）】**

大学に対するニーズが多様化していくなかで、本学が発展していくには質の高い教育、きめ細かい良質なサービスの提供が望まれる。また、これからの大学に求められる専門的な大学アドミニストレーターの育成が求められている。そのために現在は学長補佐の名称で専門職を配置しているが、これをより充実させ、大学以外での様々な経験や知識を活かして大学の教育力を高めるための専門職の配置を実施するとともに、教育を支える一般職としての職種を明確にするような人事制度を整える作業を、2009（平成 21）年の学院創立 130 周年に向けて実施している。

基準 7 . 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

7-1 の視点

7-1-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-2 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

本学は「学校法人プール学院寄附行為」並びに「プール学院大学学則」に基づき設置されている。学校法人プール学院の管理運営体制は、理事会、常務理事会、監事、評議員会からなり、それぞれの役割は以下のように規定されている。

**理事会・常務理事会**

「寄附行為」の第 3 章第 5 条～第 18 条に理事会について規定しており、それに則って運営している。理事定数は 9 人以上 13 人以内で理事の現在数は 10 人（常務理事 4 人、非常勤理事 6 人）で構成している。理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとなっている。常務理事は、理事長（評議員理事）と学院長・校長、学長の各学校の長及び法人本部事務局長（評議員理事）の 4 人である。非常勤理事は、日本聖公会大阪教区主教 1 人と評議員理事 1 人、日本聖公会聖職及び信徒 4 人の 6 人である。バランスの取れた構成と言えよう。なお、理事長は法人の業務を掌理し、常務理事による常務理事会は理事長を補佐し業務を分掌することとなっている。

< 最近の理事会の開催状況 >

開催日現在の状況 定員	現在の状況 現員	開 催 年 月 日	出 席 者 数	監事出席 の有無	議 事 内 容
9～13	10	2006/3/22	8		・任期満了理事・評議員の選任 ・2005年度第二次補正予算について承認 ・2006年度事業方針と当初予算について承認
	10	2006/5/22	9		・大学学部改革について協議 ・2005年度決算について承認 ・勝山校舎建築計画について承認
	10	2006/7/24	10		・大学学部改革に関する寄附行為変更について承認 ・勝山校舎建築計画について承認 ・大学学部改革について協議並びに借入金について承認
	10	2006/11/27	10		・2006年度第一次補正予算について承認 ・大学学部改革について協議
	10	2006/12/18	10		・2007年度重点事業と予算編成方針について承認 ・大学・短大学則変更について承認
	10	2007/2/26	10		・任期満了理事・評議員の選任 ・大学・高校学則改正について承認 ・大学改革について協議
	10	2007/3/26	8		・任期満了理事・評議員の選任 ・2006年度第二次補正予算について承認 ・2007年度事業方針と当初予算について承認 ・大学学部改革について協議

常務理事会はほぼ毎月 2 回開催され、管理部門、教学部門での各種会議の審議事項、業務施行上の諸問題の確認を行い、学院の方針の策定の承認を行っている。

### 監事

本学院の役員には理事とともに監事を置くことが「寄附行為」に定められており、定数は 2 人以上 3 人以内で、理事、職員又は評議員以外の者から選任することとなっている。現数は 2 人である。監事は理事会、評議員会に出席し、法人の業務の監査、財産の状況の監査をし、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出することになっている。また、公認会計士による監査にも立ち会っている。

### 評議員会

本学院の評議員会は「寄附行為」の第 4 章第 19 条～第 25 条で、理事会の業務決定に際しての諮問機関として位置づけられている。評議員の定員は 21 人～27 人で現在は 23 人である。同第 23 条によれば宛職である理事長、学院長、大学・短期大学の学長のうちから 1 人又は 2 人、中学校・高等学校の校長のうちから 1 人又は 2 人、本部事務局長、日本聖公会大阪教区主教の職にある者と本学院の設置する学校の教職員のうち 10 年以上勤務する者のうちから 2 人以上 4 人以内、本学院の設置する学校の卒業生で 25 歳以上の者のうちから 3 人、日本聖公会の教役者及び信徒のうちから 2 人、経営に協力する学識経験者から 8 人以上 10 人以内で構成され、基本的にはキリスト教信徒である者を理事会が委嘱する。

### < 最近の評議員会の開催状況 >

開催日現在の状況 定員	現員	開 催 年 月 日	出 席 者 数	監事出席 の有無	議 事 内 容
21～27	23	2006/3/22	21		・任期満了理事・評議員の選任 ・2005年度第二次補正予算について了承 ・2006年度事業方針と当初予算について了承 ・大学学部改革の協議内容について了承
	23	2006/5/22	17		・2005年度決算について了承 ・勝山校舎建築計画について了承 ・大学学部改革に関する寄附行為変更について了承
	23	2006/11/27	17		・2006年度第一次補正予算について了承 ・大学学部改革に関する状況報告を了承
	22	2007/3/26	18		・任期満了理事・評議員の選任 ・2006年度第二次補正予算について了承 ・2007年度事業方針と当初予算について了承 ・大学学部改革について了承

学長は常務理事会の一員として、学院全体の経営責任を分担し、大学の長として管理運営の責任を担っている。本学は現在 1 学部 2 学科（国際文化学科、子ども教育学科）であるが、2008(平成 20)年度から「英語学科（仮称）」を置くことにより 1 学部 3 学科構成になる。また併設の短期大学部も現在 2 学科（秘書科、幼児教育保育学科）構成である。学長は国際文化学部長と併せて短期大学部の学長も兼任している。また、教学に関する意思決定機関である教授会の議長としてもその運営に当たっている。

学長の選考は「プール学院大学学長選考規程」に基づき理事会が行うが、その

前に教授会が指名した教授 3 人と理事長が指名した理事 3 人による学長候補者選考委員会において候補者を選考し理事会に答申する。

国際文化学部長の選考は「プール学院大学国際文化学部長選考規程」に基づき教授会の意見を聴き学長が選考し、理事長が任命するが、現在は学長が兼務している。また、学科長についても「プール学院大学国際文化学部学科長選考規程」により学長が教授会の意見を聴き学長が選考し、理事長が任命する。

教授会は専任教員（教授、准教授、講師）により構成され、教学に関する意思決定機関としてその役割を果たしている。8 月を除き原則月 1 回開催され、学則に定められた大学運営の学内規程の制定、教員人事、学生及び教学に関する事項を審議し決定する。緊急を要する事項については臨時の教授会が開かれる。

学則変更、人事、予算その他一定額以上の執行など経営に関わる重要事項は常務理事会、理事会の承認を必要とするので、学長はその間の調整をはかる配慮が重要となる。また大学院の研究科委員会は構成員が全て国際文化学部専任教員が兼務しており、学部教授会と同様、学長を議長とし、研究科特有の事項につき審議し決定している。なお、教授会、研究科委員会には事務局長と総務課長並びに必要に応じて事務局担当課長が陪席し、教学部門と事務部門の連携が機能するように工夫をしている。

国際文化学部は教授会の他に学科会を月例で開催し、学科内の日常的な教学運営に関する事項について、学科長を中心に意見交換をし、そこで提起された重要事項は教授会の審議に委ねられる。

常置委員会は毎月開催される定例の教務委員会、学生委員会、入試広報委員会、キリスト教活動委員会、異文化間協働委員会、ランゲージセンター委員会、キャリア・サポート委員会と、非定例の図書・紀要委員会、情報化推進委員会、情報化専門委員会、障害を有する学生の支援委員会、生涯学習委員会、自己点検・評価委員会、人事委員会、人権問題委員会、カウンセリングルーム運営委員会、学院報編集委員会、学習支援委員会、教職課程委員会である。

また、運営組織としては教務部、学生部をはじめとして、入試広報センター、キリスト教センター、異文化間協働センター、ランゲージセンター、キャリア・サポート・センター、図書館があり、それぞれに長を置いている。そして、これらの部長、センター長、館長と各学科長並びに事務局長及び学長により構成された運営委員会が唯一とも言える学長の諮問機関で、各委員会やセンターから提案される事項を審議し、全学的な観点から調整し、必要に応じて教授会審議事項として案をまとめている。

事務局においても、隔週で事務局会議を開催し、教授会、運営委員会その他の委員会等での決定事項、審議事項の遅滞なき周知徹底を図っている。

なお、学科長、部長、センター長、館長、委員長の任期は、慣習上 2～3 年であるが、委員会によっては規程で定めているものもある。また各委員会の構成員についても 2～3 年で交替する暗黙の了解がある。

(2) 7 - 1 の自己評価

本学院の理事会、評議員会は原則キリスト教信徒により構成され、建学の精神に基づいた業務執行が行われるように、バランスの取れた選任がなされている。私立学校法の改正を受けて、監事の職責が重要になったこともあり、従前からもそうであったが、理事会、評議員会に毎回出席し、多角的な観点で意見を述べている。

学長は大学部門を担当する理事として、経営と教学の結節点の機能を果たしている。

学長、学部長、学科長については選考規程が定められているが、部長、センター長、図書館長並びに各種委員会委員長については学長の選任による。小規模大学であるが、運営管理業務は多様であり、それに対応した簡素で機能的な運営組織の改善が必要である。

(3) 7 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

理事会のガバナンス機能と、社会に対するコンプライアンスを高めていくことが求められている。多様で複雑化していく業務の合理的な改善策として、簡素で協働的な業務処理を可能にする組織と、規程の整備による業務処理マニュアル化を中長期計画の最終年度である 2009（平成 21）年度までにつくりあげる作業を進めている。

**7 - 2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**

7 - 2 の視点

7 - 2 - 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7 - 2 の事実の説明（現状）

本法人の管理部門は理事会と常務理事会、監事、評議員会で構成され、その機能、内容は上記 7 - 1 で述べたとおりである。理事長、学院長、法人事務局長が常勤する法人本部は大阪市内、生野区の勝山キャンパスに置かれているが、泉ヶ丘の大学キャンパスにも法人役員室を設けて、大学管理担当理事である学長と日常的な協働に努めている。

学長は本大学の管理運営の責任者である。4 年制の大学部門の学長であると同時に短期大学の学長でもあり、大学の国際文化学部の学部長をも兼ねている。また、教学部門の代表として法人の理事会、常務理事会、評議員会に属して学院全体の経営責任を分担し、教授会と管理部門との意思疎通や連携の中心的役割を担う。大学は多くの事項を自己裁量に任されているが、教職員人事、一定額以上の支出、規程の改定等については、教授会が審議し常務理事会が承認する。

理事長は法人管理部門の代表として週 1 回以上法人本部から大学に出向き、大学の学長、事務局長をはじめとする教職員と情報交換・意見交換をし、大学だけでは決めかねる諸問題について協議をしている。外部より講師を呼ぶ公開講演会などの企画も共同で行う。また、理事会は大学の組合員並びに組合執行部との定

期的協議の場を設けている。理事長、学院長はチャペルタイムのリーダーも務めている。

(2) 7 - 2 の自己評価

理事会の開催回数は限られているので、短期決定を必要とする案件の多い教学部門にとっては隔週開催される常務理事会の存在は不可欠である。

理事会、常務理事会には学長だけでなく事務局長も陪席として常時出席しており、事務局長は現在、評議員のメンバーでもある。このことから明らかなように、法人の決定に教学部門の意見が十分反映できる制度になっている。経営主体の法人と教育研究が中心の大学は、発想が異なる異質な組織であるが、大学の運営に当たっては両者がお互いの立場を認識・尊重し合い、協調的な関係が作り上げられている。

(3) 7 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門の風通しはよく、運営は民主的で連携は理想に近いが、将来的には経営面の責任と権限の機能が強力に発揮される場として、専門的見識を有する常勤者によって構成される経営会議の設置が考えられている。

**7 - 3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。**

7 - 3 の視点

- 7 - 3 - 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。
- 7 - 3 - 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7 - 3 の事実の説明（現状）

自己点検・評価は大学設立当初の1996（平成8）年度から行われている。評価報告書の作成は当初は2年に1度であったが、2004（平成16）年度からは毎年になった。1999（平成11）年度より報告書の後ろには「専任教員の教育・研究活動」として、最近5年間の個人別の教育活動、研究活動、学会活動及び社会活動の実績リストも付いている。これは全教員並びに関係者・関係機関へ配付される。また、それとは別に2000（平成12）年度より「研究・教育・大学運営に関する自己評価報告書」も毎年度末に作成され教員に配付される。これには授業毎に履修学生数や成績評価のA, B, C, Fの比率も記入されている。ここに述べたすべての報告書は教職員にオープンになっている。

2001（平成13）年度からは「学生による授業評価」も行われている。各学期にすべての教員、すべての授業について例外なく厳正に行われる。結果は教員ごと、授業ごとに集計され、統計的数値とともに各教員に通知され、授業ごとの部分はすべての学生・教職員の閲覧に供される。評価結果の利用法は教員個人に委ねられているが、授業改善の効果は上がっている。

(2) 7 - 3 の自己評価

自己評価・点検並びに学生による授業評価は授業、研究活動、その他に好影響を及ぼしている。それは自己評価報告書の記述からも明らかである。報告書の公表も教職員全員を対象に行われている。

自己評価並びに授業評価結果を個人の何らかの人事考課に使うことはしていないが、年度末に「教育・研究・大学運営に関する自己評価報告書」が作成され全教職員にオープンにされているので、教員は実質的に相互評価を受けている。職員の評価も受けている。外部資金の導入や社会貢献に関しては、年度はじめの教授会で個人名とともにそのすべてが公表される。また、自己評価報告書は各種委員会の構成や昇格人事のときにも実質的に参考資料になるので、大学運営に反映している。

(3) 7 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

2006（平成 18）年秋以来、2001（平成 13）年から始めた「学生による授業評価」を総括・改善するための委員会を設置し、相互授業参観の必要性や自己点検・評価報告書の活用法を含めた自己評価全体を見直し中である。

教育研究の評価体制であるが、「基準 5・教員 5 - 4」にも記した通り、本学では建学理念のキリスト教の奉仕の精神が全学的に浸透しており、教職員の教育にかける時間と情熱、善意には誇るべきものがある。少子化の影響もあって学生の学力レベルの低下が見られ、学生確保と教育に割く教職員のエネルギーは増加の一途を辿っている。このような環境にあって、教員の評価体制だけを先走らせることは不適當と言わなければならない。

**[基準 7 の自己評価]**

学長が理事会、常務理事会、評議員会の構成員であるだけでなく、事務局長も陪席として常時出席しており、評議員会では構成員でもある。このことから明らかのように、法人の決定に教学部門の意見が反映できる制度になっている。双方の風通しはよく、お互いの立場を認識し合う、民主的で協調的な関係が作り上げられている。

将来的には管理部門の中に、経営面の責任と権限を一手に引き受ける、大学経営に通じた常勤者からなる経営会議のようなものがあってよい。教学部門では多様な運営管理業務に対応するため、運営組織の簡素化・機能化が必要である。

自己評価並びに学生による授業評価は厳密に行われている。評価報告書の公表も教職員全員を対象に行われているので、教員は実質上全学的に評価を受けている。また、自己評価報告書は各種委員会の構成や昇格人事のときにも参考資料になるので、大学運営に反映されている。

**[基準 7 の改善・向上方策]**

理事会のガバナンス機能と、社会に対するコンプライアンスを高めていくことが求められている。教学部門では学科増に伴い多様で複雑化していく入試業務・

教学業務の合理的な改善策として、簡素で協働的な業務処理を可能にする組織改編だけでなく、規程の整備による業務処理マニュアル化を中長期計画の最終年度の2009（平成21）年度までにつくりあげる作業を進めている。

2006（平成18）年秋以来、2001（平成13）年から始めた「学生による授業評価」を総括・改善する委員会を設置し、相互授業参観の必要性や自己点検・評価報告書の活用法を含めた自己評価全体を見直し中である。

## 基準 8 . 財務

8 - 1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

### 8 - 1 の視点

8 - 1 - 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8 - 1 - 適切に会計処理がなされているか。

8 - 1 - 会計監査等が適切に行われているか。

### (1) 8 - 1 の事実の説明（現状）

2000(平成 12)年 5 月に策定された学院の「プロジェクト 21」に対応して、大学の中長期 10 か年計画が進められた。そのうち、施設拡充整備計画（学生センター・ラウンジ、キャリア・サポート・センター、学習支援室、教育実習棟などの新設）に要した経費、また新設学科（子ども教育学科）の設置に要した人件費、設備・備品費等は、特定資産の取り崩しと、寄附金並びに資産運用収入に期待して、日常的な教育研究活動を維持する年度経常会計は収支バランスを維持するよう努めている。

資料 8-1 の資金収支計算書、消費収支計算書並びに貸借対照表に示されている 2006(平成 18)年度決算による収支バランスでは、消費収支差額が 4,300 万円の収入超過となっている。またデータの表 8-2 に示すように教育研究経費は 29.6%を維持している。

予算編成に当たっては、各学科より提出された年間の学事計画や教育研究機器の購入計画等を踏まえ、事務局長を中心に事務局会議で協議調整され予算計画が立案される。立案された計画は常務理事会の承認を経て事業方針とともに予算原案に具体化され、評議員会の審議を経て理事会で決定される。

予算成立後、法人本部より各部門の責任者に決定額を通知し、経理規程に基づいて予算が執行される。予算編成は毎年度 2 回実施しており、当初予算の編成は 1 月から 3 月にかけて行い、補正予算は 9 月から 12 月にかけて行っている。

会計年度終了後、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受け、その意見を付し、常務理事会で事業報告書と決算案を審議する。その後、事業報告書と決算案は理事会にて承認を得、評議員会で報告、了承を得て、財務情報として公開している。公認会計士による会計監査は、2 人の公認会計士により延べ 26 日ほどのスケジュールで行っている。監査内容は常務理事会・理事会の議事録をもとに契約書類・取引内容・係争事案・会計帳簿書類・備品等の実査及び決算書類等の監査が行われており、定期的実施されている。また、公認会計士は独立性を確保し、その監査状況を更に第三者による監査に委ねている。

一方、2 人の監事は、年間 6 回開催される理事会、3 回開催される評議員会に出席して業務の執行状況を監査し、公認会計士からの報告を受け、決算原案の作成後、会計帳簿書類を閲覧・照合し、監査報告書を作成して理事会、評議員会に報告している。なお、公認会計士による監査時に監事が立会い、相互に意見交換を行う等の監査機能強化は以前より図っている。

(2) 8 - 1 の自己評価

収入の柱となる学生生徒納付金は、言うまでもなく学生数に左右される。創立 130 周年に向けて取り組まれている中長期計画で、学部改革・学科再編成による学生数増の効果に期待が寄せられている。直近 3 か年の大学部門平均と 2005(平成 17)年度大学法人(医歯系法人を除く)全国平均との比較で見ると、学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金 / 帰属収入)は 81.7%で全国平均の 72.6%を上回っており、学納金以外の収入増を図る必要がある。

一方支出については、直近 3 か年平均と 2005(平成 17)年度大学法人(医歯系法人を除く)全国平均との比較で見ると、消費収支比率(消費支出 / 消費収入)は 90.8%(全国平均 107.5%)、人件費比率は 53.9%(全国平均 51.3%)、教育研究経費比率は 28.9%(全国平均 28.5%)となっており、ほぼ全国平均並みかそれを少し上回っている。収入に見合った支出予算を組み、収支バランスの取れた財務内容が維持されている。

(3) 8 - 1 の改善・向上方策(将来計画)

帰属収入の大半をなす学生生徒納付金を安定させるためには、なんとと言っても入学者の定員確保と退学者の減少に努めなければならない。現在取り組んでいる学部改革の推進と、教員・職員一丸となった入試広報戦略の展開、きめ細かい学生へのサービス向上を継続して行っていく。

2007(平成 19)年度に「子ども教育学科」が開設スタートし、2008(平成 20)年度には「英語学科(仮称)」を開設すべく届出中であり、定員確保には明るい見通しがある。

支出面については、収入に見合った支出予算計上が前提であり、月次決算数字を見ながら予算を執行している。学部改革に要した先行投資を無駄にすることなく、今後は特定資産勘定への計上など将来計画への資金蓄積を行うべく、2006(平成 18)年度決算においては、新教育計画引当特定資産に 7,000 万円を、減価償却引当特定資産には 2 億円を計上する会計処理を行った。

**8 - 2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。**

8 - 2 の視点

8 - 2 - 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8 - 2 の事実の説明(現状)

本学院では、以前から学校法人の公共的性格という観点から学生・保護者・卒業生及び教職員に対して、広報誌「プール学院報」誌上に要約した収支計算書と貸借対照表並びに財務状況の概要説明を毎回掲載してきた。また、財務情報の閲覧希望者には情報公開資料として財産目録・事業報告書・資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表及び監事による監査報告書を、本部及び大学部門に備え対応している。

(2) 8 - 2 の自己評価

財務情報の公開については、以前より広報誌「プール学院報」(発行部数 3 万 2,000 部)誌上に掲載し公開している。また、閲覧希望者に対応すべく法人本部を始め大学部

門には収支計算書・財産目録・貸借対照表・事業報告書・監査報告書を常備している。法律を遵守した財務情報の公開は一定レベルで行っている。

(3) 8 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

広報誌上の公開のみならず、現在検討されているホームページへの公開を 2008（平成 20）年度までに実施する。また、財務状況を分かりやすく説明する工夫を進めている。

**8 - 3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**

8 - 3 の視点

8 - 3 - 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

(1) 8 - 3 の事実の説明（現状）

寄付金について、直近 3 か年の寄付金比率（寄付金 / 帰属収入）は 0.2% であり、全国平均の 3.4% と比較すると桁が違うと言わざるを得ない。補助金比率（補助金 / 帰属収入）は 3 か年平均 13.1% であり、全国平均 12.5% をやや上回っている。

事業収入はマイナスにならない程度の収入を得ているというのが現状であり、環境・施設・人材を十分活かしているとは言えない。また資産運用収入は、それまでほとんど特別な動きをせず年間 300 ~ 400 万円程度だったのが、新設された担当部署の研究努力により 2006（平成 18）年度は 1,300 万円程度となった。

(2) 8 - 3 の自己評価

学校法人の経営基盤を強化し、充実した学校運営を実施するための外部資金は重要であるが、これまでは十分な努力と実績を上げていない。拡充された施設の有効な活用、資産運用の努力、特別補助金の獲得などとともに、募金活動の組織的な展開が必要である。

(3) 8 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

まず、寄付金の募集については、2006（平成 18）年 4 月に後援会（学生保護者）、同窓会、役員、教職員を中心に募金委員会を組織し、日常的な教育振興募金とともに、教育研究施設建築募金（目標 1 億円）に取り組んでいる。また、資産運用については、2006（平成 18）年 3 月に法人本部に企画開発室が設けられ、資産運用の強化が図られた。その結果、これまでの年間 300 ~ 400 万円の収入に対して、2006（平成 18）年度は 1,300 万円の収入を上げることができた。これを継続して実施していく予定である。特色ある教育活動を研究開発し、現代 GP などの特別補助金の申請を増やす計画をなおいっそう進めていく。地域社会に開かれた大学として大学が持つ施設（グラウンド、体育館、テニスコート、教育実習棟、図書館、菜園など）を有効に活用し、地域社会への開放事業を進め事業収入増を図る。

### 【基準 8 の自己評価】

大学部門では、2000（平成 12）年 5 月に策定された中長期計画「プロジェクト 21」に示されている大学院の設置、学部・短大のコース再編成とカリキュラムの改革、留学生受け入れ、奨学金制度の見直し、キャンパス整備計画の完了、新規教育事業の申請と設置等に着実に取り組んできた。

これに要した施設拡充経費、学科新設のための人件費、設備・備品費等は、新教育計画引当特定資産からの取り崩しや、借入金、寄付金等でまかなっており、年度経常会計は収支バランスを維持している。

予算編成・執行・決算処理に関しては、学校法人会計基準に則って適切に処理されている。併せて公認会計士及び監事による監査も、各帳票類の閲覧・照合、相互の意見交換、理事会・評議員会への報告、監査報告書の提出等確実に行われており十分に評価している。

財務の情報公開については、改正私学法に沿った一定レベルの情報公開を実施しているが、財務状況を分かりやすく説明するなど、今後とも工夫していきたい。

外部資金の導入については、現状では十分な実績を上げているとは言えない。

### 【基準 8 の改善・向上方策（将来計画）】

安定した収支バランスを維持していくためには、入学者の定員確保が課題となる。幸い学部改革の計画推進によりスタートした「子ども教育学科」は確実な手ごたえがあり、2008(平成 20)年度開設予定の「英語学科(仮称)」も期待がもてる。限られた財源をより効果的に教育研究目的に活用していくためには、学納金のみならず、外部資金の導入に力を入れるべきで、寄付金収入の増収、エクステンション事業の展開、資産運用収入の研究、特別補助金の申請獲得等に更に努力していく。

基準 9 . 教育研究環境

9 - 1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

9 - 1 の視点

9 - 1 - 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9 - 1 - 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9 - 1 の事実の説明（現状）

本学は大阪府が開発した堺市南部にある泉北ニュータウン内の南東部に位置する学校法人プール学院泉ヶ丘キャンパスにある。校地は 4 万 960 m<sup>2</sup>で、校舎、体育館などの建物を有する校舎敷地 3 万 660 m<sup>2</sup>とグラウンド、テニスコートなどの運動場用地 1 万 300 m<sup>2</sup>からなり、併設のプール学院大学短期大学部と共用になっている。

1982（昭和 57）年にプール学院短期大学が大阪市内の勝山キャンパスから移転、1996（平成 8）年に短期大学英文科を改組しプール学院大学を開学。2000（平成 12）年の大学院の開設などに合わせ順次校舎の増設を進め、現在では当初のマスタープランに示された施設はほぼ整えられた。

建物は本館を含む 5 棟の連続した校舎棟と学生センター、独立棟の「エレノアホール」、体育館棟、昨年度増築した実習棟、管理部門のパワーセンターと守衛所からなり、その総床面積は 1 万 7,270.46 m<sup>2</sup>になり、校地と同じく大半を併設のプール学院大学短期大学部と共用している。

施設の概要は別表 9-1 の通りである。

別表 9-1

建物区分	建物延面積(m <sup>2</sup> )	階数	主要施設
A 棟（本館）	3,686.0	4	学長室、理事室、事務室、会議室、印刷室、入試センター室、応接室、書庫、教員個人研究室18、障害者コンピュータ室、教員共同研究室、学生ロッカー室、学生クラブ室、語学実習室 コンピュータ実習室2、秘書実習室、講義室5
B 棟	1,743.0	4	キャリアサポート事務室、会議室2、学生会室、学祭実行委員会室 技術員室、教員個人研究室29、カウンセリングルーム、
C 棟	1,785.0	4	ロビー(ホワイエ)、医務室、学習支援室、講義室、大講義室、 視聴覚実習室、語学実習室、演習室2、コンピュータ実習室 教員個人研究室9
L 棟	2,757.0	3	学生自習室、図書館書庫、中講義室2、障害者控室、図書館閲覧室 図書館長室、大講義室、演習室5
大学院棟	595.0	3	中講義室2、大学院生共同研究室、図書館書庫、演習室3、
学生センター	421.0	2	喫茶・ラウンジ、テラスデッキ、売店、暗室、クラブ室6、防音クラブ室
体育館棟(G棟)	3,842.0	3	食堂、厨房、倉庫、トレーニングルーム、クラブ室6、講義室、同窓会室 メインフロアー、器具庫2、ロッカールーム(シャワー室)、教員研究室2
エレノアホール	1,095.0	2	大礼拝堂、小礼拝堂、チャプレン室、集會室、事務室
F 棟(実習棟)	1,134.0	2	音楽室、造形室、保育実習室、プレールーム、ピアノレッスン室 ピアノ練習室11、講義室2、理科実習室、家庭科実習室
パワーセンター	142.0	1	ボイラー室、電気室、ポンプ室
守衛所	34.0	1	守衛詰所
倉庫	37.0	1	
面積合計	17,271.0		

これ以外に駐車場（約 3,400 m<sup>2</sup>）と実習用の菜園（約 100 m<sup>2</sup>）がある。

教育研究の頭脳であり中心といわれる図書館は閲覧室、書庫、付帯設備を含めて 1,346 m<sup>2</sup>あり、2007(平成 19)年 5 月 1 日現在の蔵書数は約 11 万 7,000 冊で和書約 8 万 6,000 冊、洋書約 3 万 1,000 冊がある。また定期刊行物は和雑誌・洋雑誌合わせて 760 種類で全て併設の短期大学部と共用である。蔵書の分野別では社会科学 41%、文学 14%、芸術・体育 14%、自然科学 7%となっている。閲覧室の座席数は約 137 席で蔵書検索、インターネット検索等のコンピュータが 10 台、各種 DVD 閲覧用ノートパソコンが 10 台、1 階の学生自習室には自習用パソコン 23 台、ビデオ用ブースが 10 か所ある。また全ての図書は開架方式で閲覧室は固定書架、書庫は可動集密書架になっている。図書館の利用状況は年間 251 日の開館で、学生 1 人当たりの館外貸出平均冊数は 11.5 冊となっている。昨年度から始めた幼児対象の地域開放は盛況で地域の住民に好評である。

情報処理教育関係施設については、短期大学部に秘書科が開設された 1984（昭和 59）年にコンピュータ教室を設置、1996（平成 8）年の国際文化学部開設時にはコンピュータ教室を増設、その後 1997（平成 9）年には学内 LAN を一部敷設し、2000（平成 12）年には全学 LAN を整備した。コンピュータの設置状況は、二つのコンピュータ室に計 71 台、マルチメディア教室、語学実習室に計 65 台、二つの演習室に 12 台があり、貸出用として 20 台のノートパソコンを用意している。またキャリア・サポート・センターには学生の就職活動支援のために 8 台のノートパソコンがあり、図書館設置分と合わせて総計 220 台になる。学生に開放しているシステム以外に、学務（教務、学費、学籍）管理用のシステムと図書館管理用システムを設置している。情報教育のみならず多くの授業でコンピュータや AV 機器を駆使した授業形態が多くなり、語学実習教室、マルチメディア教室ではパソコンによる実習が可能であり、全ての講義室、演習室にはテレビモニター又はビデオプロジェクターが設置されていて、様々なソフトの視聴や、教材提示装置やパソコンを接続し資料の提示などが可能になっている。

学生自習室、図書館、キャリア・サポート・センターに設置されているパソコンは、学生が自由に利用でき様々な情報検索、レポート作成などに活用されている。また貸出用のパソコンも、卒業論文作成などに活用されている。

体育活動施設は体育館棟に約 1,340 m<sup>2</sup>のメインフロアと約 18 m<sup>2</sup>のトレーニングルームがあり、約 6,700 m<sup>2</sup>のグラウンドとテニスコート 5 面とともに体育授業、学生のクラブ活動や課外活動、施設の地域開放に活用されている。テニスコートは地域住民により結成されたテニスクラブが継続的に利用、グラウンドも日曜日等を中心に地域の少年野球に開放しそれぞれ好評である。

「エレノアホール」は本学の建学の精神を具現化する日常のチャペルタイムをはじめキリスト教活動の様々な催し、入学式、卒業式などの式典、全学行事、公開講座などが行われる 700 人収容のチャペル兼講堂である「エレノアチャペル」を中心に、少人数でのキリスト教活動のための小チャペル(いずみチャペル)や集会室、チャプレン室などが備わっており、本学における学生、教職員等の精神的中心であり心の拠り所の役割を果たしている。

学生の厚生施設としては、体育館棟 1 階に約 400 席の食堂とスポーツ系クラブのためのクラブ室が 6 室、男子学生のためのロッカーが備えられている。校舎棟の 1 階には女子学生のためのロッカー室とクラブ室 7 室がある。学生センター棟 1 階にはウッドデッキのテラスに面した約 100 m<sup>2</sup>の学生ラウンジがあり、隣接して売店、喫茶コーナーが備わっていて、学生の憩いの場となっている。学生センター入り口近くには学生会室並びに大学祭実行委員会室があり、学生活動の要になっている。また学生のキャリア教育、進路指導、就職指導の中心であるキャリア・サポート・センターも学生センター入口近くに置かれ、多くの学生の利用の便を図っている。また、学生センター 2 階にはクラブ室 6 室と防音設備のある音楽練習室が設置され、軽音楽等の練習に活用されている。

専任教員の個人研究室は各校舎棟に分散しているが、それらは 1 部屋平均約 25 m<sup>2</sup>あり、教員の個人研究、ゼミの指導、オフィスアワー等に活用されている。兼任講師のためには約 67 m<sup>2</sup>の共同研究室と約 24 m<sup>2</sup>の体育教員用の共同研究室がある。大学院学生のために約 72 m<sup>2</sup>の共同研究室がある。これらの研究室には LAN が敷設されインターネットの利用が可能となっている。

障害のある学生のために、個別の控室が 2 か所、障害者用のトイレが 7 か所あり視覚障害の学生のための点字入出力、音声ガイドのできる点字プリンター付パソコンを学習支援室に設置している。学習支援室は学生の自主的な学びを支援するために、常駐スタッフのデスクや自習スペースが設けられ、学習上の不安を持っている学生や、サービス・ラーニングのコーディネートや相談に多くの学生たちに利用されている。

医務室、カウンセリングルームについては、学生達が利用しやすい、また個人のプライバシーが守られると言う観点から設置されている。医務室には男女別の休養室と相談室、処置室が備えられており、常駐の専門職員が運営に当たっている。またカウンセリングルームは相談用の応接セットや性格検査や心理検査用の用具、箱庭療法セットなども常備し、非常勤ではあるがカウンセラーが対応する体制を整えている。カウンセリングの受け付けは医務室の担当者も行っており、連携を図るようにしている。

これらの全ての建物はキャンパス設置時のマスタープランに基づき、豊かな大学コミュニティを形成するため、「アゴラ」と呼ばれる広場を中心に配置され、学生の日常生活の利便性や快適性を考慮して配置されている。

教育関係施設設備は、関係する教務委員会・学生委員会、教務担当・学生担当部署等において実態の点検評価を行い、必要に応じ改善や改修を行い適切に維持管理を行っている。また教員・学生からの希望や要望に応じて事務局総務担当で予算措置を含めて施設全体の整備計画を協議し計画的に新規更新を実施している。

## (2) 9 - 1 の自己評価

現状では校地、校舎ともに設置基準上の環境を備えており、良好な状態に整備されているが、現在実施している学部改革に伴う施設の充実という課題は残っている。施設設備の整備にあたっては安全性・機能性の確保を考慮して整備を進めており、教育研究目的を達成するための環境は整っている。1982（昭和 57）年の最初の校舎の完成以来、校舎、設備の増設・改修を順次行ってきたが、古い建物では 25 年が経過し、

次第に老朽化が進んでおり、一時的な補修ではなく抜本的な改修の時期が近づきつつある。キャンパス全体のマスタープランの再検討と、利便性を考慮した改修計画の策定が喫緊の課題である。

(3) 9 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

2009（平成 21）年に本学院創立 130 周年を迎えるに当たって、泉ヶ丘キャンパスの将来計画を検討し、時代と学生のニーズ、利便性を考慮した学舎全体のリニューアル計画を策定することが当面の課題となっている。そのために学舎の使用状況及び必要性等の調査を進めている。

**9 - 2 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。**

9 - 2 の視点

- 9 - 2 - 施設設備の安全性が確保されているか。
- 9 - 2 - 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9 - 2 の事実の説明（現状）

本学のキャンパスは公園緑地に囲まれ、野鳥や野生動物も出没する豊かな自然環境にある。キャンパス内もできるだけ周囲の環境に合わせて定期的な庭園管理を行っている。施設の維持、管理等は総務グループの総務担当が行い、日常の施設管理は専門業者に委託している。特に学内清掃業務、学内警備業務は常駐体制をとり、電気関係業務、空調設備業務、庭園・樹木管理業務については定時に総務担当と連携し維持管理にあたっている。また衛生設備関係、防火・消防設備関係、エレベーター設備関係、電話設備関係等の保守点検についても専門業者と委託契約を結び、関係法令を遵守し安全管理に努めている。

キャンパス内外の安全のため、2 か所の門には警備員を常時配置し、外来者の出入り管理、学内の自動車通行の制限、駐車場の整理、夜間の建物施錠などを含めた警備業務は業者に委託している。また授業期間中には昼間に警備員による学内巡回を行っている。

キャンパスのバリアフリー化は、キャンパス設置の 1982（昭和 57）年当初から当時の基準に準じたキャンパス作りが進められたが、その後、実際に障害のある学生の受け入れを契機に 2001（平成 13）年には最新の基準によるバリアフリー工事を実施、主要出入り口の自動扉化、出入り口の段差解消、階段の手すり設置等を行った。その後の校舎建築にもそれは生かされ、バリアフリーのキャンパス整備に努めている。

(2) 9 - 2 の自己評価

本学は都心から離れた郊外の緑豊かな丘陵地に設置されており、公園緑地に囲まれた環境にある。このことは本学を初めて訪れる多くの人々に賞賛を得ている。また学生、教職員にとっても喧噪な市街地とは異なる、落ち着いた教育研究環境を提供して

いる。しかしながら通学には若干の不便もあり、定期バス路線以外に3方面からの通学バス路線を確保し学生の利便に供している。

(3) 9 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の施設の維持管理は、担当部署が専門分野については委託業者と連携して実施しているが、更にいっそうの教育環境整備に努力を進めていく必要がある。安全面では多様な学生、様々な来訪者に対応すべきであると考え、リニューアル計画に沿って検討中である。

**【基準9の自己評価】**

本学の施設は、設置基準上は基準を上回る校地・校舎を有しており、施設・設備は質及び量においては教育研究に十分なものであると判断している。これらの設備は、安全に整備され、かつ有効に活用されている。しかし、経年による劣化や老朽化により改修、整備の必要性がある。

**【基準9の改善・向上方策（将来計画）】**

大学を取り巻く状況は厳しくなっている。特に入学者の動向などを勘案すると、将来にわたって現在の状況で同じように推移することが良いとは考えられない。大学改革の動向を見て校舎等の整備を進めていく。なお、現在の自然環境を十分に活かした整備計画を基本としていく。

## 基準 10 . 社会連携

### 10 - 1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

#### 10 - 1 の視点

- 10 - 1 - 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

#### (1) 10 - 1 の事実の説明（現状）

大学施設の開放については、地域住民との連携と、地域への貢献を目標に行っている。特に大学開設時に地域のテニス愛好者を中心にテニスクラブを立ち上げ、5面あるテニスコートの開放を現在も継続して行っている。テニスクラブには毎年約120人の登録があり、毎日曜日、祝日に自主的な活動を通しクラブメンバーの親睦と、テニス技術の向上を図っている。

また、図書館の地域開放は1997（平成7）年から地域市民の登録制により実施している、夏季休暇中には近隣の高校生にも開放している。昨年度からは新しい試みとして幼児同伴の利用も始めている。学生のボランティアによって幼児向けに絵本の読み聞かせやおもちゃコーナーの設置などを行っている。

他に、年間に数回実施される実用英語検定試験など資格試験の会場として施設を貸し出すほか、地域の少年野球等についても、大学行事との調整の上、グラウンド利用の便に供している。チャペル兼講堂である「エレノアホール」は本学の建学の精神を具現化する施設として重要であり、日常は大学の毎日のチャペルタイムやキリスト教教育に関連する行事等に活用しているが、地域に開かれた大学として、チャプレンを中心に地域の有志による聖書研究会や、パイプオルガンを中心としたチャペルコンサートを催し、近隣住民に好評であった。

国際生涯学習センターでは毎年公開講座やオープンカレッジを開催し、一般市民の教養向上や生涯学習への貢献を目指している。公開講座は、2006（平成18）年度には、6月10日に関西福祉科学大学教授の武田建氏による「コーチングと子育ての心理学」、11月17日には川端香男里氏、大村彦次郎氏、井上修一氏による鼎談で「父を語る」を開催、大阪府教育委員会、堺市教育委員会、大阪狭山市教育委員会等の後援も得て、それぞれ300人以上の参加があり好評であった。2007（平成19）年度も6月23日には子ども教育学科開設記念講演会として大阪大学教授小野田正利氏を迎えて「子どものために手をつなぐ～学校への希望、要望そしてイチャモン～」と題した講演会と、同じく大阪大学総長・宮原秀夫氏による「情報革命の光と影」と題する講演会を7月24日に開催する予定である。

ランゲージセンターでは中学校・高校の英語教員を対象に毎年英語セミナーを開催している。特に2005（平成17）年度からは大阪府教育委員会との連携のもとに、大阪府下の中学校、高等学校教員のための開放講座としても実施している。また2005（平成17）年度から一般市民対象に英語文化講座と銘打ったオープンカレッジを年1～2回、2000（平成12）年度からは毎年夏休みに、高校生を対象の英語のセミナーや近隣の連携高校の生徒対象の英会話教室を開催し好評を得ている。

本学の所在する堺市、大阪府などの官庁や地方公共団体の委員会、審議会で委員として様々な

政策形成に寄与したり、学会を含む各種団体の理事や評議員、役員を務め、中には国際的な貢献をしている教員もいる。

また、教員それぞれはその研究活動の成果を、地方公共団体の各種講座や公私立の高等学校、中学校へ講師等として招かれ、広く社会教育や学校の課外教育に協力する中で積極的に社会に貢献している。

**教員の主な社会活動一覧**

地方公共団体の委員等

大阪府総合計画審議会委員、大阪府学校教育審議会委員、大阪府社会教育委員、大阪府人権教育懇話会委員

地方公共団体の講師等

川西市けやき坂公民館福祉講座講師、堺市生涯学習指導者養成講座講師、槇塚台校区自治連合会講師、高槻市教職員組合組合塾講師、堺市教育委員会英語指導法研修会講師、兵庫県教育委員会英語教員夏期集中研修講師、松原市役所保健福祉講座講師、川西教育委員会講師、大阪府職業能力開発協会職業訓練指導員講習講師

各種専門団体の役員等

ユネスコフォーラム大阪副代表、社会福祉法人大塔あすなろ会評議員、健康運動実践指導者認定試験実技評価委員、情報サービス産業協会新規市場調査委員会専門調査委員、堺商工会議所「堺技衆」審査委員

公私立学校での講師等

高槻市立第九中学校総合学習講師、大阪府千成小学校健康教室講師

地元槇塚台連合自治会の教養講座への講師派遣

(2) 10 - 1 の自己評価

大学施設の開放についていえば、屋外施設特にテニスコートについては年間 60 日以上開放し、1 日平均約 40 人の利用があり近隣住民からも好評を得ている。また図書館の地域開放では幼児向けのプログラムを実施したことにより利用者も増加した。公開講座も毎回の参加者によるアンケートなどにより地域市民のニーズや、時代を反映するようなテーマを選び実施しており、地域に定着した恒例の講座となっていることは評価できる。

教員による社会活動は教員個々により進められているが、それぞれの団体からも高い評価を得ている。

(3) 10 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、これまでどおり人的資源と物的資源の地域への提供を拡充していきたい。そのためには、多様化したプログラムの種類と、大学内の授業・課外活動との整合を機能的に改善するため、各種のセンター組織を統合一元化（エクステンションセンター）して、担当者の人員配置を行う計画を進めている。

## 10 - 2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

### 10 - 2 の視点

10 - 2 - 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

#### (1) 10 - 2 の事実の説明（現状）

本学は大阪府南部地域に位置する 14 の大学、短期大学で設立した特定非営利活動法人南大阪地域大学コンソーシアムに 2002(平成 14)年の設立当初から参画している。取り組みの中心は、加盟各大学が開講する多彩な授業科目を開放しあい、各大学の学生が相互に履修することによる単位互換制度、それぞれの大学の教職員を講師とする地域に根ざした地域文化講座の開催、学生による学術的活動の育成と学生の交流活動の支援、教職員の資質向上のための取り組みなどであり、本学も研究活動への参画、各種委員会にスタッフを派遣するほか、プログラムの策定など中心的役割を担っている。

本学は日本に於けるキリスト教の 1 教派である日本聖公会と密接な関係にあり、同じ教派に関係する 12 の大学、短期大学を含む 36 の学校と日本聖公会関係学校協議会を結成し、共同で教職員の研修会や交流・交歓の機会を持ち、学校におけるキリスト教教育のあり方や実践についての交流を深めている。また世界的な関係としては、同じく世界聖公会 (Anglican Communion) に属する大学による CUAC(Colleges and Universities of the Anglican Communion) に加盟する 122 大学の一員であり、学術交流、交換学生などを実施している。

また、プロテスタントの信仰を基盤として設立されている全国のキリスト教学校 105 校により組織されているキリスト教学校教育同盟の一員であり、教職員による研究集会や研修などで相互に連携し、キリスト教主義による教育の実践や研究を共同で行っている。

外国の大学との連携では、現在は韓国(聖公会大学校、新羅大学校)、ネパール(カトマンズ大学)、インド(レディー・ドーク・カレッジ)、フィリピン(ラサール大学)、カナダ(レニソン・カレッジ)と学術協力及び交流の協定を結び相互に教員・学生の交流を実施している。

地域の企業やその経営者を中心とした堺商工会議所には会員として参画し、特にキャリア・サポート・センターでの学生の進路・就職指導、キャリア教育の観点から会員企業等との連携を図るよう努めている。また学生のインターンシップで南大阪地域大学コンソーシアム、関西経営者協会、堺経営者協会、和歌山県経営者協会、大阪コースハローワーク、大阪経営合理化協会などが推進する企画に積極的に参加し、学生を派遣し、地域企業からも一定の評価を得ている。

#### (2) 10 - 2 の自己評価

南大阪地域大学コンソーシアムには設立当初から参画し、地域の大学間の協力関係の構築に協力し、それなりの成果を上げている。しかし、なおいっそう、学生の教育研究活動のプログラムの充実と、それに対する教育指導を積極的に支援していくための本学の体制作りが望まれる。キリスト教関係の他大学とも連携は密接にかつ良好に

進められている。本学の教育における学生の海外研修、海外学習プログラムはサービ  
スラーニングの理念とフィールドワークの手法で評価が高い。今後さらに発展させる  
ために、外国の大学、特にアジアの教育機関等との連携、交流をいっそう進める必要  
がある。

(3) 10 - 2 の改善・向上方策（将来計画）

自己評価の項でも述べたように、本学は南大阪地域大学コンソーシアムの諸事業を  
積極的に推進するため 2007（平成 19）年度現代 GP に「地域資源活用システム構築  
を通じた人材育成」を共同申請中であり、これまでの実績を学術的にそのレベルを向  
上させる計画である。

また、外国の諸大学との連携については、中国の大学との交流・連携を高めるべく、  
西安交通大学、天津大学との折衝を始めている。本学が取り組んでいるキャリア教育  
やインターンシップの推進のために企業との有機的、日常的関係を強化する必要があ  
り、学生の就職を指導する全学的なキャリア・サポート・センターの再構築を進めて  
いる。

**10 - 3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。**

10 - 3 の視点

10 - 3 - 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10 - 3 の事実の説明（現状）

2006（平成 18）年度から堺市は政令指定都市に移行し、区制を施行したことに伴  
い、本学にとってもより密接に行政との連携協力の体制が整ってきた。その中でも本  
学が位置する榎塚台連合自治会とはいわゆる町内会の一員として、地域の美化清掃活  
動への協力、地域ボランティア活動講座への講師の派遣など様々な協力関係が構築さ  
れつつある。

また、堺市南部地域は外国人居住者が比較的多い地域で、義務教育現場や地域社会  
の福祉施策などに様々な課題を持っている、本学としても、教育の面では海外研修や  
留学経験者また外国人留学生が地域の小学校、中学校に赴き、国際理解や国際交流に  
ついての実践活動を授業の一環として行うなど、様々な学校活動に協力をしている。  
この詳細は「特記事項 2 . 異文化間協働の学び」で述べる。また、泉北国際化交流協  
議会の一員として外国人の不法滞在や不法就労の対策の活動にも協力をを行っている。

泉北ニュータウンの一角に位置し、周囲を住宅地に囲まれている環境から、地域の  
防災対策の一環として、緊急避難場所として機能することも期待されている。本学と  
しては学生の教育活動に支障の無い範囲で地域の防災に協力し、堺南防災協会の一員  
として協力している。

これ以外に泉大津市教育委員会とは連携協力に関する協定を締結し、公開講座等の  
開催に当たっては、大阪府教育委員会、堺市教育委員会、大阪狭山市教育委員会の後  
援を受け、地域市民の生涯学習活動に貢献している。

(2) 10 - 3 の自己評価

本学は、現在のキャンパスに移転した当時から地域社会との協力関係を重要視し、職員の採用や、環境整備などにおいて地域社会の協力を仰いできた。特に住宅地の中に存在するキャンパスであるので地域住民の理解と協力が欠かせないものと考え、積極的に取り組みを行い良好な関係を築くことができていると考えている。

(3) 10 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

地域社会のニーズや様々な課題について、地域の行政担当者や地域住民との意見交換などを通して、大学として何をなすべきか、何が可能かを学問的な地域研究の課題として取り組むことを検討している。

**【基準 10 の自己評価】**

小規模な大学であるが、やるべき事はかなりのレベルで実施していると評価している。しかしながら、教員個々の力量、担当部署、担当者レベルでの努力によるところが大きく、組織的、計画的に実施していく体制作りが望まれる。

**【基準 10 の改善・向上方策（将来計画）】**

130年に及ぶ本学院の歴史の中で、短期大学60年、大学10年の歩みの実績は、大阪南部地域にはかなりの認知度をもって理解されている。しかし、近畿、中・四国の広範な地域社会を視野に入れた戦略を構築すべく、理事会を中心に「プロジェクト21」後の新しい中期計画の中に構想されている。

## 基準 11 . 社会的責務

11 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

11 - 1 の視点

11 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11 - 2 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11 - 1 の事実の説明 (現状)

「 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」でも述べたように、「学校法人プール学院寄附行為」のまえがきには本学院のよって立つべき理念が謳われている。また、教職員が守るべき「学校法人プール学院就業規則」の前文にも「プール学院は1879年英国聖公会宣教協会 (Church Mission Society) によって、キリスト教信仰による女子教育を創業した。以来、いくたびか変遷を経て今日に到ったのであるが、全職員は建学の精神をもっていかなる時代にあっても、よく困難と試練に堪え、心魂を傾倒しておのおのその職分に励み、力をあわせて学院使命の達成と発展に寄与してきたのであって、このことは学院に勤務する全ての者の基本的姿勢として、現在および将来に銘肝し、ここに本規則を制定する」と建学の精神に基づく基本姿勢が述べられている。本学はこの理念と姿勢に基づき、組織倫理に関する規定を設けている。

まず、「就業規則」第3条では、職員が学院の建学の精神を理解し、規則を守って職務を遂行する義務を述べ、第36条では服務にあたっての規律を定め、第39条では禁止行為を定めている。併せて「プール学院個人情報保護規定」では、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、個人の権利・利益およびプライバシーの保護に務めることを定めている。

本学は、人権侵害を防止するための様々な取り組みを行っており、また、人権が侵害された場合には、厳格に対処できる相談窓口と人権問題委員会を設置している。人権問題委員会は、国際文化学部の3人の教員、短期大学部の2人の教員、また事務局の2人の職員から構成され、人権侵害を未然に防止するために、人権侵害の防止に関する冊子「セクシャル・ハラスメントをなくすために」やガイドラインを作成し、全学生と全教職員へ広報をするとともに、人権問題に関する研修会と啓発活動を行い、人権侵害が発生した場合に厳格に対処する。もしも、人権侵害が発生した場合には、各相談窓口から報告を受けて、適切な対応や処分、さらに警察等への告発を学長に提案する。2006(平成18)年度には、本委員会に報告された人権侵害事案はなかった。また、2006(平成18)年度及び2007(平成19)年度の新入生全員に対して、オリエンテーション・ウィークで小冊子を配布すると共に、本学の人権問題に対する厳しい姿勢と対処手続きの理解をはかった。また、新任教職員に対しても、教授会や事務局会議で小冊子と「セクシャル・ハラスメント防止に関するガイドライン」の配布と理解を依頼した。さらに、「発達障害について」の教員研修会を開催し、その研修会の内容を「プール学院報」へ掲載し、本学の全ての関係者への広報を行った。

(2) 11 - 1 の自己評価

キリスト教精神に基づく教育を建学の精神とする本学では、社会機関としての組織倫理は勿論のこと、聖書に基づいた人間の尊厳と人類愛の精神が日々の大学コミュニティでの営みの根底に流れている。それは諸規程等に定められたことを守ることに止まらず、神への畏敬と人間の尊厳という理念のもとに互いの人格を認めた信頼関係を築くという事である。このことは理事会、評議員会、常務理事会、教授会、運営委員会、事務局会議など様々なレベルでの会議においても、また日々のチャペルタイムにおいても、集まりは祈りで始まることを常とし、この祈りの中で建学の精神が再確認されている。

人権問題に対しては、本学の全ての教職員は、本学の姿勢と対処手続きを理解していると考え。その上で、2006(平成 18)年度は、少なくとも各相談窓口から人権問題委員会へ、または学生や教職員から人権問題委員会各委員への人権侵害事案の報告または告発が無かったことは評価される。啓発活動に関しても、全学生に対し直接的に啓発活動を行う機会が非常に限られている中で、新入生に対してのみではあるが、本学の人権問題に対する強い姿勢と対処手続きを周知させることができたと考え。

(3) 11 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神を具現化する営みを常に全学あげて実施していくことが大切であり、日々変化する外部環境に常に注意を払い、定められた諸規程を遵守しつつ、より適切かつ透明性の高いものにする努力を今後も続けてゆく。

人権問題については、人権を取り巻く環境や状況が日々変化し、多種・多様化していることから、人権問題の防止策と対処策も日常的に点検し、発展させていく努力を続けていく。

**11 - 2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

11 - 2 の視点

11 - 2 - 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11 - 2 の事実の説明（現状）

本学では、「プール学院大学およびプール学院大学短期大学部の危機管理に関する規程」を定め、危機管理に対応する基本的な原則を定めている。学生の海外学習が活発化する一方で、SARS やテロが発生したことに対応して、「プール学院大学およびプール学院大学短期大学部海外学習等に関する危機管理対策要綱」を策定し、現在も本要綱に基づき必要な措置をとっている。また海外だけでなく国内で学生が行う様々な活動についても、「プール学院大学およびプール学院大学短期大学部クラブ（同好会）の学外活動に関する危機管理対策要綱」を定めて対応している。

日常的には、総務担当部門が行う施設管理の業務として、特に防災関係は法的に認定された防火管理者のもとに自主防災の組織を作り、予防方策への取り組み、危機発生時の基本的対応や情報の流れなどを検討し、実施している。

本学には医務室があり、非常勤ではあるが学校医を配置するとともに、学生生活グ

ルーブ・医務室担当の専門職員を配置し、学内での学生、教職員の応急手当、日常の事故防止、疾病予防のための啓蒙、定期健康診断などの体制を整備している。また学内外での正課中や学校行事中あるいは課外活動中や通学途上での災害に対しては、(財)日本国際教育支援協会を通じて学生教育研究災害障害保険に全学生が加入し、被保険者になっている。

本学ではセクシャル・ハラスメントは人権問題であるとの観点から、人権問題委員会を設置し、人権侵害の防止及び救済と解決の体制を整え、その相談窓口は担当委員のほか学生に接する事務局の各部署やカウンセリングルームなどがあたることとなっている。

学生指導の中で、現在 200 人以上在籍している留学生については、日本人学生には存在しないような様々な問題、特に法令違反事案の発生などで緊急の対応が迫られることも生じる。この場合も、留学生担当部署である異文化間協働センターを中心に、報告、連絡、手続きの体制がとられ、本人の人権を尊重しつつ、教育機関として必要な指導を行っている。

本学が有する個人情報については「プール学院個人情報保護規定」に基づき適切に管理され、その不正な流出、使用を防ぎ危機管理の適正を図っている。

## (2) 11 - 2 の自己評価

基本的な危機管理体制は整備され、現在までのところ適切に機能していると判断している。

本報告書を準備中の 2007(平成 19)年春季にははしかの全国的流行があり、本学学生にも罹患者が発生し、集団的発生の防止対策を実施するため、規程に基づき危機対策本部を設置し対応した。これは危機管理規程に基づいて対処した初めてのケースであり、体制が十分に機能したかどうかを検証する事例になったと考える。

## (3) 11 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

近々発生すると予想されている大規模地震に対する防災体制については未整備で、今後早急に検討する準備を進めている。

## 11 - 3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

### 11 - 3 の視点

11 - 3 - 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

### (1) 11 - 3 の事実の説明(現状)

研究成果は年 1 回発行の『プール学院大学研究紀要』に掲載するほか、学外の研究紀要、学会誌、雑誌などに発表している。また、各教員がどのような研究成果をあげたかについては、当該年度の「自己点検・評価報告書」に教員総覧として掲載し、教職員、関係機関に配付している。それ以外に独立行政法人科学技術振興機構が提供す

る研究開発支援総合ディレクトリ(ReaD)にも業績を掲載している。

教育活動における学生による授業評価は毎学期実施し、集計結果を図書館に置いて公開している。また、授業内容についてはシラバスを作成し、学生個人は勿論のこと、学外希望者にも配布するようにし、特に入試広報用にはダイジェスト版を作成し入学希望者や資料請求者に配布している。

大学としてのホームページを立ち上げ、迅速な広報活動に努め、最新の情報はホームページを通じて行うよう努力をしている。

学院全体の関係については年間2回発行する『プール学院報』による広報が中心になっている。

## (2) 11 - 3 の自己評価

他大学に比べると教育研究活動の成果や社会的責務の広報は十分とはいえない。広報活動も入試広報に関する業務で手一杯という状況である。

## (3) 11 - 3 の改善・向上方策（将来計画）

大学広報については、入試広報に止まらず様々な教育研究活動を、幅広く社会に理解されるよう、後援会、同窓会の組織をとおして、また、大学祭、公開講座などの行事をとおして、効果的に広報する体制づくりを進めている。

### 【基準 11 の自己評価】

建学の精神に基づく組織倫理については、学内外によく理解され、教職員における行動規範にもなっていることは評価できる。同時に、学内外での危機管理体制も徐々にではあるが整備されてきていると判断する。しかし、広報活動については学院全体としても早急に体制を整備し、体系的な取り組みの必要がある。

### 【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】

組織倫理に関しては、全ての教職員がより高いレベルで倫理意識を持つような啓蒙、研修の機会を持ち、特に本学の建学精神であるキリスト教の持つ倫理観を共有するために、日々のチャペルタイムや各種会合での研修、啓蒙に努力していく。

危機管理に関しては全教職員や学生に熟知させるよう、教授会、職員の研修会等をとおして危機管理に対する意識向上を図る。

広報活動に関しては、本学の社会的責務を果たすため、大学部門だけでなく、学院全体の人的体制と方策をたてる作業を進めている。

## ・特記事項

### 1. キリスト教精神に基づく教育

#### (1) キリスト教教育

「プール学院大学」発足の基盤となった「プール学院短期大学」初代学長は、英国聖公会宣教協会から派遣されたエレノア・フォス(Eleanor Foss)宣教師であった。以来、「肉体・精神・聖霊」が統合された全人格教育を旨とし、キリスト教の信仰について考える機会を与える教育が行われてきた。今日まで、キリスト教徒になった者も含めて、卒業生は「プール学院大学」で学んだ価値観を共有している。

「プール学院大学」では、各人を成長する潜在性を持った価値ある人格と認め、お互いの関わりを大切にしてきた。「短期大学」の時代から「チュートリアル制度」が導入され、学生と教職員、学生と学生の関係が重視されてきた。教職員は、学生の勉学指導とともに、精神的指導の責任(pastoral responsibility)を負っている。「チュートリアル制度」は、今日も続けられ、学年度の始めに行われる「オリエンテーション・デイズ」および1年次の「基礎演習」等をはじめとして、入学直後からお互いの関係を築いていく。

「チャプレン」は、キャンパス全体の霊的生活に責任を持ち、学生・教職員全員が日々の喜び、問題をとともに分かち合い、励ましあう場を提供するための存在である。「チャペル」は、大学の中心であり、多様な形式の礼拝と、「キリスト教センター」の様々な活動を通して、キリスト教主義教育の根幹となる役割を果たしている。「祈り」は大学活動の基礎であり、チャプレンとキリスト教センター職員は、毎朝祈りの時間を持つ。教授会をはじめ、大学行事の会合は、祈りをもって始められる。また、個人の祈りの中でも常に学生・教職員全体を心に留めることができるよう、大学全体の行事などについて月ごとの「祈りのテーマ」を発行し、事務室と共同研究室に掲示、希望者(約30人)には直接配付している。

キリスト教精神に基く大学として、キャンパスが平安・安息・美の場であるのは重要なことである。緑に囲まれた「泉ヶ丘キャンパス」は、四季折々の花々に彩られ、学舎もまた自然との調和を考えて設計されている。キャンパスの正門には“To the Glory of God (神の栄光のために)”の言葉が掲げられ、訪れる人々に「プール学院大学」がキリスト教教育を礎としていることを示している。

#### (2) 2006 (平成 18)年度キリスト教活動委員会の活動

##### 委員会の概要

「キリスト教活動委員会」は、「チャプレン・チーム(3人)」、教員(4人)、職員(3人)で構成されている。チャプレンは、キャンパスの霊的生活の最終的な責任を持ち、他の委員は、「チャプレン・チーム」と密接に関わって、「チャペル(礼拝)」や行事の活動を、大学全体に提供する。年度ごとに、テーマとそれに関連する「年間聖句」が選ばれ、委員会活動の指針となる。2006 (平成 18)年度のテーマは「希望」、2007 (平成 19)年度は“From Slavery to Freedom”である。

### 委員会の活動

「キリスト教活動委員会」の活動は、大きく3種類に分けられる。全学参加行事、自由参加行事、地域へのアウトリーチである。

全学参加行事は、学年暦に組み入れられているもので、大学全体の参加を前提とする。「チャペル(礼拝)」、「アセンブリー」、「クリスマス礼拝」、「ガイダンス」がこれに当たる。「チャペル(礼拝)」は、毎日午前10時40分から10時55分に、「エレノアホール」で行われる。特に1年次生、2年次生と編入学生は、各自が曜日を選び週に1回出席することが求められ、他の学生、教員、職員は都合のよい日に出席することができる。2006(平成18)年度の出席人数は、曜日や時期により20人から120人であった。

「アセンブリー」は、前期と後期に1回ずつ、90分の授業時間に行われる。通常の授業は、短縮、あるいは補講とされる。委員が運営するが、当日は委員の他、教職員に、学生への資料配布、着席誘導などの補助を願う。学外から講師を招くことが多いが、学生・教職員ができるだけ関わるプログラムを計画する。前期は例年、キリスト教に焦点を当て、礼拝と講話から成る。2006(平成18)年度前期は、「希望」と題し、聖公会司祭である学院長が講話を担当した。講話に先立ち、「短期大学部幼児教育保育学科」開設と「国際文化学部開設10周年」を記念してパワーポイントによる「プール学院」の歴史、音楽教員による賛美、学生の「韓国語聖書勉強会」メンバーによる讃美歌とダンスの発表を行った。最後に出席者全員に英日2か国語による“Book of Hope”が配布された。出席は約450人だった。後期は例年、キリスト教の観点から社会問題を取り上げ、礼拝と講演を行う。2006(平成18)年度後期は、学外から臨床心理学の教授と、牧師でもあるピアニストを招き、「よりよい人間関係を求めて」の題で行った。出席人数は約400人だった。

「クリスマス礼拝」は、12月の冬季休業に入る前の週に行われる。2006(平成18)年度は、パワーポイントによるキリストを題材とした物語“The Three Trees”、物語に関連する理事長の講話、学生・教職員の聖歌隊「Poole Singers」と学内ハンドベル演奏グループによるクリスマスキャロル、の3部構成で行った。

「ガイダンス」は、年度の始めにオリエンテーション・ウィークのプログラムとして1年次生と編入学生に向けて行われる。15分の礼拝に続いて、パワーポイントを提示しながら20分で、「チャペル」の紹介、「チャペル」でのマナー、「チャペルカード」、「キリスト教活動委員会」主催の年間行事、「エレノアホール」の設備、委員の紹介を行った。

自由参加行事は、学生・教職員の参加が義務づけられていないものであるが、主に昼食時に行われる活動である。「あなたと聖書との出会い」、「オープンハウス」、音楽行事、交換教授歓迎会、クリスマス関連行事、「コーヒーハウス」、「ベークセール」、ボランティア活動がこれにあたる。

「あなたと聖書との出会い」は、チャプレン主催の聖書研究会で、英語、韓国語、中国語、日本語のグループがあり、それぞれ週1回の集いを持つ。学生・聴講生・教職員を含めて、約50人が定期的に参加している。

「オープンハウス」は、4月に新入生が、学生・教職員と交流し、「キリスト教

活動委員会」委員を紹介する機会として設けられ、「いずみチャペル」で行われる。飲み物と軽食が用意され、自由に立ち寄ることができる。約 80 人が訪れた。

「音楽行事」は、学外の司祭によるギターとアフリカン・ドラムの演奏 2 回（屋外。各回約 20 名参加）学生による招待の韓国語ゴスペルグループ（約 40 人参加）学生が出席している学外の教会からの招待コンサート（約 50 人参加）を行った。

交換教授歓迎会は、インドからの 1 か月滞在の交換教授とともに、歓迎の昼食会（約 20 人参加）と、インド文化紹介の昼食会（約 25 人参加）を行った。

クリスマス関連行事としては、学外の教会から招待した聖歌隊によるコンサート（約 40 人参加）「クリスマス礼拝」参加者の感謝昼食会である「クリスマスパーティー」（約 40 人参加）クリスマス献金週間（献金 35 万 300 円は、南アフリカでエイズに苦しむ子ども、ネパールで医療を必要とする人びと、大阪のホームレスの人々への慈善事業に寄付）の活動を行った。

「コーヒーハウス」は、2006（平成 18）年度から始まった行事で、「いずみチャペル」においてコーヒーまたはジュースとクッキーを 80 円とし、売り上げを寄付するものである。集まった寄付金 42,533 円全額は、タイ研修旅行に参加した学生が始めた「10 for 1」の募金活動を受けて、津波で親を失った 5 人の子供たちの学費を補助するために贈られた。

「ベークセール」は、学生・教職員が作った菓子、品物を提供してもらい、売り上げを寄付するものである。前期売り上げ約 4 万円は、「10 for 1」に、後期売り上げ約 4 万円は、クリスマス献金に捧げられた。

ボランティア活動として、慈善事業に送られる使用済み切手の回収と、製紙工場に送られる使用済み割り箸の回収を行っている。学生の参加は過去数年間に大きな変化が見られ、2006（平成 18）年度の参加者はほとんどいなかった。

アウトリーチ活動には、『キリスト教センター通信』発行、「ジョイント・レクチャーズ」、「公開クリスマス」、「ホームカミング・コーヒーハウス」があげられる。

『キリスト教センター通信』は、年 2 回発行で、学内はもとより、卒業生、関係学校へも配布する。記事の内容は、キリスト教を主題としたエッセイ、行事の報告・案内などである。執筆は、学生・教職員、行事の際学外から招いた講師などによる。

「ジョイント・レクチャーズ」は、桃山学院大学との共催で年 1 回 3 月中旬に行う講演会である。2005（平成 17）年度はプール学院大学で、「イスラム教について」、2006（平成 18）年度は桃山学院大学で「子どもの教育について」の講演会を行った。毎年約 150 人の一般参加がある。

地域住民を対象に開かれる「公開クリスマス」は、学内のクリスマス礼拝で用いたクリスマスを象徴する品々の映像並びにその解説を含んだ礼拝で、音楽は、学生・教職員が演奏、独唱、伴奏をした。参加者は、引き続き「いずみチャペル」での茶話会に出席して懇親を深めた。

「ホームカミング・コーヒーハウス」は、「国際文化学部開設 10 周年」を機に行われた「ホームカミング」行事の一環として、委員会が出店したものである。100 円でコーヒーまたは紅茶とケーキを供し、売り上げ 32,720 円は、全額レバノ

ン難民支援のために寄付した。

### (3) 委員会活動の大学教育への意義

キリスト教のメッセージは、神が一人一人を愛するがゆえに、自分自身の命にも、他者の命にもそれぞれの目的と意味があることを伝えようとするものである。「プール学院大学」では、学生・教職員の信仰に対する多様性に十分配慮し、行事・活動にあたって、次の3点に対する理解を広めようとしている。すなわち、誰しもが霊的な心を持つことと、他者に気づき他者との関係を意識すること、世界の問題に目を向け問題に対する自分の責任を考えることである。

自己、他者、共同体、世界への意識を高めることは、誰にとっても、また人生のどの段階においても重要である。学生・教職員は、「キリスト教活動委員会」による行事・活動に、様々な形で参加することによって、異なった考え、経験、見解を分かち合い、お互いから学びあうことができるのである。

### (4) 委員会の貢献

世界の情勢や他者が必要とするものに対する学生の意識は、概してさほど高くないが、奉仕の概念を教育する一環として、慈善活動を行っている。「コーヒーハウス」、「ベークセール」、「クリスマス献金」、「ホームカミング・コーヒーハウス」の売上金・献金の寄付先については、それぞれ詳しい内容を知ることができるよう、チャペル、ポスター、リーフレット等で情報を提供している。また、委員会活動について、より広く伝えるため、年2回の『キリスト教センター通信』を発行している。ボランティア活動の切手や、割り箸のリサイクルを通して、学生が資源等に関して地球規模の貢献をすることができる。国内外の自然災害時には、献金を呼びかける。地域共同体に対しては、広く「公開クリスマス」や「ジョイント・レクチャーズ」を提供し、つながりを深めている。大阪・釜ヶ崎のホームレスの人々へは、クリスマス献品を直接持参することが恒例になっている。

### (5) 自己評価

月例の委員会において、行事・活動の反省を行っている。将来の改善に向けての話し合いが活発に行われる。機会あるごとに、学生へのアンケートを行い、評価を分析している。例年、後期アセンブリー出席者にはアンケートを依頼し、講演に対するコメント、現在の関心、今後の希望等をたずねる。学生・教職員から非公式の意見も常に求めるようにしており、また、大きな行事の後は、参加者から自発的に多くの感想が寄せられる。

委員会として、特に2006(平成18)年度から始めた活動(コーヒーハウス、クリスマス献金週間、公開クリスマス、チャペルトークを学生にさせる試み等)が多かったため、肯定的な評価が得られたことはたいへん喜ばしい。前期アセンブリーの評価も高かった。

これに対し、後期アセンブリーでは、講師の話した内容について、女性に対する固定観念が見られるといった批判が委員会に寄せられた。アンケート結果によ

ると講演が役に立つ内容だったとの感想も多かっただけに、委員会は、批判をより深刻に受けとめた。

もとより、委員会による行事・活動が成功であったかどうかについて、大学全体の意見が一致することは現実にはあり得ない。多様な背景を持つ共同体の中で、委員会の行事・活動に意義を見出すことができず、参加しないメンバーがあることは、蓋し当然であろう。しかしながら、その反対に、「キリスト教活動委員会」の催しに積極的な意味を認め、定期的に参加するメンバーもまた多くいる。特に、大学が求める以上のチャペル出席を続ける学生、また、自ら進んでキャンパスで行われる行事・活動に参加する学生を見ることは、委員会にとって、この上ない喜びである。

#### (6) 改善への展望および2007(平成19)年度の改善計画

行事・活動の質を高めるため、招聘する講師の選定により注意を払い、学生についても「チャペルトーク」を担当するにあたって教職員からアドバイスを受けられるようにする。

2006(平成18)年度チャペル担当者会での意見により、チャペル奏楽を依頼できるか等についてのアンケートを、入学直後でなく、1か月後、学生が大学生活に慣れてから行う。

上記アンケート結果に基づき、行事・活動を支える学生・教職員の音楽グループ結成を企画している。

2006(平成18)年度後期アセンブリーの反省の上に立ち、「チャペル(礼拝)」に、ジェンダーについて取り上げる週間を追加する。

留学生の増加と、高い英語力を持つ学生へのよい機会になることに鑑み、日本語以外の「チャペル(礼拝)」を前期後期ともに2回ずつ予定している。

チャペル担当者会は、数年途絶えていたものが2006(平成18)年度に復活したが、昼食時のみの会合に終わったため、より正式の会にするべく日程を調節する。

2006(平成18)年度から始めた、行事・活動の月刊リーフレットの形式を、さらに整える。

チャプレンおよび「チャプレン・チーム」の役割は、年々変化発展しているが、これまで明文化されたものがなかったので、責任の範囲をより明確にし、委員会と「チャプレン・チーム」の相互理解を深める。これは、委員会がキリスト教精神に基づく建学の精神を反映し、大学全体にいつそう益する活動をしていくためである。

## 2. 異文化間協働の学び

カネ、ヒト、モノ、文化、情報が自由に国境を越え、「地球化時代」の到来が叫ばれる中、民族、国家といった文化的大集団間のみならず、職業、性別、世代、学歴、身体の特長、性格、思考や行動様式の違いなど、異なる文化的環境が故に生じる境界の彼我を越えた共生、共存への努力が、まさに問われる時代となった。そうした時代の到来を背景に、本学はその建学の精神「キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳」を旨とし、世界人類の福祉に貢献できる人材の輩出を教育目標に掲げている。

学部開設当初より、「異なる文化的環境」の中で育った者の中で、その境界を越え、共に抱える問題を共有、解決するための働きかけができることこそが、「世界人類の福祉に貢献」できる人材の輩出を可能にする、との考えから、教育の中核に据えられてきたのが「異文化間協働」という概念である。言い換えるならば、自らの属する文化的集団の、あるいは、自らの、アイデンティティ確立へ向けての志向が、実は、自らの周りに無数の境界を設ける、即ち、自らと「異文化」とを際立たせる営みであるとの自省を促し、現代を生きる我々に問われているのは、その境界思考を越えた共存、共生への試み「協働」が、いかに必要不可欠であるかを自覚させることが教育の中核として位置づけられたのである。

学部開設以来標榜されてきたこの「協働」は、その英訳“Intercultural Service”にその意味するところが色濃く反映されている。即ち、生活の場を共にする同時代の人間と、存在する多数の境界を越え、共に抱く問題を共有し解決への働きかけをする。問題解決への働きかけのプロセスが、あるいは、その成果が、単に当事者のみならず広く「世界人類」に大きな恩恵をもたらす。そうしたことを目指した共存・共生への試みが、本学が標榜する「協働」の内実であり、教育理念として目指すところである。

本学は、このような「異文化間」における「協働」の習得を、単に抽象的な概念としてではなく、学生個々の日常生活に密に関係する具体的事象であることを、実体験の場を通して認識させる教育体制の構築を目指してきた。具体的には、キャンパス自体を異文化間交流の場として積極的に留学生を受け入れる体制の確立を促進してきたことはもとより、「協働」を座学の対象としてだけでなく、「体験知」を生かした学びの習得として促し、その実践の場として短期留学や海外研修の制度を設け、学生が様々な国で海外学習を行うことを積極的に推進してきた。また、フィールドワーク、サービス・ラーニングを奨励し、国内外の教育現場や福祉現場、NPOでの活動実績を積み重ねることをも可能にしてきた。中でも、海外研修は、従来の単なる語学学習にとどまらず、研修提携先の教育機関などで日本語・日本文化を紹介し、また、低所得者用住宅建設活動を手伝ったりするなどの参加体験型のプログラムが取り入れられ、研修の実を挙げてきた。

以下に、本学国際文化学部開設以来実施されてきた本学の「異文化間協働」を中核とした実践教育の特記すべき諸点を詳述する。

(1) 異文化間交流を目指した留学生の招致

本学では、国際文化学部開設時に、日常の学習活動の場が異文化間交流の場としての機能を有するべきであるとの構想から、アドミッションポリシーの一つに積極的な留学生の招致を据えた。その多くが近隣アジア諸国、とりわけ中国、韓国からの学生が際立っているという点を考慮し、カリキュラム上に中国語、韓国語を設け、留学生とのコミュニケーションの手助けを目指した。また、日本人学生と留学生の交流促進を大きな目的の一つとして、「異文化間協働センター」を設置し、留学生交流会等、様々な活動を通して異文化間交流の機会を提供し、その実をあげてきた。また、異文化間交流の場をキャンパスに限定することなく、近隣の小中学校との連携の下、連携校への留学生派遣を実施し、児童・生徒と本学学生との間の異文化間交流の場設定を積極的に進めてきた。この試みは、後に述べる海外研修の事後研修の場、サービス・ラーニングの場へとつながることになった。

(2) 海外研修の企画、実施

日常のキャンパス内での異文化間交流にとどまらず、更に積極的に異文化における「体験知」の習得を奨励し、その具体的方法として、ネパール、ミャンマーを皮切りに、海外数か所における3週間内外の異文化体験を海外研修として企画、実施してきた。研修の実施に当たっては、上掲「異文化間協働センター」がその仲介役として研修先との提携がなされ、参加学生にとって、真の意味で「体験知」の習得、「協働」体験の場になるよう企画されている。

- 1) 異文化を意識する場の提供：研修参加学生に「異なる文化」の存在を意識させるために、日常と異なる環境の中で、異なる規則、慣習に従う生活を体験させ、文化とは、異文化とは何かを自らの問題としてとらえ、意識させることを研修の第一義とする。
- 2) 自主性、積極性を引き出す場の提供：事前研修、現地研修、研修終了後の事後研修すべてにおいて、学生の自主的、積極的参加が求められるプログラムの企画。研修中に培われた自主性、積極性が、引き続き研修終了後の日常生活、学習姿勢にも生かされることを目指すプログラムを企画する。
- 3) 双方向交流を実現する場の提供：一方的な技術の伝達になり、文化的価値観の押し付けにつながることなく、双方の学びの場になるよう次のような合意の上で研修を企画。まず、日本語・日本文化の紹介活動は、大学生年齢の平均的な日本人が身につけた知識の紹介活動であり、現地学生との交流の一手段である。次に、現地参加学生も、自分が知っている言葉、文化の紹介をする。その結果、両方が同じ姿勢で交流をすることで、対等の立場で、一方通行になることのない学びあいの場、協働が擬似体験できる学習の場を設定する。

当初は、ネパール、ミャンマーの2国が研修先として選ばれ始められた海外研修プログラムであったが、次第にその教育的効果が教員、学生双方の認知するところとなり、研修先はフィリピン、インド、インドネシア、タイ、ベトナムへと

広がっていった。また、単位の認定されないカリキュラム外の活動として始められた海外研修であったが、2004（平成16）年度からは、サービス・ラーニング、フィールドワーク、インターンシップと共に、オフキャンパス講座と名付けられ、明確にカリキュラム上に位置づけられ、単位の対象となった。

ここで言う「教育的効果」の特筆すべき点としては、参加学生の一人一人が自らの日常とは異なる非日常の世界に身を置くことによって、自らの文化との間に存在する境界を意識し、「異文化」の意味するところが何かを明確に認識する機会を得るという点が挙げられる。更にそれに留まらず、異文化に存在する問題の多くが、自らの日常の問題と同質の問題であること、その解決には双方が平等の立場で協力関係を築き、問題解決への働きかけをすることが必要不可欠であると体得すること、即ち、本学の標榜する「協働」の必要性の認識が、後の学習への大きな動機付けとなる点も、看過できない教育効果の一つである。

下に掲げる表は、研修先、参加者人数の推移を表したものである。

海外研修実施先、参加人数の推移

国名 年度	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	国別合計
ネパール	30	11	38	26	26	23	14	22	-	8	198
イギリス		10	13	15	28	10	9	15	-	6	106
アメリカ					7	9	9				25
ミャンマー		16	18	14	15	6	24	14	10	-	117
フィリピン夏						12	9	13	9	8	51
インド							5	6	11	7	29
フィリピン春								10	10	9	29
タイ									10	12	22
韓国										10	10
年間別合計	30	37	69	55	76	60	70	80	50	60	587

\* 上表中（-）印を付した年度は、SARS等の理由でキャンセル

こうした教育効果を挙げてきた本学海外研修のもう一つの特徴は、上記「2）自主性、積極性を引き出す場の提供」として掲げた研修の企画段階から、「参加体験型」を意図した点が挙げられる。具体的には、研修相手先の教育機関において、日本語・日本文化の紹介クラスを実施（ネパール、ミャンマー、フィリピン）する研修のありようであれば、事前研修としての教材作成、模擬授業、現地研修における授業評価・準備作業、後述する事後研修の訪問授業の準備・評価の過程全体がそうであり、また、後述する野球紹介活動（ネパール）がその好例である。参加体験型研修に参加した学生たちは、研修準備、現地でのクラス運営、事後研修を通して、自主的積極的関わりをせざるを得ない状況を体験することになる。とりわけ、研修終了後の学生たちの日常学習への取り組みの姿勢が大きく変わり、国際文化学習得への再動機付けとしても海外研修の役割は大きい。

このように継続されてきた海外研修プログラムは、研修が重ねられるにつれて、研修先教育機関との間にも強い協働関係を生み出すこととなり、その結果、定期的に実施されるグループ派遣研修プログラムに留まらず、在学生のサービス・ラーニング、日本語教育実習の場としても、あるいは、卒業生の協働実践の場としても、大きく寄与するという結果をもたらしている。

それは、ネパール、フィリピンにおける長期サービス・ラーニングの受け入れ、また、タイ、ベトナムにおける日本語教育実習生の受け入れという成果につながった。また、卒業生との関わりについては、後に項目「(5) NPO 設立」として詳述するように、卒業後、野球交流活動指導者が長期受け入れ先に滞在し指導を続ける活動につながり、また、それが同項で触れる NPO 設立へと大きく進展していった。

### (3) 「体験知」共有の場 近隣小中高での授業

上述したように海外研修参加者には、事後研修として本学近隣の小中学校、高等学校を訪問し、国際理解教育の一環として、あるいは、人権教育の一助として授業をすることが課せられる。これは、大学近隣の有志小中学校との間に「異文化間教育研究会」が設けられ、その企画の下で実施される訪問授業である。

この訪問授業は、1998 (平成 10)年開始当初は、近隣小中学校の総合的学習の時間(準備)支援を目的に留学生派遣を行い、それが以下のように発展し、可能になったものである。

#### 小中学校訪問プログラムの発展推移

1998 年	総合の時間ゲストとして留学生を派遣。異文化間交流を実施。
2000 年	課題を設定して、留学生と訪問校児童・生徒との意見交換。一過性のプログラムにならないよう、年複数回の訪問を訪問先カリキュラムに設定しての交流プログラムの開始。
2002 年	留学生、海外研修参加経験者の混合チーム、あるいは、海外経験参加者のみのチームを派遣。「協働」できる課題を設定し、年複数回の交流。海外研修の事後研修として機能させ、現在に至る。

\* 2001 年から 2006 年度までの 5 年間に 38 校(うち、小学校 30、中学校 6、高校 2)を訪問し、上記プログラムが実施された。

こうした訪問授業の実施は、海外研修を一過性の非日常経験として終わらせるのではなく、三つの点から大きな意義を持つ研修の欠かせない部分としての機能を持つ。その一つは、訪問校の生徒・学生に研修現地で得た様々な知識、体験を語り聞かせる。次に、研修現地で知見した、例えば、環境汚染の問題を訪問校児童・生徒と共有し、その解決には国境、世代という境界線を越して「協働」が必要であることを理解させる。更には、提携校の担当教員と事前協議をした上で授業の展開をすることで、世代、職域を越えた協力関係の構築を迫られるという点も、卒業後の実社会での実務のありようの疑似体験として、第三の意義として挙

げられる。

#### (4) サービス・ラーニングへの展開

本学は、2004 (平成 16)年度からカリキュラムに実践科目を設定し、その一つとしてサービス・ラーニングを組み入れた。サービス・ラーニングとは、サービス（貢献活動）とラーニング（学習）をつなげ、その活動体験を通して学びを獲得する教育方法である。1990 年代からアメリカにおいて、小学校から大学まで様々なレベルの学校で積極的に導入されるようになり、日本でも 1990 年代後半から紹介されるようになった。学習者はボランティア活動などのコミュニティー・サービス（地域社会に貢献する活動）と関連した体験を通じて学習を進めていき、学習とサービスが表裏一体となっている。他者を含んだ環境を「協働」で「よりよく」変化させていくこと自体が、個人にとって学習の過程となると考えられている。

サービス・ラーニングが本学国際文化学部を導入された要因は二つある。一つは、上述した「体験知」習得のための実践教育の成果、即ち、国内外のコミュニティーにおける本学の教育理念「協働」が具体的成果を見せ始めたということである。もう一つは、地域社会のニーズが挙げられる。本学が位置する大阪府堺市には、2005 (平成 17)年に 12,138 人の外国人登録者が生活しており、市立小中学校に 606 人の外国にルーツを持つ児童生徒が学んでいる。その 5 分の 1 は、日本語の読み書き能力が十分でなく、通常の授業についていくことができず、日本語指導を必要としている。更に、本学周辺の泉北ニュータウン地域にも 1,800 人を抱える中国帰国者コミュニティーがあり、彼らの子ども・孫達も日本語指導を必要としている。堺市は小学校 7 校、中学校 4 校に日本語教室を設置し、加配教員を配置しているが、取り出し授業では日本語習得能力の異なる 4、5 人の子ども達を教員 1 人で指導し、通常の授業に入り込んで指導することは十分に体制化できていないのが現状であった。これらの教育課題に小中学校の教職員だけで対応することには限界があり、学校を地域に開き、地域の人材等教育資源の活用が求められていた。また、本学が「南大阪地域大学コンソーシアム」の一員として、堺市教育委員会が推進する大学生を活用して小中高教育のサポートをするプログラムに積極的に参画していることも、サービス・ラーニング実施に大きく影響をした。こうして、本学の教育理念と地域社会側のニーズが相互に結びついて、2004 (平成 16)年度からサービス・ラーニングが導入されたのである。

サービス・ラーニング導入に際しては、まず、2004 (平成 16)年度の後期から、4 人の教員（専門分野は教育学・教育人類学・社会福祉学・日本語教育）でミーティングを開始し、サービス・ラーニングについての学習を進めながら、目的と方法、活動内容や活動先について詰め、40 時間の実習と 50 時間相当の学習（活動の準備、ジャーナルを書く、ふり返し、レポート作成）で 2 単位が与えられるとした。活動先と学生、教員間の連絡調整や教員の補助のために、学習支援室に担当コーディネーターを配置した。

活動先は、海外及び国内としたが、これまで本学では海外研修プログラムが多

いのに対して国内の活動プログラムを組めていなかったことを反省して、コミュニティ・サービス・ラーニングを進めることに重点を置き、大学周辺の地域での活動を中心とし、大学が地域社会と連携するために、地域貢献となる活動を目指した。活動先は学生自身が申し出た場所（その場合は学生の居住地での地域貢献となる）はもとより、大学からも紹介できるようにした。

その結果、2005（平成 17）年度は、延べ 43 人の学生がサービス・ラーニングを行った。1 人で複数のサービス・ラーニングを行った学生もいるため、実人数は 39 人である。891 人の国際文化学部学生のうち 4.4%の学生が行ったことになる。小中学校での外国人児童生徒の日本語や学習支援、小学校での国際理解教育、不登校児童支援（堺市さわやかリーダー）、学童保育、軽度発達障害児童の「ことばの教室」、保育所など計 19 か所で支援活動が行われた。このほとんどが本学が立地する堺市の、特に大学周辺での活動である。

**2005（平成 17）年度サービス・ラーニング活動学生総数および内訳**

活動学生数		日本語母語学生数		非日本語母語学生数	
延べ人数	実人数	女子	男子	中国	マレーシア
43	39	15	4	19 (女子:13) (男子:6)	1 (女子:1) (男子:0)
		19		20	

**2005（平成 17）年度サービス・ラーニング活動先総数および内訳**

学校			保育園・幼稚園・学童保育・	福祉施設		海外
小学校	中学校	大学		高齢者施設	障害者施設	
7	3	1	4	2	1	1
11				3		
計 19						

2006（平成 18）年度は延べ 48 人の学生がサービス・ラーニングを行った。1 人で複数のサービス・ラーニングを行った学生もいるため、実人数は 45 人である。875 人の国際文化学部学生のうち 5.1%の学生が行ったことになる。活動先としては、前年度同様学校関係が大半を占めている。福祉関係の活動も児童養護施設と障害児の活動支援であり、子ども対象の活動が中心となっている。活動先 17 か所のうち、前年度も学生が活動していたのは 6 か所であり、3 分の 2 が新しい活動先である。そのうち学生自らが探してきた活動先は 2 か所だけであり、大半が大学の紹介によるものである。サービス・ラーニングの評判を聞いた小中学校の方から学生の派遣を依頼してきたケースもあった。

2006 (平成 18)年度サービス・ラーニング活動学生総数および内訳

活動学生数		日本語母語 学生数		非日本語母語学生数				
延べ人数	実人数	女子	男子	中国	韓国	ブラジ ル	ミャンマ ー	インド
48	45	11	5	22 (女子 : 18) (男子 : 4)	3	2	1	1
		16		29				

\* 韓国・ブラジル・ミャンマー・インドはすべて女子

2006 (平成 18)年度サービス・ラーニング活動先総数および内訳

学校			保育園・幼稚園・ 学童保育・	福祉施設	
小学校	中学校	大学		児童養護施設	その他
8	2	1	4	1	1
11				2	
計 17					

本学におけるサービス・ラーニングのプログラムは始まったばかりであり、現時点で正確な評価を行うことは難しい。しかし、その意義と課題について大まかに述べることはできる。参加学生の多くは、サービス・ラーニングを肯定的に評価している。学生は活動に積極的に取り組み、受け入れ先の教員・職員や子ども達・利用者の方達と良好な関係を築き、活動を通じて多くの学びを得たと捉えている。自分を待っている子ども達がいるから、自分の活動の意義が実感でき、積極的に活動に取り組むことができるようである。活動を通じて、今まで知らなかった現実の社会の姿を知ることになる。外国にルーツを持つ子ども達を取り巻く状況を知ること、大学の授業で学ぶ「多文化社会」や「異文化」という言葉が、リアリティーを持ったものとして受けとめられるようになる。上述した海外研修での学びと同じように、今まで抽象的でおもしろくないと感じられた授業が、活動先で出会う子ども達とのつながりの中で理解できるようになる、日常学習への再動機付けと呼んでもいい大きな成果を上げていると考えられる。

受け入れ機関も学生の活動を肯定的に評価し、継続的に学生を受け入れたいとの希望を持っている。単に役に立つということだけでなく、大学とともに学生を育てるという意識を持って学生を受け入れ、学生の成長を共に喜んでくれる担当者に出会うことができたことが大きい。継続的に学生を受け入れてくれる機関も増えており、地域社会から本学のサービス・ラーニングが一定の評価を得ていると言うことができる。この点も、上記「(2) 海外研修の企画、実施 3)項」で述べた受け入れ先との「協働」

関係の構築と軌を一にする成果の一つとして挙げられる。

しかしながら、課題もある。学生に何らかの体験をさせれば、自動的にサービスとラーニングの良い循環が生じるのではない。学生のサービスがラーニングに結びついていくよう、効果的なふり返りを持つ必要がある。また、どのような場合でも、外部の者が入り込むことは多かれ少なかれ現場に負担を強いることになる。学生の活動と現場のニーズにミスマッチが生じないように、大学の担当教員と受け入れ先の担当者との緊密な連携は必須である。

加えて、サービス・ラーニングは、教育方法という側面だけでなく、本来的に、大学の社会貢献という側面も持つ。地域社会が抱える問題に対して、大学としてもその資源を活用し、解決に向けて協働していく責務を持つ。その責務を具体的に果たす可能性をサービス・ラーニングは持っている。サービス・ラーニングを通じて、大学は地域のニーズを知り、解決につながる活動を展開することができる。しかしながら、本学のサービス・ラーニングは、社会貢献としての側面はまだ弱いと言わざるを得ない。サービス・ラーニングが社会貢献としての側面を持つためには、大学自身が地域のニーズに向き合い、社会貢献を積極的に果たしていこうとする意志を持つ必要がある。今までの実績からその萌芽を認めることはできる。今後は社会貢献の側面をさらに伸ばしていく必要があるであろう。

#### (5) NPO 設立

本学の日常における「社会貢献」の側面について上記「(4) サービス・ラーニングへの展開」で述べたが、その「萌芽」の一つとして、国内外でのサービス・ラーニング体験者を中心として 2003(平成 15)年に組織された NPO「ラリグラスの会」の活動を挙げる。当活動は、本学における日常のサービス・ラーニング活動と直接的に関わるものではないが、本学が標榜する「体験知」習得を核とする教育の一つの成果、また、卒業生と在学生の間をつないでの社会貢献の一形態として、ここに別項を設けて記述するに値する事項であると考えられる。

「ラリグラスの会」の NPO 活動開始のきっかけは、1998(平成 10)年ネパール研修に遡る。当研修参加者の中から自主的に、日本語・日本文化紹介に野球指導交流を加え研修内容を拡充させようとの申し出があり、同年 9 月から、ネパール研修は日本語・日本文化紹介と野球指導交流の 2 活動へと発展した。上記「(3) 「体験知」共有の場」に掲げた研修企画に際しての 3 点が満たされるかどうかを仔細に検討され実施に移されたが、日本側、ネパール側とも、企画当初には意図されなかった成果につながるようになった。

日本側では、活動費用の調達、野球道具の準備、搬送に際して、学内での協力要請活動に留まらず、スポーツメーカー、航空会社からの支援を求め、その他外部関係諸団体と交渉したり、また、マスコミの協力を得たりするための努力を強いられることになった。従来 of 事前研修のありかたに加えて、より広いフィールドで一つの目標に向かっての活動が繰り広げられ、自主性、主体性涵養の大きな役割を果たした。また、ネパール側では、Secondary School 数校の校長を中心に活動協力のための受け入れグループが組織され、これまで以上に「協働」が強め

られた。野球交流が進むにつれて、現地参加学生の中でも先輩が後輩の指導をするという関係ができ、本学から学生が派遣されない時期にも、自主的に練習を続ける体制が構築されることになった。更には、活動途中で、ネパールスポーツ・文化大臣より招聘を受け、ネパール青少年教育へ寄与するよう懇請を受けることになり、「協働」という側面からは、参加学生それぞれに大きな責務を担わせる活動となった。

概ねこのような経緯を辿った野球交流活動に対して、その第1回参加者たちの間から、現地に根付きつつある野球活動を支援し続ける社会的責務を全うする、卒業後も在校生との絆を保ちつつ活動を継続する、本学以外のより広い範囲からも同活動への賛同・参加者を募る、といった目標を持ってNPO「ラリグラスの会」が設立されることとなった。同NPOは、これまでに4人の卒業生を1年から半年の期間で現地に派遣し、2006(平成18)年8月には、現地に建物を借り、野球活動の事務所として、また、日本語・日本文化紹介拠点として機能させている。現地には、2007(平成19)年4月時点で、本学卒業生2人、外部から1人の計3人が1年の予定で常駐し、指導、交流に当たっている。

この卒業生のNPO活動は、本学はもとより、本学同窓会からも大きな支援を得ているが、本特記事項冒頭に掲げた、「キリスト教の精神に基づいた神への畏敬と人間の尊厳」を旨とする本学建学の精神に基づき、「世界人類の福祉に貢献できる人材の輩出」を実現するための有効な第一歩として大きく評価されて良いと考えられる。

以上、本学国際文化学部開設以来、キリスト教に基づく建学の精神を旨とし実践されてきた教育理念、「協働」習得へ向けての具体的教育方法、成果について述べてきた。学部開設当初は、正式な単位認定科目としてフィールドワーク、長期海外留学の2科目を設け、学生の積極的な「異文化での学び」を促進してきた。「体験知」を標榜する本学の教育方法は、学生の積極的取り組みを促す結果となり、学部開設後間をおかず、実践参加型海外研修プログラムの開設、オフキャンパス講座としてカリキュラムへの組み込み措置へと発展していった。更には、その成果を基盤に国内外、とりわけ、大学近隣の小中学校におけるサービス・ラーニングが体系化され、「協働」の実体験を通しての「体験知」習得、国際文化学への積極的取り組みを可能にする日常の学習体制の充実化につながった。

このような特色ある学習体系の構築・実施を可能にしてきたのは、何よりも学生の積極的取り組みであった。また、それぞれの実践科目実施のパートナーとしての研修等受け入れ教育機関の積極的な協力姿勢、評価も看過することのできない点である。

本学では、2008(平成20)年度から、2007(平成19)年度開設の「こども教育学科」、2008(平成20)年度新設予定の「英語学科(仮称)」、それに現存の「国際文化学科」を加えた3学科構想を実現すべく、現在鋭意準備中である。この構想は、従来やかもすると軽視されるきらいのあった、学生の卒業後の進路を明示することによつ

て、本学の教育理念を更に明確にすることを目指したものである。即ち、「協働」精神の習得を横糸に、教育の場面で、国際ビジネスの現場で、あるいは、国内外における NGO/NPO 活動の取り組みにおいて、大学在学中に習得、知見した自らの知識、技術が狭義、広義でのコミュニティーサービスに活用される方向性を明らかにするための改革である。

各学科では、その目的に向かって更に体系化され、本学の教育理念に明確に則ったカリキュラムを提示するが、それは、学生たちのより積極的な学習への取り組みを促し、「世界人類の福祉に貢献」できる人材育成への更なる一歩を踏み出す試みでもある。